

壮警町告示第8号

令和2年壮警町議会第1回定例会を、次のとおり招集する。

令和2年2月21日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和2年3月5日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 第5次壮警町まちづくり総合計画基本構想について
- (3) 町有財産の処分について
- (4) 壮警町附属機関設置条例の制定について
- (5) 壮警町子ども・子育て支援条例の制定について
- (6) 壮警町学校教育施設整備基金条例の制定について
- (7) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (8) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (9) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (12) 壮警町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第13号）について
- (14) 令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- (15) 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- (16) 令和元年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (17) 令和元年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

- (18) 令和2年度壮瞥町一般会計予算について
- (19) 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
- (20) 令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
- (21) 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- (22) 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
- (23) 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○応招議員（9名）

1番 菊地敏法君

3番 佐藤 恣君

5番 山本 勲君

7番 毛利 爾君

9番 長内 伸一君

2番 松本 勉君

4番 加藤 正志君

6番 真鍋 盛男君

8番 森 太郎君

○不応招議員（0名）

令和2年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年3月5日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 総務常任委員会の所管事務調査結果報告について
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 町政執行方針及び教育行政執行方針
- 日程第 7 議案第5号ないし議案第27号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長(兼)	木下薫君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和2年壮警町議会第1回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

1番 菊地敏法君 2番 松本 勉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの9日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、総務常任委員会所管事務調査及び総務経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案23件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎総務常任委員会所管事務調査報告

○議長（長内伸一君） 日程第4、総務常任委員会の所管事務調査結果報告を行います。

総務常任委員長から調査結果の報告を求めます。

真鍋総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（真鍋盛男君） 総務常任委員会の調査結果の報告を行います。

総務常任委員会では、1月27日及び2月10日の所管事務調査を実施しました。その結果、次のとおり調査の経過と結果を報告いたします。

調査事項、令和2年1月27日実施、壮警町における生活習慣病健診の現状について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、札幌医科大学医学部公衆衛生学講座教授、大西浩文氏及び住民福祉課担当職員により説明を受け、質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、壮警町における生活習慣病健診の現状についての説明を受けた後、健診の現状や課題等について質疑応答を行い、また今後の見通しや在り方等について意見交換を行い、理解を深めました。

調査事項、令和2年2月10日実施、蟠溪ふれあいセンター廃止後の蟠溪地区住民への温泉利用料補填の特例的措置について。

調査の方法、委員会の開催、調査をするための委員会を開催し、住民福祉課担当職員より説明を受け、質疑応答及び意見交換を行いました。

委員会に出席した委員、委員会に職務のため出席した者、委員会に出席した説明員は、お手元に配付の書面のとおりであります。

委員会の調査結果、蟠溪ふれあいセンター廃止後の蟠溪地区住民への温泉利用料補填の特例的措置について、現状や課題等について質疑応答を行い、また今後の見通しや在り方等について意見交換を行い、理解を深めました。

以上で総務常任委員会所管事務調査の結果を申し上げ、報告といたします。

○議長（長内伸一君） ただいま報告のありました委員会の所管事務調査結果について質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これにて総務常任委員会の所管事務調査結果報告を終結いたします。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第4回定例会以降における町政の主なものについてご報告申し上げます。

最初に、お手元に第4回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

初めに、要望活動についてご報告申し上げます。12月25日から26日の2日間で北海道開発局、環境省北海道地方環境事務所、札幌管区气象台、北海道、北海道立地質研究所など、札幌市に所在する関係機関の代表、幹部を訪問し、また1月7日に室蘭市等に所在する国、北海道の出先機関など、関係機関の代表、幹部を訪問し、年末年始の挨拶とともに町政に関する懸案事項の協議、運営について必要な支援等の要請を行いました。なお、両日の訪問に際し、長内議長にもご同行をいただいております。

2月6日、北海道高速道路建設促進期成会と北海道で国土交通省やNEXCO東日本本社を訪問し、高規格幹線道路の優先整備区間である道央自動車道「登別室蘭IC～伊達IC」ほか2区間及び道東自動車道1区間の計4区間における4車線化の早期着手について緊急要望を行いました。本件につきましては、昨年国土交通省が策定した「高速道路における安全・安心基本計画」において、全国880キロメートルが優先整備区間として選定され、さらに令和2年度予算において、財政融資を活用して「暫定2車線区間の機能強化等」として約9,000億円程度の事業方針が示されたことを踏まえ、重点要望として「優先整備区間における4車線化の早期着手」について要望したものであります。

次に、第32回昭和新山国際雪合戦の開催中止についてご報告申し上げます。本大会につきましては、今年も実行委員会を中心に多くの町民の皆様の協力の下で全国から参加するチーム、観戦客等を迎え入れるための準備を進め、特に今年は深刻化する新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、様々な感染防止対策も検討、準備されているとの報告を受けておりました。しかしながら、開催が近づくにつれ北海道内でも感染者数が急激に拡大し、さらに「市中感染の可能性」も報じられるようになったため、対応を改めて検討した結果、参加者やボランティアの皆様のリスクを回避する万全な対策が難しいこと、そして万一感染の要因になってしまった場合、圏域や雪合戦へのダメージは計り知れないことなどを勘案し、2月20日朝に、誠に苦渋の選択ではありましたが、大会主催者として実行委員会に中止の申入れを行うこととし、同日午前、実行委員会役員との協議を経て中止を決定いたしました。その後直ちに実行委員会から参加チーム、スタッフ、関係企業等への報告、防災行政無線等による町民の皆様への周知を行うとともに、私も自ら町内宿泊施設や近隣観光協会等を訪問し、説明、理解を求めましたが、幸い皆様には冷静に受け止めていただき、「このような情勢においては、適切な判断である」とのご意見も多数いただいたところであります。

大会が2日間とも中止になるのは、30年以上もの雪合戦の歴史の中で初めてのことであり、実行委員会をはじめ参加チーム、関係者の皆様の心情は察するに余りあるものでありますが、新型コロナウイルスの感染症に係る世の中の動向を踏まえるとやむを得ないものと考えておりますので、皆様のご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、空家等対策協議会についてご報告申し上げます。本町では、これまで空き家バン

クの設置や空き家整理回収事業補助金、持ち家住宅取得奨励金等様々な施策を実施し、定住促進を図ってまいりましたが、空き家等が増加し、適正な管理が行われなまま放置され、多くの問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。このことから、住民の代表や各分野の専門家から広く技術的な助言をいただくため、8名の委員で構成する壮瞥町空き家等対策協議会を設置、第1回目の会議を2月12日に開催し、年度内に策定予定であります空き家等の具体的な対策や基本的な指針となる壮瞥町空き家等対策計画について協議していただいております。空き家等の発生、増加を抑制するためには所有者等に対し適正管理を促すとともに、本町が行っている助成制度などの情報提供や空き家相談会の開催など、相談体制の充実により空き家化の予防に努め、空き家を中古住宅として適切に流通させることや地域の資源として有効活用するなど、人口減少対策や移住・定住対策の重要な施策として推進していきたいと考えておりますので、議員各位におかれましてもご承知くださいますようよろしくお願いいたします。

次に、国及び北海道が令和2年度に予定しております事業の概要についてご報告申し上げます。国は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、歳出の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としております。

また、北海道開発予算では、第8期北海道総合開発計画に掲げられた「世界の北海道」を目指し、世界に目を向けた戦略的産業を振興するとともに、これを担う「生産空間」の維持・発展を図るべく、「農林水産業・食関連産業の振興」、「世界水準の観光地の形成」、「強靱で持続可能な国土の形成」を推進するための社会資本整備等を北海道開発の重点事項として実施するとともに、とりわけ平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする北海道における大規模自然災害からの復旧・復興に取り組むとともに、今後も懸念される大規模自然災害に備え、防災、減災、国土強靱化に取り組むため、対前年度1.02倍の5,748億円が配分されたところであります。

壮瞥町内において、北海道開発局室蘭開発建設部が実施する事業の概要についてご報告申し上げます。国道453号の蟠溪道路整備についてであります。蟠溪市街地の第2工区では一部の用地買収の手続を継続して進めるとともに、蟠溪市街地から上久保内までの第3工区では（仮称）長流川橋の左岸側橋台付近の地滑り対策工事として集水井1か所及び抑止ぐい工を実施するとともに、右岸側の護岸工を行う予定と聞いております。また、新白水橋の下流部では昨年度に引き続き軽量盛土工及び抑止ぐい工を行う予定と聞いております。

次に、北海道の事業概要についてご報告申し上げます。道道洞爺湖登別線のうち壮瞥温

泉地区のサンパレス工区につきましては、用地交渉をおおむね了解をいただいているとありますが、今年度も交渉は継続し、令和3年度には用地処理が完了する予定と聞いております。また、弁景地区では昨年度に引き続き土砂崩壊防護柵を整備するとともに、仮設の防雪柵を常設に変える工事を実施する予定と聞いております。

次に、外環状線ではありますが、道道滝之町伊達線は道道立香南久保内線との交差点の土工及び立香から伊達市志門気に抜ける区間の暫定土工を行うとともに、伊達市内ではありますが、水湧橋の上部工の製作と下部工を行う予定と聞いております。

次に、道道洞爺湖公園線におきましては、湖畔側と昭和新山側の2区間で未整備となっております歩道の整備を行う予定と聞いております。

次に、河川事業では、幸内地区におきまして昨年度に引き続き長流川の浸食を防ぐため、約61メートルの護岸整備を行う予定と聞いております。

地滑り関係では、室蘭開発建設部及び室蘭建設管理部による集水井の整備や長流川の帯工、護岸整備などにより「上久保内地区」におきましては比較的安定しておりますが、「幸内地区」におきましては変異は比較的少なくなっているものの、融雪期や大雨時には変位が見られるなど、いまだ注視が必要な状況であります。今後も各関係機関の観測を継続しながら学識者や関係機関による連絡調整会議等で情報共有を図るとともに、連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上が室蘭開発建設部及び北海道が令和2年度において予定しております事業概要であります。壮警町内では、国・北海道にて多くの社会基盤整備が実施されております。その中でも道路・河川・防災対策は、住民生活や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であります。地域の実情に応じた整備について、より一層関係機関との連携を強化し、事業の実施、早期完成に向けて努めてまいり所存であります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る本町の対応状況についてご報告申し上げます。本町では、2月7日の課長会議以降、庁内の情報共有と対応協議を継続し、2月25日、「感染拡大の抑制と町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民の経済に及ぼす影響を最小とする」ことなどを目的として、私を本部長、副町長、教育長を副本部長とし、課長職を加えた「壮警町新型コロナウイルス感染症対策会議」を設置し、本日までに3回会議を開催してまいりました。会議では、政府の基本方針を踏まえ、町主催の行事、会議などは当面の間、原則開催しないこと、職員は執務中はマスク着用を励行すること、室蘭保健所との24時間連絡体制を構築することなどを決定し、実践しているほか、北海道知事、北海道教育委員会からの要請を踏まえ、壮警小中学校は2月27日から、3月4日まで休校とする措置を講じました。しかし、北海道内の感染者数はその後も増加の一途をたどるなど事態は深刻化しており、2月28日の北海道知事による緊急事態宣言、2月29日の内閣総理大臣による緊急記者会見などを踏まえ、壮警小中学校の休校期間を春休みまで延長し、壮警高校は3月2日に教職員と卒業生のみで卒業式を実施いたしました。また、地域交流センター山美湖などの社会教育施設につきましても3月2日から16日

まで休館といたしました。保育所、児童クラブにつきましては保護者の状況を勘案し、開所しております。

一方で、観光客入り込みの大幅な減少による経済的被害も拡大しており、今後国や北海道と連携しながら対策を講じていく考えであります。また、先日の昭和新山国際雪合戦につきましても、企業協賛金や参加料などの返還に伴う不足分などに対して必要な予算措置を行う考えであります。町では、このほかにもオロフレスキー場を2月28日をもって今期の営業を終了させ、3月下旬に派遣を予定しておりましたケミヤルヴィ雪合戦への参加も取りやめたところであります。

以上のとおり、昨日までの本町の対応経過をご報告いたしました。今後も状況は日々刻々と変化していくことが予想されることから、引き続き感染拡大防止を最優先として迅速かつ的確に対応していく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上、令和元年第4回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎町政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（長内伸一君） 日程第6、町政執行方針及び教育行政執行方針を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和2年第1回壮警町議会定例会の開会に当たり、新年度の町政執行について、私の所信と重点的に取り組む施策の一端を申し上げます。

初めに、昨年4月の町長選挙において掲げた政策公約に基づき、町民の皆様の負託を受け、また、議会議員の皆様のご理解とご協力により町政運営の重責を担わせていただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げます。

就任後、常に町民の皆様のご幸せを願い、壮警町が将来に向かって持続的に発展していく上で、解決しなければならない課題に、黒崎副町長、谷坂教育長、職員の皆さんとともに向き合い、よりよいまちづくりを目指し、町政運営を行ってまいりました。

先人、先輩が築き上げ、歩んでこられた歴史を踏まえながら、地域の宝である子供たちへ、着実に、この町を継承していくことを基本として、

- ・公正で公平な町政
- ・町民の皆様とともに歩む町政
- ・課題解決に果敢にチャレンジする町政

を信条として、これからも壮警町長として、町民の皆様のご生命と財産を守り、町民の皆様のご期待に応えるべく、「明るく元気なまち壮警町」の実現に向けて、全力で取り組む所存です。

就任後、取り組んだのが10年後の令和11年を見据えた「第5次まちづくり総合計画」の策定であります。

- 策定に当たっては、第4次総合計画の評価、検証を行うとともに、課題を洗い出し、
- ・ 町民の皆様と町の課題を共有し、意見交換する場を可能な限り設けること、
 - ・ 客観的な数値により現状と課題を整理し、解決策を検討し位置づけること、
 - ・ より具体的で実効性のある計画とすること、など

を基本的な考え方として、アンケート、地区別懇談会や分野別懇談会、町政懇談会による意見交換をはじめ、町づくり審議会での審議、さらには庁内での検討会、勉強会も開催するなど、私自らが多くの皆様の意見を伺う機会を設定しながら、課題の共有化や分析、解決策の検討を行うとともに、パブリックコメントを行った上で、議会の皆様にも集中的な審議、検討をいただき、最終案を本定例会に提案しているところでございます。

新年度は、計画推進の初年度となりますが、健全な財政運営に取り組みながら、明るく元気なまちづくりを推進するため、必要な施策や事業を順次、計画的に推進する所存です。

令和2年度において、町が取り組む主要な政策の展開方向について申し上げます。

まず、元気な産業のまちづくりについてであります。将来に向かって持続的に発展するまちづくりを進める上で、本町の基幹産業である農林業や商工・観光業の振興は欠かせません。地域に安定した産業や雇用の場があることは、地域コミュニティを持続させていく原点であり、本町が有する特色を生かした地域産業力を着実に向上させる取組を計画的に推進してまいりたいと考えております。

初めに、本町の農業については、経営規模は大きくないものの、水稻をはじめ、畑作、果樹、野菜、畜産など特色を生かした多様な農業経営が展開されております。

こうした中、本町の農業が持続的に発展するためには次代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図るとともに、地域の特色を生かした付加価値の高い農業生産体制の確立や農業経営の体質強化を着実に進めていく必要があると考えております。

このため、新年度においては、担い手育成センターの組織体制を再整備するとともに、壮警高等学校や道立農業大学校等と連携した担い手の育成・確保など、就農相談から研修や実習の受入れ・就農後の支援体制の機能強化を図ってまいります。

また、農業経営の体質強化に意欲のある農業者等が創意工夫をし、経営発展を目指せるよう、スマート農業等の新技術の導入や機械・施設等の整備、農地の利用集積等の取組を計画的に支援してまいります。

なお、堆肥センターや町営牧場につきましては、引き続き運営を継続することとしておりますが、今後の在り方や方向づけについて、関係する皆様と議論をさらに深めてまいりたいと考えております。

さらに、林業については、森林が有する資源としての木材生産などの機能をはじめ、国土保全機能、水源涵養機能、環境保全機能といった多面的機能が適正に発揮されるよう、計画的な更新、保育、間伐などにより森林の育成や保全を図ってまいります。

次に、商工業については、近年、景気の低迷や人口の減少の進行等に伴い、事業所数や従業者数、年間商品販売額が減少するとともに、久保内以東においては、小売店がないこ

となど、商工業機能の維持・確保が課題となっています。

商工業の振興については、地域経済の活性化や雇用機会の確保・創出とともに、町民の消費活動を支える場として本町の活力を維持・増進する上で重要と考えております。このため、商工業の振興に関する基本理念として、(仮称)小規模企業振興条例の制定に向け、商工会と連携して取り組んでまいります。さらに、農業者や農業団体、商工業者等が連携して進める農商工連携、農林漁業者による6次産業化の取組の促進に向けた支援や起業化支援などを継続してまいります。

観光業については、国際情勢や新型コロナウイルスの影響による入り込み数の減少が深刻化しており、国、北海道等と連携を強化し、緊急的な対策とともに広域での誘客活動を支援してまいります。

また、立地を計画、予定している企業との調整を図るとともに、温泉資源の安定的な確保に向け、壮瞥町温泉利用管理協同組合の泉源の開発に向けた取組を支援する考えです。

加えて、環境保全のため、廃止鉱山鉱害対策を継続実施するとともに、シーニックバイウェイ北海道を推進する関係機関と連携し、環境整備に向けた検討を行ってまいります。

このほか、北海道遺産でもある「雪合戦」やユネスコ世界ジオパークによる誘客を推進するとともに、道の駅での販売促進に向けた取組を支援していく所存です。

2つ目の柱、教育、子育て支援・健康と生きがいのあるまちについてですが、「子どもたちは地域の宝」です。教育と子育ては未来社会への投資です。これまで、保護者・学校・地域が総がかりで、子供たちの教育に関わる地域社会の形成に向け取り組んできた基盤を生かし、子育て世代に、移住先として選択されるまちを目指し、子育ての基本理念を明記する「壮瞥町子ども・子育て支援条例」を本定例会に提案し、令和3年度以降の支援策の制度化に向け検討を行う考えです。

保育サービスについては、平成30年度以降、深刻な保育士不足により、待機児童が発生している状況です。新年度においては、正職員の増員や業務の効率化に取り組むとともに、小学校との接続、連携を強化する考えです。

中学生フィンランド国派遣事業については、これまでの評価と教育委員会での検討経過を踏まえ、次代を担う子供たちを育成する本町の特色ある事業として、令和3年度以降も派遣期間の短縮などの見直しを行った上で継続実施する考えです。

近年、高校を地域創生の核と位置づけ、町村立・道立を問わず、教育支援措置を講ずる自治体が増えています。胆振管内唯一の町立の農業高校という特色を生かし、これまでの教育活動をさらに充実させるとともに、地域産業の担い手の育成・確保や産業振興に必要な技術・情報等の拠点としての役割強化に取り組む所存です。

小中学校や高校の校舎などの整備については、財政収支の改善を最優先に取り組みながら、その状況を踏まえ、判断する考えです。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックにおけるマラソンと競歩競技が、札幌で開催されることになったことを捉え、これまでの国際交流の基盤を生かし、ホストタウン制

度を活用した選手団との交流や町のPR活動に取り組む考えです。

健康と生きがいのあるまちづくりについては、本町の高齢化率は、40%を超えており、健康で、老後も安心して暮らせる環境づくりは、大変重要です。

町内にある法人や医療機関との連携を強化し、安心して医療や介護サービスを受けられる体制を維持するとともに、各種検診の受診率の向上など疾病予防、相談、訪問・介護サービスなどの充実を図り、健康寿命の延伸に向けた取組を継続してまいります。

高齢者の社会参加による生きがいづくりや、障害者などが地域で安心して生活していくために必要な支援を継続してまいります。

また、利用が定着しているコミュニティ・タクシーに関するアンケートを実施し、ニーズに合った運行体系の検討に取り組むとともに、福祉灯油を継続する考えです。

生涯を通して健康で生きがいを持って暮らせる環境は、若い世代が壮瞥町に定住する意欲を高めるためにも重要であり、関係機関と連携した取組を推進する所存です。

次に、3つ目の柱、火山との共生、災害に強いまちづくりについてですが、本年は、平成12年有珠山噴火から20年を迎えます。自然と共生する自然観を体験的に学び、観光振興を図るジオパークの取組や啓発事業を強化するとともに、将来の有珠山噴火災害を念頭に置き、防災計画の見直しや具体的で実践的な避難計画の策定、関係機関との協定の締結、自主防災組織の組織化などに取り組む所存です。

災害に強い基盤整備は、国土強靱化の観点からも重要です。平成13年に策定した有珠山噴火災害復興計画に位置づけた（仮称）有珠山外環状線の整備については、長年の要望により、北海道など関係機関の理解を賜り、平成22年度に事業化され、昨年3月29日に東湖畔トンネルが開通したところです。

このように、災害に強い基盤整備は、防災マップなどに依拠し、しっかりとした理念に基づき計画づくりを行い、関係機関への要望、政策提言を行い、実現に結びつけていくことが大切であります。

この路線の延長として重要な町道上立香第2線の道道昇格、道道滝之町伊達線など道道各線や、国道453号の整備促進に向けた要望を強化するとともに、町道滝之町中島1号線の整備を推進し、災害に強い交通ネットワークの形成に取り組む所存です。

また、近年、大雨による河川洪水により甚大な被害が各地で発生しており、その備えとして普通河川においても危険除去への緊急的な財源措置がなされたことから、学校沢川や大川の整備を行うとともに道路、橋梁の適切な維持管理を行う考えです。

加えて、電線、ライフラインや道路の寸断などのリスクを事前に減ずるため、関係機関との調整を図り、危険（支障）木の除却を行うとともに、避難所備品の計画的な導入を行ってまいります。

次に、地域を生かすまちづくりの主なものについてですが、滝之町・立香地区については、旧役場庁舎や空き家・空き地の活用、公営住宅整備に向けた具体的な検討と方向づけを行うとともに、景観形成に向けた検討を行ってまいります。

久保内・弁景・幸内、蟠溪地区については、旧久保内中学校を活用した取組を支援するとともに、国道 453 号の整備に併せた市街地再編の検討、町道関内蟠溪線の地滑り対策を関係機関と連携し継続してまいります。

東湖畔・仲洞爺地区については、道道洞爺公園洞爺線の整備促進を要望するとともに、キャンプ場周辺の危険木処理や保養所等の立地に向けた調整を行ってまいります。

昭和新山地区については、長年の懸案である魅力化に向け、整備手法や地元の皆様との調整など具体的な検討に取り組む所存です。また、壮警温泉・洞爺湖温泉地区に立地を予定している企業等との調整を行い、必要な対応を行う考えです。

町内のそれぞれの地域の歴史と特性を生かした振興策の展開は、有珠山との共生が宿命である本町にとって、必要不可欠です。関係機関との連携を強化し、町民の皆様、民間企業などの力を借り、計画的に取り組んでまいります。

4 つ目の柱、未来へつなぐ明るいまちについてですが、壮警町に限らず、我が国の多くの地方圏において、人口減少対策に取り組んでおりますが、減少傾向は継続しております。

持ち家取得や空き家改修等の支援の継続や、空き家と空き地の活用を官民協働で取り組むため、情報発信と、空家等対策協議会によるコーディネート機能を強化し、移住定住と関係人口の拡大に取り組む所存です。

また、総務省の制度、地域おこし協力隊を 38 名雇用している道内自治体などの例を参考に、新年度においては情報発信や農業支援などを担う「協力隊員」3 名の人件費と活動経費を予算化し、志ある有益な人材の誘致に取り組む考えです。

並行して、積極的な情報の提供や町政懇談会の開催、自治会活動やボランティア活動への支援などを継続し、住民参画と協働のまちづくりを推進するとともに、北海道との人事交流や職員の資質や政策形成能力を高める研修参加を充実させるなど、親切で信頼される役場づくりに取り組む所存です。

加えて、複雑、多様化した行政需要に適切かつ効率的に対応するために、消防やごみ処理、電算の共同処理などを継続するとともに、火山防災、広域観光圏やジオパーク推進などについても連携を強化していく所存です。

5 つ目の柱、健全な財政運営についてです。

これまで述べてきた施策をバランスよく効果的に推進することが、町に明るさと活力を与える原動力になり、人口減少の抑制につながっていくものと考えています。

その施策の展開には、健全な財政運営が必要です。

近隣や多くの自治体で基金減のない財政運営がなされているにもかかわらず、壮警町は平成 28 年度以降、3 年間で 3 億円もの基金を減らし、平成 30 年度末の残額は、目的基金、備荒資金組合の積立金を含め 17 億 6,000 万円となっています。

基金を減らさない財政運営を、早急に実現しなければ、新たな施策の展開はもちろんのこと既存の事業の継続についても困難となります。

現在まで、第 5 次行政改革の推進に加え、事業別決算額の経年推移資料を作成し、近年

の支出の傾向を把握し、事業評価と予算編成作業を行ってきたところです。

町財政の近年の傾向は、施設や道路の維持管理経費（委託料や手数料）、保育サービスの拡大、コミュニティ・タクシーなどサービスの開始、扶助費等の増嵩による支出増があり、その財源を基金に頼る状況が継続しております。

この改善のために、町税収入等の収納率向上対策や有利な財源の確保に優先的に取り組むとともに、住民生活や地域経済に支障を来さない範囲で、支出の節減、抑制に努めているところです。

昨年12月に示された令和2年度地方財政対策では、地方交付税総額は、前年度より4,000億円上回る16.6兆円（前年比2.5%増）計上されております。

これまでの町の取組と、国の措置状況を踏まえ、本町の新年度予算については、地方交付税の若干増と、昨年、新たな宿泊施設のオープンによる固定資産税の増を見込んでおります。また、魅力ある観光地づくりに必要な事業を安定的に行うための財源として、ホテル、旅館経営者の理解を賜り、一般宿泊者の入湯税を150円から300円に改正する条例の一部改正を本定例会に提案しております。

加えて財源確保の取組としては、ふるさと応援寄附金制度の充実や、外国語指導補助教員（ALT）をJETプログラム活用による普通交付税の増、地域おこし協力隊の増員による特別交付税の増など、既存の町単独事業へ、国や北海道の持つメニューや政策をうまく活用し、収支改善とともに活性化策を推進する考えです。

こうした取組などから、平成31年度の当初予算ベースでは、財政調整基金繰入れが1億9,000万円であったものを、新年度は約1億円の収支改善を見込んでおりますが、なお9,900万円の繰入れを計上していることから、新年度においても徹底した財源の確保と支出の抑制に取り組む所存でございます。

以上、新年度の町政執行に当たり所信と施策の一端を申し述べさせていただきました。

本町は、本年、141年目の歴史を刻みます。幾多の困難を乗り越え、先人のたゆまぬ努力により、豊かな郷土が築き上げられてきました。

胆振管内で一番、定住人口が少ない自治体ではありますが、豊富な地域資源と人的資源があり、火山と共生し、雪合戦を発案、継承している住民の英知がある町です。

将来を悲観することなく「夢」と「希望」を実現するため、果敢にチャレンジし、人口減に歯止めをかけ、「笑顔あふれる元気なまち、そうべつ」の実現に向け、町民の皆様と職員の方々と一丸となって、全力で取り組む決意であります。

議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 教育長。

○教育長（谷坂常年君） 令和2年度、教育行政の執行に関わる基本的な考えをご説明申し上げます。

我が国は、少子高齢化や生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、地域コミュニティの希薄化など、目まぐるしく変化する社会情勢にあつて、次代を担う子供たちが、着実

に社会を切り開き、生き抜く力を育むことが重要であります。

本町は、平成29年3月に中学校を統合し、昨年3月に久保内小学校を休校といたしました。教育委員会といたしましては、苦渋の選択ですが、地域総がかりで子供たちを育てるよき風土を全町に広げ、保小中連携教育の推進など、より望ましい環境づくりに努める所存です。

本町の先人たちは、開拓当初の困難を極めた時代から子供たちの教育を大切にしてきた伝統があり、その基盤を生かし、高校を含む町内全ての学校にコミュニティ・スクールを導入し、子供たちの生きる力を育む社会の形成に向けて取り組んでいるところでございます。

また、本年3月に「第5次壮警町まちづくり総合計画」を策定し、それを踏まえて、町長が総合教育会議を開催し、「壮警町教育大綱」を策定いたします。教育委員会といたしましては、壮警町教育大綱を踏まえ、「人づくり」が地域社会・国をつくる基本であるとの認識の下、全ての教育関係者が役割と責任を自覚し、教育行政を推進してまいり所存であります。

以下、その施策の概要を申し上げます。

初めに、学校教育についてです。

児童・生徒が成長を実感する学びの実現。

平成29年3月に小学校と中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、移行期間を経て、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面实施、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されます。

学習指導要領には、子供たちが「豊かな人生を切り拓き、持続的な社会の創り手となることができるようにする」ため、「よりよい教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を、学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子供たちの資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の推進が位置づけられております。

また、子供たちが、質の高い教育を受け、自らの可能性を最大限に伸ばすためには、教員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務できるよう「学校における働き方改革壮警町アクションプラン」に基づく取組を着実に進めていく所存であります。

1点目、確かな学力・豊かな心・健やかな身体についてです。

学習指導要領を踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の3つの柱をバランスよく育むために、主体的・対話的で深い学びの実現を含めた事業改善を図ることが重要です。

町財政で実施している標準学力テストCRTや、文部科学省の全国学力・学習状況調査などの調査結果に基づき、検証改善サイクルの確立を図るため、客観的データに基づく課題の明確化と課題の改善に向けた取組を学校全体で推進してまいります。

また、指導と評価の一体化により、学習評価の工夫・改善に努めるなど、よりきめ細かな指導の充実を図るために、道教委に指導方法工夫改善加配を申請するとともに、引き続

き、各学校における研究活動の充実を図ります。

小学校においては、新年度、小学校3年生から外国語活動が実施されるため、外国語指導助手（ALT）の配置や中学校との連携により、小学校での学習の成果が中学校段階に円滑に接続され、必要な資質・能力を児童が確実に身につけられるよう取組を進めます。

よりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を育むことができるよう、教育活動全体を通して取組を推進します。いじめの根絶・不登校のゼロを実現するため、校内体制の充実強化を図り、学校全体で組織的に対応するとともに、専門家や専門機関との連携などによるきめ細かな配慮の下、支援を充実する体制を構築します。

また、一人一人のニーズに合った適切な支援を行うため、関係機関との連携、特別支援教育支援員の町財政による配置など必要な措置を継続するとともに、経済的困難を抱える家庭に対して、就学援助を継続、強化してまいります。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じて、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。

2点目、望ましい生活習慣の確立と防災教育についてです。

保護者は子供の教育に第一義的責任を有するものであり、生活に必要な習慣を身につけさせ、自立心の育成や心身の調和の取れた発達を図るよう努めるものとされておりま

す。子供たちが望ましい生活習慣と学習習慣を身につけ、計画的に行動する習慣の確立は、子供たちの自立に欠かせない力とされておりま

す。本町の児童生徒は、1日当たりの家庭学習時間が少なく、放課後や週末に、家でテレビやゲーム、インターネットをして過ごす時間が多い状況にあります。

電子メディアとの関わりが、子供たちに与える影響が大きくなっていることから、家庭での「利用に関するルールづくり」を関係機関と連携して取り組み、その啓発を引き続き推進してまいります。

本町では、長年にわたり、有識者や火山マイスターによる防災教育が実践されておりますが、近年、自然災害が頻発しており、災害発生時に的確に行動する力の育成が重要となっております。各学校において「1日防災学校」等の防災教育に取り組み、地域安全協会など関係機関と協力し、事件・事故の未然防止、学校安全の推進に努めていく所存です。

3点目、教育環境の整備と学校給食についてです。

平成29年4月、学校統合した壮瞥中学校は、整備後40年余りを経過しています。中学校の望ましい教育環境の整備について、町長部局とも継続して、検討を進めていく所存です。

文部科学省が推進するGIGAスクール構想を踏まえ、町長部局とも連携し、学校教育における児童生徒の情報活用能力の育成を図る環境整備の充実に取り組みます。また、学校施設等の適切な維持管理に努め、望ましい教育環境の整備について検討を進めていく所存です。

「学校給食」については、平成30年1月から「だて歴史の杜食育センター」による運用

が始まりましたが、引き続き応分の負担を行っていく所存です。

4点目、町立高校を核とした地域創生についてです。

壮警高校は、創立72年の伝統を誇り、多くの同窓生が町内はもとより、全道、全国で活躍をしております。

今春の卒業生は、生きる根源である「食と農」を学び、勤労観・職業観を育成する教育課程を経て、生徒全員が進路を決定いたしました。

非農家の生徒が多い中で、学科関連への進路選択者が一定数あり、農業クラブの全道大会、鑑定競技では2年連続優秀な成績を収めて全国大会に出場するなど、教職員の尽力により、多くの面で成果が現れてきております。

新年度の出願者は、一般受験22名、推薦2名の計24名で、うち町内は3名となっております。

農業クラブ活動の充実や、大学等との連携を充実させるとともに、生徒にとって望ましい教育環境を整えるため、必要な維持管理と機器の更新を進めてまいります。

農業は本町の重要な基幹産業の一つです。しかし、担い手不足は極めて深刻な状態であり、課題を解決するため、農業実習など、地元農業法人等への就職率を高める取組を強化し、地域が求める人材の育成と、卒業生の力を地域に還元する仕組みづくりを学校運営協議会の委員各位と学校が一丸となって取り組む所存であります。

また、高校生が育てたリンゴや加工品の実習における成果物を販売実習や地域のイベントにおける販売、壮警町ふるさと納税の返礼品に加える取組など、情報発信に取り組み、農業高校の特色を生かした教育を推進し、地域産業を担う人材の育成を図り、明るく元気な地域づくりに貢献する高校づくりを推進してまいります。

5点目、地域とともにある学校づくりについてです。

本町は、平成27年度から小中学校に、平成29年度から壮警高校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校—コミュニティ・スクール」づくりを推進してまいりました。

また、住民各位が主体となった「雪合戦」や「火山との共生」という固有の文化を育んできた町です。

教育では、読書や食育、壮小サポーターなど、ボランティアの皆さんによる学校支援、家庭、地域、学校が協働する取組が実践されています。

こうした環境を生かし、社会教育の事業として、道教育庁の支援を受け、小学校に地域学校協働活動推進コーディネーターを配置し、保護者、地域、学校がより一層連携し、子供たちを育む社会の形成に向け取り組んでまいる所存であります。また、小中学校の連携をより充実させるために「町教育研究会」において、目標や教育課程の策定、乗り入れ授業や小学校における教科担任制の導入に向けた研究を引き続き推進します。

地域総がかりで子供たちの「生きる力」を育むために、より力強く取り組んでまいる所存であります。

以上、学校教育について述べました。

次に、社会教育についてです。

生きがいをつくり出す生涯学習の推進。

町民の皆様や関係団体からご意見をいただき、本年3月に策定する「第8次社会教育中期計画」に基づき、生涯学習社会の実現を目標として、学習機会を提供しております。引き続き、子供たちが夢と希望を持ち続け、壮瞥町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民の皆様が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへとつながる活動を支援してまいります。

1点目、生涯学習の推進についてです。

子供たちが夢を実現し、自立して生きていくためには、自ら生活を律し、望ましい生活習慣を確立することが大切です。

その力を育む基本は家庭教育です。「親力つむぎ事業」を継続するとともに、保護者が、家庭教育の大切さについて理解を深め、支援する取組を関係団体と連携して充実させてまいります。

また、子供たちの成長に欠かせない、良質な体験活動として、郷土史講座や、夜空を見る集い、芸術鑑賞会、日本の伝統文化である新春書き初め大会などを継続実施し、豊かな心と生きる力を育ててまいります。

洞爺湖、昭和新山、ジオパークなどの豊かな地域資源を教材として活用し、「そうべつ」のよさを体感する活動を推進いたします。

平成元年に高齢者大学として開設され、継続している「山美湖大学」は、自主企画講座が開催されるなど主体的な学びの場となっています。

生涯に通じた多様な学習活動を推進していくために、町民の学習要求に基づいたメニューを展開するマイプラン講座を継続実施していきます。

引き続き、こうした主体的な取組をより推進するとともに、女性団体連絡協議会や青年会、子ども会育成連絡協議会、PTA連合会などの主体的な活動やリーダー養成を支援してまいります。

2点目、文化芸術活動についてです。

文化芸術の振興については、地域交流センターを拠点とした活動、文化祭や鑑賞事業、鑑賞ツアーを継続実施するとともに、文化団体の活動を支援してまいります。

文化財の保護、活用については、紫明苑や郷土史料を生かした伝承活動を推進するとともに、適切な管理に努めてまいります。また、仲洞爺獅子舞、久保内獅子舞などの伝統芸能活動を支援してまいります。

読書は、生きる力を育む上で大切です。平成30年度に策定した壮瞥町子ども読書推進計画に基づき、読書への興味と関心を高めるため、図書の購入、適切な管理を行うとともに、親子で読書に親しむ環境づくりを推進してまいります。

これらの活動は、山美湖運営ボランティアや読み聞かせの会、図書ボランティアの皆様が主体的な活動により実践されています。新年度においても団体の皆様と協働して推進し

てまいります

3点目、フィンランド研修と今後の在り方についてです。

平成27年度より、中学生フィンランド国派遣事業を「本町の英語教育の中核事業」として位置づけております。その成果は、結団式、交流会で、外国語を交えたスピーチを行う生徒の姿に現れております。

本事業は、平成19年に町が定めた方針では、「現行方式での派遣は令和2年度までとする。その後の交流のあり方については適切な時期に町が判断すべき」とされています。教育委員会では、平成28年度から検討を本格化し、昨年、保護者宛てにアンケート調査を実施するなどして、令和3年度からの見直し案を策定いたしました。町の最終判断に基づき適切な執行に努めてまいり所存であります。

4点目、スポーツを核とした人づくりについてです。

スポーツは、全てのライフステージにおいて大切なもので、地域の活性化の面でも大変重要であります。また、大きな感動や勇気を与えてくれます。

各種スポーツスクールを開催するとともに、団体活動の継続支援や、特定非営利活動法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携したスポーツによる健康なまちづくりを推進してまいります。

また、本年3月に第2期スポーツ推進計画を策定し、「スポーツで人づくり」、「スポーツで集う」、「スポーツでまちづくり」に必要な環境の整備について取組を進めてまいります。

結びとなりますが、以上、令和2年度の教育行政に関する主要な方針と施策を申し上げます。

壮瞥町を開拓した先達者は、20世紀4回の有珠山噴火や幾多の危機を克服し、英知を結集させて、多くの困難を切り開き、この町の礎を築いてこられました。

この豊かな北の大地、「壮瞥町」を次世代に着実に引き継ぐことが、今を生きる我々の使命であると考えます。

教育委員会といたしましては、「笑顔あふれる元気なまち そうべつ」、ふるさとは子供たちへの贈物を合い言葉に、全ての機関・団体が連携し、施策と事業を推進し、「元気で、笑顔輝く壮瞥町」をつくってまいりたいと考えております。

町民の皆様、議会議員の皆様のご理解とご協力をいただき、力を合わせて教育行政を執行してまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） これにて町政執行方針及び教育行政執行方針を終結いたします。

これより休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号ないし議案第27号

○議長（長内伸一君） 日程第7、議案第5号ないし議案第27号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和2年第1回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第5号から議案第27号までの合計23件であります。

議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を壮警町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

壮警町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現委員の中山雄三氏は令和2年5月31日をもって任期満了となるため、引き続き中山氏を委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、別添のとおり履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案理由説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 議案第6号から議案第27号まで。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続き私から提案理由を説明させていただきます。

議案第6号 第5次壮警町まちづくり総合計画基本構想について。

壮警町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、令和2年度から11年度までの10年間を計画期間とした第5次壮警町まちづくり総合計画基本構想を定めることについて、壮警町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定に基づき議会の議決を求める。

本基本構想につきましては、現行の第4次総合計画が令和元年度で終了するため、昨年8月から第5次総合計画の策定作業を進めてきたところであります。この策定に当たりましては、町内各界各層から9名の町づくり審議会委員を委嘱し、令和元年8月29日を初回として令和2年2月13日までの間の5日間で審議を行っていただきました。また、町民と町政の現状や課題を共有し、施策を検討するため、町民アンケート調査や中学生アンケート調査を実施するとともに、分野別懇談会や講演会、まちづくり懇談会、町政懇談会を開催してきたところであります。さらに、1月10日から30日までの間、幅広く意見募集（パブリックコメント）を実施し、これらの結果を踏まえ、2月13日の最終審議会で決定され、2月26日に清水修町づくり審議会会長から答申をいただいたものであります。町としましては、この答申を尊重し、壮警町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第1号の規定により議会に提案し、議決を求めるものであります。

なお、基本構想につきましては別に配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第7号 町有財産の処分について。

下記のとおり町有財産を売却するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって議会の議決を求める。

1、所在地及び面積等。

(1)、土地、壮警町字南久保内 142 番地の 1 の一部、宅地、801.62 平方メートル、ほか 4 筆、計 1 万 6,078.58 平方メートル。

(2)、建物、旧久保内中学校校舎鉄筋コンクリート造り 2 階建て、床面積、1,674 平方メートル、建築年度、昭和 56 年度、ほか 3 件。

2、売買価格、1,951 万 300 円。

3、売却の相手方、有珠郡壮警町字幸内 124 番地の 3、有限会社ミナミアグリシステム代表取締役、南和孝。

町有財産の売却についてであります。売却の相手方から旧久保内中学校校舎、体育館、グラウンド等を活用してタマネギの選果、貯蔵、加工処理施設を整備したいという提案を受け、地域振興及び施設の有効活用の観点から売却することとしたものであり、令和 2 年 2 月 27 日付で相手方との仮契約を締結しております。

議案第 8 号 壮警町附属機関設置条例の制定について。

壮警町附属機関設置条例を別紙のとおり制定する。

この条例につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が本年 4 月 1 日から施行されることに伴い、地方公務員法に定める特別職非常勤職員の要件が厳格化されるほか、地方自治体が法定以外の附属機関を設置する場合には地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例で定める必要があることから、既に個別に条例に定められているもの以外の附属機関について規定するため、条例制定を提案するものであります。

条例の概要であります。この条例は第 1 条から第 3 条までの 3 条立てとなっております。

第 1 条は、制定の趣旨で、町が設置する附属機関について必要な事項を定めることとしております。

第 2 条では、執行機関ごとに附属機関及びその担任事項について別表に定めております。

第 3 条では、委任について規定しております。

附則では、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

また、この条例の制定に関連しまして、近年は事業が行われていない壮警温泉地区等町づくり推進協議会条例及び壮警公園整備推進協議会条例について、また既に根拠法が廃止されている壮警町次世代育成行動計画策定委員会条例について、それぞれ廃止することとしております。

議案第 9 号 壮警町子ども・子育て支援条例の制定について。

壮警町子ども・子育て支援条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、子供たちの育成に関し基本理念を定め、保護者や住民、事業者等の役割と町の責務を明らかにするとともに、子供に関する施策を総合的に推進するため、

新たに制定するものであります。

条例の概要であります。この条例は前文のほか、第1条から第16条までの16条立てとなっております。

第1条では条例の目的を壮瞥町の全ての子供が健やかに育つ社会の実現に寄与することと規定し、第2条では用語の意義を規定しております。

第3条では子供の育成に関する基本理念を規定するとともに、第4条から第6条では町の責務と子供に関する支援施策の推進を規定しております。

第7条から第11条では保護者や地域住民、保育所、学校、事業者等の役割を規定しております。

第12条から第16条では子供の育ちを支える仕組みを規定するとともに、施策の策定、推進に必要な調査研究の実施や財政上の措置について規定しております。

また、附則では、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

議案第10号 壮瞥町学校教育施設整備基金条例の制定について。

壮瞥町学校教育施設整備基金条例を別紙のとおり制定する。

この条例につきましては、議案第7号で提案した町有財産の処分に関わるものであります。旧久保内中学校校舎等は学校施設整備に係る国の補助金を受けて整備した施設であり、これを学校教育の目的以外に利用する場合には文部科学省の承認を得る財産処分手続が必要となっております。文部科学省では、この財産処分の承認に当たり、国庫補助事業完了後10年以上経過した建物等を有償で財産処分する場合、本来であれば国庫に納付しなければならない補助金相当額以上の額を学校の施設整備に充てることを目的とした基金に積み立て、適切に運用するものについては国庫への納付を要さないこととされております。町としましては、文部科学省に令和元年10月10日付で財産処分に係る承認申請書を提出していたところ、同年12月27日付をもって同省から基金の積立てを条件として財産処分を承認する通知を受けたところでありますので、このたび基金の積立て及び運用に必要な条例制定を提案するものであります。

条例の概要であります。この条例は第1条から第8条までの8条立てとなっております。

第1条は基金の設置を規定し、第2条は基金の積立てについて予算で定めることとしております。

第3条では基金の管理を規定し、第4条から第6条では基金の運用や運用益金の処理などについて規定しております。

第7条では基金の処分について規定し、第8条では基金の管理に関して必要な事項は町長が別に定めることとしております。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行され、現在本町で運用している嘱託職員等が会計年度任用職員に移行することに伴い、関係する条例についてそれぞれ所要の改正を一括して行うため、条例制定を提案するものであります。

条例の概要であります。第1条は壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、同条例第3条で公表の対象外としている非常勤職員の内容を明確にするため、地方公務員法第22条の2第1項に掲げる職員、すなわち会計年度任用職員と同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員、すなわち再任用短時間勤務職員について規定するものであります。

第2条は、壮警町職員定数条例の一部を改正するもので、同条例第1条で定数の対象外としている嘱託職員と臨時職員を会計年度任用職員と地方公務員法改正後の臨時的任用職員に改めるものであります。

第3条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、同条例第3条第1項中の「こえない」を「超えない」、同条第2項中の「あつても」を「あつても」にそれぞれ改め、さらに同条に第4項として会計年度任用職員の休職期間については、同法第22条の2第2項に規定される会計年度任用職員の任期の範囲内、すなわち1年度以内とする規定を加えるものであります。

第4条は、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、同条例第3条で減給の対象を給料としているものを会計年度任用職員については報酬の額とする規定を加えるものであります。

第5条は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正するもので、同条例第2条で規定している職員のサービスの宣誓については、令和2年1月17日付総務省通知により、「会計年度任用職員は制度導入前の任用形態や手続が様々であることに鑑み、任命権者が別段の定めをすることができる旨を条例に定め、弾力的に対応することも可能」とされたことから、同条に第2項を追加し、その旨を規定するものであります。

第6条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものですが、本町では現行の嘱託職員には育児休業制度を設けておりませんでした。地方公務員法の育児休業等に関する法律が改正され対象要件が緩和されたこと、また新たに導入する会計年度任用職員制度においては任期を更新することで継続的に任用することが可能となったことから、同法に準じて会計年度任用職員の育児休業等に係る規定を加えるものであります。

第2条では育児休業することができない職員を規定しており、任用が1年未満の者や任用の継続が見込まれない会計年度職員は育児休業はできないこと、第2条の3では会計年度任用職員の育児休業の取得期間は子が1歳になるまでを基本とし、最大1歳6か月まで取得できること、第2条の4では育児休業を取得している会計年度任用職員に特別の事情

がある場合には子が2歳になるまで育児休業を取得できること、第3条では任期の更新等に伴い、育児休業を再度取得する際の要件に関すること、第7条では育児休業した会計年度任用職員の期末手当等の支給について、基準日前6月間に勤務した期間がある職員には期末手当を支給すること、また勤勉手当の支給対象外とすること、第8条では会計年度任用職員は育児休業後に復職した際に行う号給の調整の対象外とすること、第18条では部分休業することができない職員を規定しており、任用が1年未満の会計年度任用職員は部分休業を取得できないこと、第19条では会計年度任用職員の部分休業は取得時間を1日当たり2時間以内とすること、第20条では部分休業の承認を受けずに勤務しない会計年度任用職員の報酬の取扱いに関することについてそれぞれ規定しております。

附則で、この条例は令和2年4月1日から施行することを規定しております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第12号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう資格、職種、業務において一律に排除するような欠格条項を設けている各制度において、心身の状況や必要な能力の有無等を個別的、自主的に審査して判断するよう適正化を図るために関係する法律を一括して改正することを目的として令和元年6月14日付で施行されており、この法改正に関連する一部条例を改正するため、条例制定を提案するものであります。

条例の概要であります。第1条は印鑑条例の一部を改正するもので、現行の同条例第2条第2項第2号において「印鑑の登録を受けることができない者」の一つとして「成年被後見人」と規定されていることから、法改正の趣旨を鑑み、同号を「意志能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改正するものであります。また、併せて第12条第4号中の「記録されている」を「記載がされている」に改めるものであります。

第2条は、職員等の旅費に関する条例の一部を改正するもので、同条例第3条第3項中に定める「法第16条第1号」という規定の内容が法改正に伴い、根拠法となる地方公務員法から削除されたため、同条例からも該当規定を削除するものであります。

第3条は、壮瞥町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、同条例第23条第2項第2号中に定める「法第34条の20第1項第4号」という規定の内容が法改正に伴い、根拠法となる児童福祉法において「法第34条の20第1項第3号」に改正されたことから、同条例においても改正するものであります。

第4条は、壮瞥町就農者支援措置に関する条例の一部を改正するもので、現行の同条例第6条第1号において「就農者等に認定できない者」の一つとして「成年被後見人及び被

保佐人並びに被補助人」と規定されていることから、法改正の趣旨を鑑み、同号を削除し、第2号以降の号を繰り上げるものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、本年4月1日付で新たに社会福祉士を採用する予定のため、別表第2の等級別基準職務表の備考欄に定める係員の職として社会福祉士を追加するものであります。

附則で、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第14号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、観光の振興や観光施設の整備、維持管理などに要する費用に充当する目的で徴収している入湯税について、誘客活動の強化や受入れ環境の整備、施設の適切な維持管理等を推進し、さらなる観光振興を図るため、壮警町税条例第139条に規定する税率を改正するものであります。

条例の改正内容であります。一般宿泊客の税率150円を300円に改めるものであります。

また、附則で、この条例は令和2年6月1日から施行することとしておりますが、経過措置として令和2年5月1日以降にこの条例の施行日以降に係る宿泊契約が成立した入湯税について適用し、令和2年4月30日以前に宿泊契約が成立した入湯税については従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第15号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、令和元年12月に閣議決定された令和2年度税制改正大綱に基づき国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴って、壮警町国民健康保険税条例第2条第2項に規定する国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額等を改正するものであります。

条例の改正内容であります。第2条第2項及び第21条第1項に規定する国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額61万円を63万円に、第2条第4項及び第21条第1項に規定する介護納付金課税額に係る課税限度額16万円を17万円に改めるものであります。

また、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、第21条第2号に規定する5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金

額 28 万円を 28 万 5,000 円に改めるとともに、同条第 3 号に規定する 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額 51 万円を 52 万円に改めるものであります。

附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしておりますが、経過措置として令和元年度以前の保険税については、従前の例によることとしております。

なお、改正内容につきましては、令和 2 年 3 月 2 日付で書面により壮警町国民健康保険運営協議会の承認をいただいております。

別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第 16 号 壮警町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

壮警町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、道路法第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく道路構造令の一部を改正する政令が平成 31 年 4 月 25 日に施行され、市町村道の構造技術的基準については同令で定める基準を参酌して地方公共団体の条例で定めることとされたため、条例の一部改正を提案するものであります。

条例の改正内容であります。自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道部分として、「自転車通行帯」に関する規定が道路構造令上に新たに規定されたことに対応し、関係する条文を整備するものであります。

附則で、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。

また、経過措置として、この条例の施行の際、現に新設または改築の工事中の第 3 種または第 4 種の町道であって町が管理するものについては、改正後の条例の規定にかかわらず従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 議案第 17 号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第 13 号）について。

令和元年度壮警町一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 42 億 1,355 万 4,000 円から歳入歳出それぞれ 9,882 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 1,472 万 5,000 円と

する。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。

45 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 160 万円の追加となります。役場庁舎等維持管理経費になりますが、光熱水費については庁舎等の電気料増加に伴う不足見込額で 95 万円の追加となります。また、修繕料については、地域交流センター山美湖の空調機が故障し、取替え修繕が必要となったため、65 万円を追加するものであります。

財産管理費で 90 万円の追加となります。財産管理事業一般経費になりますが、光熱水費については蟠溪ふれあいセンターのポンプ分の電気料を見込んでいなかったことから、不足が生じる見込みのため、50 万円を追加するものであります。

次に、蟠溪地区街路灯移設工事で 90 万円の減額となります。今年度予定されていた国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴って街路灯移設工事を実施することとしておりましたが、国の予算の関係で次年度に先送りになったことから、減額するものであります。

町民公園整備工事で 300 万円の減額となります。昨年 5 月の第 3 回臨時会で町民公園内の築山の除却費等を補正しておりましたが、その後の議会協議等を踏まえて庁内で再検討した結果、まずは将来的な町民公園の在り方の検討を優先することとなったことから、本年度については事業を凍結し、その予算を減額するものであります。

旧久保内中学校グラウンドバックネットほか撤去工事で 430 万円の追加となります。これまで議会全員協議会等で経過を説明してきたとおり、旧久保内中学校校舎等を民間事業者売却するに当たり、売払収入を財源として売却用地内にあるバックネットとフェンス一式及び照明灯 4 基と埋設ケーブルを除却するものであります。

財政費、地域振興基金費で 741 万 1,000 円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、旧久保内中学校校舎等の売払収入のうち壮瞥町学校教育施設基金 800 万円及びグラウンドバックネットほか撤去工事費 430 万円を除いた 721 万 1,000 円を地域振興基金に積み立てるものであります。また、町民の方から住民福祉事業に対し 20 万円の指定寄附金をいただきましたので、地域振興基金に積み立てるものであります。

ふるさと応援基金費で 100 万円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、本年度のふるさと応援寄附金が本年第 1 回臨時会で追加した額をさらに上回る見込みとなったことから、必要経費を差し引いた 100 万円を追加するものであります。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費で 54 万 7,000 円の追加となります。通知カード、個人番号カード関連事務負担金になりますが、地方公共団体情報システム機構へ支払う負担金の確定に伴い追加するものであります。

46 ページになります。企画費、企画費で 193 万 6,000 円の減額となります。地域情報通

信基盤整備事業で 22 万円の追加となります。これは、N T T が上久保内地区にある老朽化した N T T 柱の更新工事を施行することに伴い、町が共架している光ケーブルを架け替える必要が生じたことから、追加するものであります。

次に、ふるさと納税事業で 150 万円の追加となります。ふるさと応援寄附金の増額に合わせて寄附者へ返礼品として提供する特産費に係る費用を追加するものであります。

また、定住促進・まちづくり推進事業で 365 万 6,000 円の減額となります。地域おこし協力隊員について、現在継続雇用している 1 名に加えて新規で 1 名の採用をすることとしておりましたが、採用に至らなかったため、1 名分の経費について減額するものであります。

胆振線代替輸送業務費で 130 万円の減額となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業になりますが、今年度予定されていた国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に伴って蟠溪地区バス待合所移設工事を実施することとしておりましたが、国の予算の関係で次年度に先送りになったことから、減額するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 108 万 8,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金の追加となりますが、施設入所者の増加に伴い追加するものであります。

児童福祉費、児童福祉総務費で 154 万 5,000 円の減額となります。児童手当事業になりますが、実績を見込んで整理するものであります。

児童措置費で 461 万 1,000 円の減額となります。保育及び子育て環境整備事業になりますが、嘱託保育士の賃金等について実績を見込んで整理するものであります。

47 ページになります。衛生費、保健衛生費、予防費で 150 万円の減額となります。未熟児養育医療費助成事業になりますが、対象児の治療が終了したため、整理するものであります。

温泉管理費で 1,735 万円の減額となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、修繕料で 25 万円の追加となります。蟠溪温泉利用者の温泉供給施設の安全弁が故障したため、修繕を行うものであります。

次に、蟠溪温泉地区温泉管移設工事については 800 万円の減額となりますが、国道 453 号蟠溪道路改良工事の予算の関係で令和 3 年度以降に先送りになったことから、減額するものであります。

さらに、壮瞥町温泉利用管理協同組合源泉掘削補助金については 960 万円の減額となりますが、本年度に予定していた掘削工事が次年度に行うことになったため、減額するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路橋梁維持費で 107 万 5,000 円の減額となります。道路橋梁維持経費になりますが、光熱水費で 86 万 3,000 円の追加となります。ロードヒーティングや道路照明に係る電気料の増加に伴い不足が生じるため、追加をするものであります。

次に、修繕料で 148 万円の追加となります。融雪期までに実施すべき修繕箇所が確認されたことや壮瞥小学校前の歩道のマンホール蓋に段差が生じているため、年度内に修繕を

行うものであります。

また、町道改修等工事で344万2,000円の減額となります。町道四十三線道路改修工事発注後に降雨等で路面が洗掘されたため、路盤不陸整正の必要が生じ、設計変更を行うこととしましたが、緊急性があったため、未発注であった町道橋口2号線排水補修工事の執行を保留し、その事業費を充てて対応していたところであります。町道橋口2号線排水補修工事については、その後工事請負費全体の執行残などで執行可能な状態になりましたが、冬期間となり発注ができなくなったため、減額するものであります。

さらに、機械器具費で2万4,000円の追加となります。町道関内幡溪線の地滑り観測のため町が設置しているGPS観測機器3基のうち1基のバッテリー電圧が低下し、観測に支障を及ぼしていることから、バッテリー1基を購入するものであります。

道路新設改良費で5,488万7,000円の減額となります。町道滝之町中島1号線に係る工事及び土地購入費になりますが、国費要望額に対して配分額が下回ったことに伴う予算の整理と実績による整理となります。

水道費、下水道費で142万4,000円の追加となります。簡易水道事業特別会計への繰出金となります。

48ページになります。下水道費、下水道費で62万1,000円の追加となります。集落排水事業特別会計への繰出金となります。

住宅費、住宅管理費で6万5,000円の減額となります。町有住宅維持管理事業になりますが、公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料の執行残の整理であります。

住宅建設費で2,596万円の減額となります。公営住宅等整備事業に係る委託料や工事請負費の執行残の整理となります。また、星野単身者住宅屋上防水改修、外壁塗装工事については、国費要望額に対し配分額が下回ったため、事業年度を先送りしたことに伴って減額するものであります。

教育費、教育総務費、教育委員会費で390万9,000円の減額となります。事務局事業で53万円の追加となります。旧久保内中学校不用備品廃棄手数料になりますが、家電製品や食器等の不用備品を廃棄するための経費を追加するものであります。

次に、学校給食運営事業になりますが、学校給食事業委託料で443万9,000円の減額となります。前年度の委託料の精算による減額となります。

次に、学校教育施設整備基金費で800万円の追加となります。学校教育施設整備基金積立金になりますが、旧久保内中学校建物の財産処分について、文部科学省から建物に係る残存分の国庫補助金相当分を学校教育施設整備基金に積み立てることを条件に財産処分が承認されたことから、売却代金のうち800万円を基金に積み立てるものであります。

小学校費、学校管理費で330万8,000円の追加となります。小学校運営事業になりますが、令和2年度から使用する小学校教科書が新たに採択されたため、教師用の教科書及び指導書を購入するものであります。

財源区分の変更になりますが、道支出金で85万7,000円の減額となります。北海道学

校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金について、補助金要望額に対して配分額が下回ったことに伴う財源区分の変更であります。

49 ページになります。高等学校費、高等学校総務費で6万6,000円の追加となります。初めに、高等学校運営事業で30万円の追加となります。授業等で使用する消耗品購入費の不足が見込まれるため追加するものであります。

次に、高等学校施設管理事業では、校舎暖房用の燃料費の不足が見込まれるため19万5,000円を追加するとともに、廊下照明をLED化するための修繕料10万5,000円を追加するものであります。

また、高等学校教育振興事業で53万4,000円の減額となります。通学費補助金、全国大会補助金、資格取得助成補助金について、補助金額の確定による執行残の整理となります。

給与費、給与費、給与費で1,065万6,000円の減額となります。執行残の整理と不足が見込まれる費用の追加になりますが、その内訳は特別職給で300万円の減、一般職給で100万円の減、時間外勤務手当で350万円の増、期末、勤勉手当で500万円の減、義務教育等教員特別手当で4万円の増、単身赴任手当で50万4,000円の増、職員共済組合納付金で300万円の減、職員共済組合特別納付金で270万円の減となります。なお、増額となった時間外勤務手当は全般的に時間外勤務時間が延びていること、義務教育等教員特別手当と単身赴任手当は対象職員の増加によるものであります。

42 ページをおめぐりください。歳入では、地方交付税で3,662万5,000円の追加となります。

分担金及び負担金、負担金、民生費負担金で114万9,000円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

使用料及び手数料、使用料、土木使用料で134万2,000円の減額となります。住宅使用料現年分は入居者の退去及び収入階層の変動による減額を見込んで整理するものであり、滞納分については実績による整理となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で83万7,000円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

衛生費負担金で84万5,000円の減額となります。未熟児養育医療費負担金になりますが、対象児の治療が終了したため、実績を見込んで整理するものであります。

43 ページになります。国庫補助金、総務費補助金で54万7,000円の追加となります。個人番号カード交付事業費補助金となりますが、実績を見込んで追加するものであります。

土木費補助金で5,787万6,000円の減額となります。社会資本整備交付金の要望額に対して配分額が下回ったことに伴い、減額するものであります。

道支出金、道負担金、民生費負担金で35万5,000円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

衛生費負担金で42万2,000円の減額となります。未熟児養育医療費負担金になりますが、対象児の治療が終了したため、実績を見込んで整理するものであります。

道補助金、教育費補助金で 85 万 7,000 円の減額となります。北海道学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金になりますが、補助金額の確定に伴う減額であります。

財産収入、財産売払収入、不動産売払収入で 1,951 万 1,000 円の追加となります。旧久保内中学校校舎等の売払収入でございます。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 270 万円の追加となります。ふるさと応援寄附金の増額 250 万円並びに町民の方から住民福祉事業に対する指定寄附金 20 万円をいただいたものであります。

44 ページになります。繰入金、基金繰入金、地域振興金繰入金で 400 万円の減額となります。財政調整基金繰入金で 4,864 万 3,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、雑入で 908 万 6,000 円の減額となります。未熟児養育医療徴収金で 11 万 4,000 円の追加となります。対象児の治療の終了に伴い確定した本人負担額について、町の乳幼児医療費助成事業で全額補助されるため、公金振替分を追加するものであります。

また、蟠溪地区温泉管移設補償費及び国道 453 号蟠溪 2 工区改良工事に係る物件等補償費については、国の予算の関係で補償工事が令和 3 年度以降に先送りになったことから、合わせて 920 万円を減額するものであります。

町債、町債、総務債で 40 万円の増額となります。

土木債で 3,280 万円の減額となります。

教育債で 40 万円の減額となります。

50 ページ、51 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思っております。

34 ページから 36 ページの第 1 表の歳入歳出補正予算につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

37 ページからになります。第 2 表、債務負担行為補正では、期間はいずれも令和元年度から令和 2 年度になります。塵芥回収委託料、限度額 1,558 万 7,000 円、資源ごみ回収委託料、限度額 2,038 万 3,000 円、情報館清掃委託料、限度額 150 万 6,000 円、町道関内蟠溪線地滑り観測委託料、限度額 170 万 4,000 円、スクールバス運転業務委託料、限度額 1,170 万円、地域交流センター清掃委託料、限度額 132 万円の追加となります。

38 ページになります。第 3 表、地方債補正では、街路灯運営事業、限度額 260 万円を限度額 300 万円に、橋梁長寿命化整備事業、限度額 2,460 万円を限度額 2,060 万円に、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業、限度額 2,370 万円を限度額 830 万円に、公営住宅建設事業、限度額 6,930 万円を限度額 6,650 万円に、39 ページになります。公営住宅改修事業、限度額 1,970 万円を限度額 910 万円に、壮警高等学校通学費助成事業、限度額 250 万円を限度額 210 万円にそれぞれ変更するものとなります。

議案第 18 号 令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額4億7,872万1,000円から歳入歳出それぞれ7,993万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,878万2,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事故別明細書、歳出から説明します。

58ページになります。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費で7,000万円の減額となります。医療費の実績を見込んで整理するものであります。

高額療養費、一般被保険者高額療養費で1,000万円の減額となります。高額医療費の実績を見込んで整理するものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、特定健康診査等負担金償還金で6万1,000円の追加となります。平成30年度の道からの交付金に返還が生じたため追加するものでございます。

56ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税で474万4,000円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

退職被保険者等国民健康保険税で2万2,000円の追加となります。滞納分の納付実績を整理するものであります。

57ページになります。道支出金、道補助金、保険給付費等交付金で8,000万円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

繰入金、基金繰入金、基金繰入金で478万3,000円の追加となります。実績を見込んで繰入れするものであります。

53ページの第1表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

議案第19号 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第5号）について。

令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億9,580万1,000円に歳入歳出それぞれ869万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億449万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

事項別明細書、歳出から説明します。

65ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で869万6,000円の追加となります。施設入所者数の増加に伴い、追加するものであります。

64ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で217万4,000円の追加となります。支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で234万

7,000 円の追加となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 108 万 7,000 円の追加となります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 108 万 8,000 円の追加となります。

町債、財政安定化基金貸付金、財政安定化基金貸付金で 200 万円の追加となります。当初見込みより要介護認定者、施設入所者数が増加しており、その増加分を介護保険料収入や基金繰入金で賄うことができないため、北海道から借入れを行うものであります。この借入れは無利子で、令和 3 年からの次期介護保険計画期間中に保険料を財源として償還することとなります。

60 ページの第 1 表の歳入歳出予算補正については、ただいま説明した内容の再掲になりますので、説明は省略させていただきます。

61 ページを御覧ください。第 2 表、地方債では、財政安定化基金貸付金で限度額 200 万円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、無利子、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第 20 号 令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 2 億 9,395 万円から歳入歳出それぞれ 4,239 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,155 万 7,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。

72 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 1 万 8,000 円の追加となります。給与改定等による整理となります。

維持費で 42 万 2,000 円の減額となります。水道施設水質計器点検整備や簡易水道水質検査などに係る委託料の執行残の整理であります。

施設費、施設費、建設改良費で 4,198 万 9,000 円の減額となります。道道滝之町伊達線の交差点改良工事が実施されなかったことに伴って水道施設移設工事を取りやめたことや国道 453 号水道移設工事の施工範囲が変更になったことによる減額及びその他工事などの執行残の整理となります。

71 ページを御覧ください。歳入では、使用料及び手数料、使用料で 333 万 4,000 円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 142 万 4,000 円の追加となります。

繰越金、繰越金、繰越金で 44 万 9,000 円の追加となります。前年度繰越金となります。

諸収入、雑入で 2,743 万 2,000 円の減額となります。道道滝之町伊達線水道施設移設補償費及び国道 453 号水道施設移設補償費の整理となります。

町債、町債、衛生債で 1,350 万円の減額となります。実績を見込んで整理するものであります。

73 ページの給与費明細書につきましては、後ほどご照覧いただきたいと思います。

67 ページの第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

68 ページの第 2 表、地方債補正では、簡易水道施設整備事業、限度額 1 億 1,620 万円を限度額 1 億 270 万円に変更するものであります。

議案第 21 号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について。

令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 1 億 7,440 万円から歳入歳出それぞれ 73 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,366 万 2,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明させていただきます。

79 ページになります。集落排水事業費、集落排水総務管理費、集落排水施設管理費で 21 万円の減額となります。光熱水費で 20 万円の追加となります。電気料金の増加に伴い不足が生じるため、追加をするものであります。

また、委託料で 41 万円の減額となります。処理施設や管路施設の保守管理に係る委託料の執行残の整理であります。

集落排水施設費、集落排水整備費で 52 万 8,000 円の減額となります。農業集落排水処理施設機能診断業務委託料の執行残の整理であります。

管理型浄化槽事業費、管理型浄化槽総務管理費、管理型浄化槽施設管理費では、財源区分の変更となります。

78 ページを御覧ください。歳入では、使用料及び手数料、使用料、下水道使用料で 123 万 9,000 円の減額となります。浄化槽使用料で 12 万円の減額となります。いずれも実績を見込んで整理するものであります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 62 万 1,000 円の追加となります。実績を見込んで整理するものであります。

75 ページの第 1 表の歳入歳出予算補正につきましては、ただいま説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 22 号から議案第 27 号までの 6 件につきましては、令和 2 年度壮瞥町各会計の予算であります。

各会計の予算内容の概要についてご説明させていただきます。お手元の別冊、令和 2 年

度壮警町予算書を御覧ください。

議案第 22 号 令和 2 年度壮警町一般会計予算について。

令和 2 年度の壮警町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35 億 6,500 万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。対前年度の比較では 10%、3 億 9,400 万円の減額となっております。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額。起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9 億円と定める。

令和 2 年度壮警町予算書に基づき、第 1 表、歳入歳出予算の款項の区分により説明いたします。

歳入について、一般 1 ページになります。款 1 町税では 4 億 3,316 万 3,000 円で、前年度との比較では 4,771 万 3,000 円の増となります。項 1 町民税 1 億 2,933 万 8,000 円、項 2、固定資産税 2 億 1,611 万円、項 3 軽自動車税 715 万 5,000 円、項 4 町たばこ税 1,850 万円、項 5 入湯税 6,206 万円を計上しております。

一般 2 ページの款の 2 地方譲与税では 4,400 万円で、前年度との比較では 600 万円の増となります。項 1 地方揮発油譲与税 1,150 万円、項 2 自動車重量譲与税 3,000 万円、項 3 森林環境譲与税 250 万円を計上しております。

款 3 利子割交付金 30 万円。

款 4 配当割交付金 50 万円。

一般 3 ページになりますが、款 5 株式等譲渡所得割交付金 40 万円。

款 6 法人事業税交付金 290 万円で、前年との比較で 290 万円の増となります。

款 7 地方消費税交付金 7,100 万円で、前年度との比較では 600 万円の増となります。

款 8 環境性能割交付金 300 万円で、前年度の比較では 200 万円の増となります。

4 ページになります。款 9 地方特例交付金 99 万円を計上しております。

款 10 地方交付税 16 億 6,300 万円で、前年度との比較では 2,300 万円の増となります。この内訳は、普通交付税で 14 億 6,300 万円、特別交付税で 2 億円を計上しております。

款 11 交通安全対策特別交付金 1,000 円。

款 12 分担金及び負担金 529 万 6,000 円で、前年度との比較では 219 万 6,000 円の減となります。

一般の 5 ページになります。款 13 使用料及び手数料 1 億 1,480 万 1,000 円で、前年度との比較では 140 万 2,000 円の減となります。項 1 使用料 9,993 万 2,000 円、項 2 手数料 1,486 万 9,000 円を計上しております。

款 14 国庫支出金 2 億 4,090 万 9,000 円で、前年度との比較では 4,925 万 9,000 円の減となります。項 1 国庫負担金 1 億 26 万 5,000 円、項 2 国庫補助金 1 億 3,942 万 3,000 円、項 3 委託金 122 万 1,000 円を計上しております。

款 15 道支出金で 4 億 7,996 万 8,000 円で、前年度との比較では 1,555 万 9,000 円の減となります。項 1 道負担金 6,605 万 2,000 円、6 ページになりますが、項 2 道補助金 6,386 万 1,000 円、項 3 委託金 3 億 5,005 万 5,000 円を計上しております。

款 16 財産収入で 3,933 万円です。前年度との比較では 535 万 9,000 円の増となります。項 1 財産運用収入で 2,267 万 1,000 円、項 2 財産売払収入 1,665 万 9,000 円を計上しております。

款 17 寄附金 4,800 万 1,000 円で、前年度との比較では 1,050 万円の増となります。

款 18 繰入金 1 億 3,049 万 6,000 円で、前年度との比較では 1 億 1,217 万 8,000 円の減となります。

7 ページになります。款 19 繰越金で 1,500 万円。前年度と同額で計上しております。

款 20 諸収入で 3,684 万 5,000 円で、前年度との比較では 686 万 8,000 円の減となります。項 1 延滞金加算金及び過料 20 万 5,000 円、項 2 町預金利子 1,000 円、項 3 貸付金元利収入 32 万 7,000 円、項 4 雑入 3,161 万 2,000 円、項 5 受託事業収入 470 万円を計上しております。

款 21 町債 2 億 3,510 万円で、前年度との比較では 3 億 660 万円の減となります。

歳出についてです。9 ページになります。款 1 議会費で 4,297 万 7,000 円を計上しております。前年度との比較では 69 万 5,000 円の増となります。

款 2 総務費で 2 億 8,446 万 8,000 円を計上しております。前年度との比較では 2 億 8,351 万 8,000 円の減となります。項 1 総務管理費 1 億 1,702 万 5,000 円、項 2 財政費 4,844 万 9,000 円、項 3 徴税費 489 万 4,000 円、項 4 戸籍住民基本台帳費 240 万 1,000 円、項 5 選挙費 42 万 2,000 円、項 6 監査委員費 87 万 6,000 円、一般 10 ページになりますが、項の 7 企画費 1 億 791 万 1,000 円、項 8 統計調査費で 249 万円を計上しております。

款 3 民生費で 4 億 9,436 万 2,000 円を計上しており、前年度との比較では 388 万 7,000 円の増となります。項 1 社会福祉費 1 億 9,575 万 4,000 円、項 2 老人福祉費 4,574 万 4,000 円、項 3 心身障害者福祉費 1 億 6,356 万 9,000 円、項 4 児童福祉費 8,924 万 7,000 円、項 5 災害救助費 4 万 8,000 円を計上しております。

11 ページになります。款 4 衛生費で 5 億 3,119 万円を計上しており、前年度との比較では 2,493 万 9,000 円の増となります。項 1 保健衛生費で 4 億 3,716 万 4,000 円、項 2 清掃費 9,402 万 6,000 円を計上しております。

款 5 農林水産業費で 1 億 227 万 4,000 円を計上しており、前年度との比較では 2,004 万 4,000 円の増となります。項 1 農業費 7,626 万 5,000 円、項 2 林業費 2,600 万 9,000 円を計上しております。

款 6 商工費で 8,131 万 3,000 円を計上しており、前年度との比較では 195 万 8,000 円の

増となります。

12 ページになります。款 7 土木費で 4 億 8,649 万 9,000 円を計上しており、前年度との比較では 1 億 4,858 万 4,000 円の減となります。項 1 土木管理費 249 万 7,000 円、項 2 道路橋梁費 2 億 2,163 万 7,000 円、項 3 河川費 4,600 万 8,000 円、項 4 水道費 5,499 万 8,000 円、項 5 下水道費 8,649 万 9,000 円、項 6 住宅費 7,428 万 7,000 円、項 7 都市計画費 57 万 3,000 円を計上しております。

13 ページになります。款 8 消防費で 1 億 6,228 万 9,000 円を計上しており、前年度との比較では 145 万 7,000 円の増となります。

款 9 教育費で 1 億 8,254 万 8,000 円を計上しており、前年度との比較では 1,803 万 4,000 円の増となります。項 1 教育総務費 3,483 万 8,000 円、項 2 小学校費 4,266 万 9,000 円、項 3 中学校費 1,986 万 6,000 円、項 4 高等学校費 3,467 万 6,000 円、項 5 社会教育費 2,017 万円、項 6 国際交流費 2,091 万 6,000 円、項 7 保健体育費 941 万 3,000 円を計上しております。

14 ページになります。款 10 災害復旧費で 20 万 5,000 円で、前年度と同額を計上してございます。

款 11 公債費で 4 億 8,618 万 9,000 円を計上しており、前年度との比較では 4,593 万 5,000 円の減となります。

款 12 諸支出金で 130 万 6,000 円を計上しております。

款 13 給与費で 7 億 438 万円を計上しており、前年度との比較では 1,302 万 3,000 円の増となります。

款 14 予備費 500 万円で、前年と同額を計上しております。

15 ページになります。第 2 表、債務負担行為では、北海道市町村備荒資金組合車両譲渡事業、期間、令和 2 年度から令和 6 年度、限度額 627 万円。

一般 16 ページになります。第 3 表、地方債では、コミュニティ FM 放送局事業、限度額 320 万円、街路灯運営事業、限度額 300 万円、北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備事業、限度額 340 万円、ジオパーク推進事業、限度額 430 万円、地域公共交通対策事業、限度額 1,020 万円、通学定期補助事業、限度額 500 万円、子ども医療費助成事業、限度額 400 万円、緊急通報システム管理委託事業、限度額 100 万円、路線バス無料化事業、限度額 130 万円、りんごまつり事業、限度額 70 万円、17 ページになりますが、住宅等リフォーム支援事業、限度額 200 万円、昭和新山国際雪合戦事業、限度額 720 万円、橋梁長寿命化整備事業、限度額 720 万円、町道滝之町中島 1 号線道路整備事業 4,310 万円、町道白水川線道路改修事業、限度額 270 万円、学校沢川河道整備事業、限度額 1,500 万円、大川護岸整備事業、限度額 3,000 万円、公営住宅建設事業、限度額 940 万円、公営住宅改修事業、限度額 2,060 万円、スクールバス購入事業、限度額 500 万円、18 ページになりまして、壮瞥高等学校通学費助成事業、限度額 230 万円、生涯学習推進事業、限度額 250 万円、臨時財政対策債、限度額 5,200 万円の計 23 件、2 億 3,510 万円を計上しております。

いずれも利率は5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第23号 令和2年度壮警町国民健康保険特別会計予算について。

令和2年度の壮警町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,380万円と定める。前年度との比較では0.5%、220万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

国保1ページの第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、国民健康保険税6,253万8,000円、道支出金3億6,484万9,000円、繰入金3,640万3,000円、国保の2ページになりますが、繰越金1,000円、諸収入9,000円を計上してございます。

3ページになりますが、歳出では、総務費873万1,000円、保険給付費3億5,428万9,000円、4ページになりますが、国民健康保険事業費納付金9,539万8,000円、共同事業費拠出金1,000円、財政安定化基金拠出金1,000円、保健事業費378万3,000円、5ページになりますが、基金積立金1,000円、諸支出金129万6,000円、予備費で30万円を計上してございます。

議案第24号 令和2年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について。

令和2年度の壮警町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,220万円と定める。前年度との比較では7.4%、360万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ最高額は、1,000万円と定める。

後期高齢1ページの第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、保険料3,354万6,000円、使用料及び手数料2,000円、繰入金1,631万1,000円、繰越金1,000円、2ページの諸収入234万円を計上しております。

3ページになりますが、歳出では、総務費56万円、納付金4,920万1,000円、保健事業費233万7,000円、4ページになりますが、諸支出金2,000円、予備費10万円を計上しております。

議案第25号 令和2年度壮警町介護保険特別会計予算について。

令和2年度の壮警町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,990万円と定める。前年度と

の比較では10.1%、3,490万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6,000万円と定める。

介護1ページの第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、保険料6,286万8,000円、国庫支出金9,283万9,000円、支払基金交付金で9,903万8,000円、2ページの道支出金6,237万2,000円、繰入金で5,794万2,000円、繰越金1,000円、3ページの諸収入5,000円、町債483万5,000円を計上しております。

4ページになります。歳出では、総務費396万9,000円、保険給付費3億4,749万7,000円、5ページになりますが、地域支援事業費2,813万1,000円、基金積立金1,000円、6ページになりますが、諸支出金2,000円、予備費30万円を計上しております。

7ページの第2表、地方債では、財政安定化基金貸付金、限度額483万5,000円、利率、無利子、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第26号 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について。

令和2年度の壮瞥町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,350万円と定める。前年度との比較では3.1%、900万円の減となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

簡水1ページの第1表、歳入歳出予算のうち、歳入では、分担金及び負担金300万円、使用料及び手数料5,127万7,000円、国庫支出金1,427万2,000円、繰入金5,450万円、2ページになりますが、繰越金1,000円、諸収入3,545万円、町債1億2,500万円を計上しております。

3ページの歳出では、総務費6,998万6,000円、施設費1億6,019万2,000円、公債費5,302万2,000円、予備費30万円を計上しております。

4ページの第2表、地方債では、簡易水道施設整備事業、限度額1億2,500万円、利率5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により

据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

議案第 27 号 令和 2 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について。

令和 2 年度の壮瞥町集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,570 万円と定める。前年度との比較では 6.5%、1,130 万円の増となります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

集排 1 ページになります。第 1 表、歳入歳出予算のうち、歳入では、使用料及び手数料 3,309 万 8,000 円、国庫支出金 500 万円、道支出金 70 万円、繰入金 8,390 万円、2 ページになりますが、繰越金 1,000 円、諸収入 1,000 円、町債 6,300 万円を計上しております。

3 ページになります。歳出では、集落排水事業費 9,913 万 8,000 円、管理型浄化槽事業費で 616 万 4,000 円、公債費 8,009 万 8,000 円、予備費 30 万円を計上しております。

4 ページの第 2 表、債務負担行為では、水洗便所改造等資金貸付け融資に係る損失補償、期間、令和 2 年度から令和 6 年度、限度額は融資金融機関が貸付けする資金について借入者が損失を与えた金額としております。

第 3 表、地方債では、下水道資本費平準化債、限度額 4,030 万円、農業集落排水施設整備事業、限度額 2,270 万円、利率 5% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以上が今定例会に提案します議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3 月 6 日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2 時 10 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮瞥町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年3月6日（金曜日） 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長(兼)	木下薫君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
3番 佐藤 恣君 4番 加藤正志君
を指名いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第2、一般質問を行います。
一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。
6番、真鍋盛男君。
○6番（真鍋盛男君） 私のほうからは堆肥センターの運営についてということで4点ほどお伺いします。
堆肥センターの現在の生産、販売の状況。
それから、生ごみ堆肥製造中止の提案がなされていましたが、その場合の生ごみ収集中止後の動向はどうなっているか。
あと、生ごみ堆肥製造を中止したとした場合、汚泥の処理はどうするのか。
今後の堆肥センターの運営をどのように考えているかです。よろしくをお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、真鍋議員のご質問にご答弁申し上げます。

初めに、堆肥の生産及び販売の状況についてであります。堆肥の生産量につきましては、令和2年1月末現在で1,680立方メートル、前年同期の92%となっております。また、販売量につきましては、ばら堆肥で1,169立方メートル、袋詰め堆肥で5,677袋となっております。その販売金額は633万6,000円とほぼ前年並みの販売金額を確保しております。

次に、2点目の生ごみ堆肥の製造についてであります。平成29年3月に策定した第5次壮警町行政改革大綱の実施計画では、第三セクターの壮警町リサイクルシステムの見直しについて良質な堆肥の提供による本町農業の振興を主たる目的として当面運営を継続することとしておりますが、一方で運営費を節減するため、エコポストによる生ごみ回収の

廃止や汚泥の町外処理を行うことによって生ごみ堆肥の製造を廃止することとしていたところであります。

町としましては、第5次壮瞥町行政改革に基づく事務事業の見直しの考え方を踏まえて適切に執行する必要があると考えますが、長年地域に密着してきたエコポストによる生ごみ回収の廃止や生ごみの減量化などに対する地域における議論が十分になされていない中で廃止を早急に推し進めることは住民生活の混乱を招きかねないため、令和2年度については現行のままエコポストによる生ごみ回収を継続することとし、生ごみ堆肥の製造も継続することとしたところであります。いずれにしましても、エコポストによる生ごみ回収の廃止を含めた在り方やごみの減量化の考え方などとともに、生ごみ堆肥の利活用を含めた生ごみ堆肥製造の在り方の双方の議論を地域の皆様としっかり展開して、将来に向かって実効性の高い方向性を見出してまいりたいと考えております。

3点目の生ごみ堆肥の製造を中止した場合の集落排水汚泥の処理についてであります。農業集落排水の久保内処理場及び仲洞爺処理場の汚泥を滝之町処理場に運搬し、滝之町処理場の汚泥を含めて脱水処理を行った後に堆肥センターへ運搬し、生ごみ堆肥の原料としていましたが、生ごみ堆肥の製造を中止した場合には脱水処理後の汚泥処理について別の受入先を選定し、搬出しなければならないものと考えております。なお、先ほど申し上げたとおり、令和2年度については生ごみ堆肥の製造を継続しますので、汚泥の受入れも従前どおり行ってまいりたいと考えております。

また、生ごみ堆肥については、エコポストで回収された生ごみと集落排水汚泥、さらには生ごみ堆肥を戻し、堆肥として混ぜ合わせて切り返すことによって製造されておりますので、先ほど申し上げた生ごみ堆肥製造の在り方検討の中で汚泥の処理についても当然議論してまいりたいと考えております。

最後に、今後の堆肥センターの運営についてであります。堆肥センターは地域資源の循環利用により良質堆肥を製造し、農地に施用し、土づくりを通じて生産性の向上など農業振興を図る目的を持って設置されたものと認識しております。現在は品質の向上を図り、良質な堆肥を製造し、販売先を開拓するなど経営的な努力をしているものの、採算の面などの課題もありますので、その方向性をできるだけ早い時期に決めていかなければならないと考えております。このため、将来的な在り方の検討に当たっては堆肥センター設置の目的を踏まえながら農業生産における生産性の向上など、付加価値の高い農業生産体制を構築するといった農業振興の観点を初め、運営の方法、生ごみの回収や集落排水汚泥の処理、さらには費用対効果など、様々な観点から地域の農業者の皆様や関係機関、団体の皆様等としっかり議論をして方向づけをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） なかなか収支改善が図られない状況と、それから例年どおりの生産量、それから販売実績ということは理解できました。そこで、条例によって販売体制が

決められております。町内向けと町外向けという区分けで、町内向けがばら堆肥で立米 3,000 円、40 リットル 500 円、20 リットル 400 円。町外向けがばら堆肥立米 6,000 円、それから 40 リットルが 600 円、20 リットルが 500 円。それにつけ生ごみ、ばら堆肥、これが立米 2,000 円と規制されています。そして、この生ごみ堆肥は町外販売はしないというふうに規定されています。そこで、この町内、町外という分け方、これは町民向けと町民外という向けの認識と理解していたのですが、現状町内で販売されている堆肥は、主立ったところではサムズ、それから農協、まだほかに何件かあると思いますけれども、それでサムズ、それから農協、それから北の湖記念館でも売っているので、ちょっと状況を聞きました。そうすると、サムズ、それから北の湖記念館で販売している部分は、ほとんどが購入者が町外の方というご意見でした。ここに収支改善のネックというものもあるのかなと考えております。これを町民向けという意味合いで町内と町外という分け方をしていると思うのですが、そこら辺の見解をお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

ただいま堆肥の販売の単価に関しまして町内と町外とあるにもかかわらず、サムズですとか北の湖記念館の販売店で売っているものに関しては町外者が買っている方がほとんどだというご指摘かと思いますが、これに関しましては現実には買われる方に町内ですか、町外ですかとかと一々確認するところが何か煩わしいという部分もあろうかと思ひまして、それで現実そういう袋に関しましては町外、町内という単価があるにもかかわらず、安いほうの単価で売られているのではないかというふうに考えられます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） 昨年消費税も 2% アップになって 10% ということにもなっております。それでもトータルの経費的な部分で 2% 現に増えたというふうにも考えられますので、本来であればその分を製品の販売価格に転嫁していく方向に持っていかなければいけないのかなと基本的には思っております。それで、去年のちょっと遅い時期になったのですけれども、伊達農協でも販売していただけることになっていましたが、ちょっと時期が遅いので、伊達農協の販売の実績というのはそれほど上がっていないのかなと思っております。うわさ話なのですけれども、伊達農協で買うよりも壮警町内に来てサムズなり、それから北の湖記念館等々に行って買うほうが 100 円の差があつてメリットがありますので、そういう求め方もしている町外の方も多々いらっしゃるよう聞いております。慢性的な収支のバランスが取れない状況の中ではそういう改善もする必要があるのかなと。貴重な町民の税金を投入し続けてきているわけです。投入した金額は 10 年以上もたっているのです、億単位の金額になっていると思いますので、そこら辺を改善するという考え方は持ち合わせていないのかお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 収支改善の考え方等についてのご質問だと思いますが、まず町内と町外の販売について利用者がこっちのほうで買ったほうが利点があるというのは話の内容としては十分分かるのですけれども、やっぱり経済とか物を買うところの消費者という面の自由性を考えたら、そこをあまり販売の段階で事細やかに対応することはなかなか難しいのかなと思います。それで、伊達のほうでも卸しているところで購入した分というふうには基本的にはできないと思っています。ただ、販売価格、消費税の問題、そういう問題は確かにあるかと思いますが、そもそもその運営が行っていないところとかというのは販売価格以上の問題も私はあると認識していますので、そこら辺も含めて今どういう規模でどうやったらいいか、それから町内での土づくりで活用するということが基本だと思いますので、そういったところも何とか活用していただけるように、販売促進活動というのですか、啓発活動、そういうものも実は今やろうとしているところだったのですが、コロナウイルスの関係があってあまり人のところに行ったりするのもどうかと思って、実は農家個々に回って来年の使用についてご協議を申し上げたいということも考えていたのですけれども、そこはちょっとやり方は今考えますけれども、利用が促進するような、運営改善につながる、利用促進につながるような対応については私どもも十分考えていますので、ご理解いただければなと思います。

それから、町外の販売も、実はこれうちの従業員のほうから聞き取ったのですけれども、道南のほうですとか道央のほうから結構引き合いがあって、今ばら売りというのですか、ハウスをやっている農家の方が非常に堆肥がいいということで利用もされてきているという状況もありますので、そこはしっかり町外単価を利用して利益を上げていきたいなというふうに考えています。そういったことを総合的に考えて運営改善に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければなと思ってございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 価格面のほうではあまりいじる考えもないと、それから販売体制もいじる考えもないということだと、そういうふうに答弁されたと理解しますが、現実でもサムズ、それからほかの町内の販売店の中では、実際は本当に町外の方の交流が多いということで、農協はやはり農協の性質上、町民、農業者の方が購入されるというケースが多いという実態です。ですから、実態を踏まえてサムズ等々で販売する金額を町外販売という金額にはできないのでしょうか。町民の方は、農協もしくは堆肥センターに直接購入に行っていただくというような方法。そうすれば若干売り上げも上がるかなと考えています。町民と町外の方の公平性というか、そういうものがそういう形を取るによって取れるのかなと考えています。

あと、生ごみの堆肥の製造に関してですけれども、この堆肥センター開始の前は、エコポストでしたっけ、プラスチックのバケツを逆さまにしたようなものなのですけれども、それでごみの減量化を図っていましたね、助成をつけて。生ごみの回収をやめたとすれば

そういう手法で対処いたしまして、汚泥の処理はそれに伴ってやめなければいけないという考えであります、必ずしも汚泥の堆肥化というのを生ごみ収集をやめたらやらなければいけないのかを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、建設課長。

○建設課長（澤井智明君） 汚泥の処理についてご答弁申し上げます。

農業集落排水から出る汚泥の処理につきましては、今現在堆肥センターへ持って行って堆肥化しているという現状でございますけれども、もし生ごみ堆肥の製造を中止した場合には一般の廃棄物、有機物扱いということで、目的としては堆肥化するという目的にはなりませんけれども、一般廃棄物で有機となる当該汚泥の受入先というのは検討しなければいけないということで、近隣では実績のあるところといいますと苦小牧市内になるのですけれども、そちらが一番有力になってくるのかなということで、そちらに持っていきますと一応堆肥にするということで伺っております。当該業者ですけれども、汚泥の受入れについては可能ということですが、運搬ができないということがございますので、汚泥の運搬につきましては受入れ業者さんとは別に選定しておかなければいけないのかなというところでございます。一応確認はしてみましたけれども、伊達市内の業者であれば運搬はできるということは聞いております。これらを踏まえまして、汚泥受入先の業者さんと汚泥運搬の業者の選定方法というのは、もし中止になるようなことがあるのであれば明確にしておく必要はあるのかなというふうに思っております。

あと、一般廃棄物を受け入れていただくに当たっても、もし苦小牧市の業者さんを選定するようであれば苦小牧市との一般廃棄物の処理計画の協議というものも必要になってくるということは確認しております。中止するに当たって事前の準備っていろいろありますので、その辺もしておかなければいけないのかなというふうに思いますし、要するに持っていくということになれば新たな経費というのが発生してきますので、それも試算しておく必要があるのかなというふうに考えております。いずれにしましても生ごみ製造の中止がされた場合につきましては、その決定する過程において堆肥センターに代わるような施設というのは今も言ったような感じですが、堆肥センターに代わる適切な処理体制というのはきちんと確認しておく必要があるのかなというふうに思っております。いずれにしましても堆肥センターで生ごみ堆肥の製造ができることになった場合についても今考えているのは堆肥を作る目的で別な場所へ持っていき、汚泥の堆肥、処理場から出る汚泥の処理につきましては町外に持っていったとしても堆肥にするという目的で持っていくというふうになることは想定しております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 先ほどの真鍋議員からのもう一点のご質問があったかと思えます。町内の販売店であっても町外から来る方が多いのであれば町外価格で販売してはどうかというようなご意見かと思えますけれども、先ほど副町長からのご説明にもござ

いましたように、あくまでも町内の販売店と町外の販売店に対してそれぞれの委託契約を町がしておりまして、町外の販売点さんにとっては町外の価格で売ってもらうという委託契約です。町内の販売店の方には町内の価格で売ってもらうという仕切りでやっておったところですが、今のご意見といいますか、に関しましては販売店さん側とも協議が必要かと思しますので、多少考える時間をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） ちょっと質問の仕方がよくなかったのかなと思うのですが、生ごみ堆肥を製造するに当たって現状は生ごみと、それから汚泥を混ぜたもので生ごみ堆肥を製造しています。仮に生ごみの回収をやめると汚泥だけの堆肥製造というものは不可能なのかという意味合いで質問したつもりなのですが、

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまの汚泥単独で堆肥を作れるのかどうかというご質問ですが、堆肥は可能だとは考えております。ただ、そうなりますと品質に関しましてデータがございませんので、いろいろ一から調査しなければならない部分は出てくるかと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） ただいまの担当課長の説明にちょっと補足させていただきます。

先ほどの町長の答弁にあったように、この町の堆肥センターの生ごみ堆肥の作り方は、生ごみを持ってきて、それを乾燥させるような状態で、それを汚泥に混ぜるということで副資材的な使い方をして、さらにそれに作り置きしていた堆肥を戻し堆肥という形で混ぜて今作っているということなので、汚泥だけでできるかという水分調整に何か副資材とかを入れていかないとなかなか難しいのかなと。それはやってみないとちょっと分からない部分もありますけれども、汚泥だけでは今のような量のものの堆肥はなかなか作るのに手間がかかるのかなと、そういうふうに思っています。今はそういう作り方を生ごみ堆肥をつくっているという状態なので、繰り返しますけれども、汚泥に何か副資材的なものを混ぜて水分調整をして仕上げていくと。今木下課長が申し上げたとおり、その成分がまたちょっと違ってくると思しますので、もし販売をしていくのであればそこら辺はきちっとデータを取って、安全性だとかいろんな面を証明するような形が必要なのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 実証したことがないので、何とも言えないけれども、不可能ではないということですね。現状条例で生ごみ、ばら堆肥は町外販売はしないということで立米当たり2,000円という価格設定で載っております。ところが、現状生ごみ堆肥の販売は

していません。平成 28 年からですか、こうなったのは。農業者の中でもカラマツ養苗を生産している人には需要があったわけですが、購入に行った途端にもう販売はやっていないよと。仕方ないから畜ふん堆肥買ってきましたという話を聞いていました。条例にもこういうふうに立米 2,000 円と載っているのになぜ販売をしないのかを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいま条例に載っているにもかかわらず、現実売っていないのはなぜかというご質問にお答えいたします。

平成 28 年からということでありませうけれども、生ごみ堆肥を扱ってくれる販売店さんがなくなったといいますか、というふうに私伺ってしまっていて、それで実際作ってはいるのですけれども、それに関しては高校さんのほうに引き取っていただいたりとか、使ってもらったりとか、そういう形で使っているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） 20 リッターとか 40 リッターという小袋に入れた堆肥の販売は中止しましたよということで、ばらはこのとおり条例に載っている立米 2,000 円で売るよという条例になっているのです。当然以前使っていた町内の農業者の方も袋では買っていないでばらで持っていったと思うのです。だから、小袋に関しては販売しないよと載っているのです、それはそれでいいのです。ただ、ばら堆肥も販売しないよということになっていたけれども、仕方ないから畜ふん堆肥買って来たという話です。なぜしないのかということを知っています。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 生ごみ堆肥をばらでなぜ販売しないのかというご質問なのですが、実際今生ごみ堆肥も作っておりますので、売れないことはないかと思っておりますので、その辺の現状といいますか、その辺は私ちょっと承知しておりませんでしたので、調査して対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 6 番、真鍋盛男君。

○6 番（真鍋盛男君） そういうことで現状は壮警高校に生ごみ堆肥を無償で提供して使っているということですが、壮警高校としてもかけるにしか使っていないのかなと思っております。壮警高校も壮警町の機関の農業高校として残していくよということでおっしゃっております。そこで、高校にも高校で生産している農作物、食品関係のものもたくさんあります。そういう部分で使えるように畜ふん堆肥の提供をやっていけばいいのかなと考えております。そうすることによって町の堆肥の PR にもつながるなど考えております。正当に需用がある生ごみ堆肥を町内で販売して、そして高校には畜ふん堆肥を提供して町の良質な堆肥の PR をしてもらおうという考えにはならないですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 利活用についてなのですけれども、議員おっしゃるとおり、今そういったことも含めて内部でも農家の方々とも相談していきまして、実は私も種苗の苗木を作っている方々が昔は使っていたという話も聞いておりまして、そういうのもありますし、それからシーニックバイウェイのところで花壇とかやるときにも生ごみ堆肥を使っていたこともあったというふうにも伺っているのです。高校の利用なんかはまさにそういう形で無償で出して、町内の循環利用みたいな形で農作物作っていただくのは本当にいいことだと思っています。ただ、一般的な農家のところは、ご承知だと思いますけれども、環境保全型の農業を進める中で生ごみ由来だとか汚泥由来の堆肥を使うということは消費者に対する風評的なものもありまして、こちらの農協さんでも使用を差し控えているというような状況でございますので、なかなかできませんけれども、そういった食べ物以外に、直接食べ物が口に入らないところの部分についてはそういうものを積極的に使っていただく、公共的に使うものについては無償で出してもいいし、それから営業的に使うものについては経費のかかっているものでございますから、費用をいただくなどの方法を、過去の経緯はちょっと私も承知していないところがありますので、申し訳ございませんが、そういったことも含めて検討して、議論をして、なるべくそういう形で利用できるような形を取っていきたいなと思っていますので、ご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 分かりました。それでは、最後になりますけれども、堆肥センターの今後の運営ということでちょっと私の考えを述べさせていただきたいと思います。

本当に町長は基金減のない財政運営、行政運営を行うということを打ち上げております。それで、この堆肥センターの運営費用というのをこよなく圧縮していく方策も考えていく必要があるかなと考えております。現状生ごみ堆肥の製造をやることによって生ごみ、一般家庭の回収に係る費用というのもあります。それで、以前に生ごみ堆肥の製造を中止したいというときにはそれとの差額で町外に汚泥の処理を委託した場合は最低500万程度かかるということで、現状家庭一般ごみの生ごみの回収の費用と差引きますと約200万ぐらいの差が出て経費的には浮くのかなという説明を受けたように思っております。ちょっと数字的には間違っているかもしれませんが、将来的に堆肥センターを運営していくということを考えれば、先ほどの答弁の中にも汚泥の堆肥化というのはやったことはないのですけれども、汚泥のみの堆肥化というのは不可能ではないという答弁をいただきました。それで、堆肥センター運営に関して汚泥の処理料、町外に出しますと500万程度最低でもかかるということですから、それ以上かかるのでしょね、大ざっぱ試算ですから。それを堆肥センターの運営費として汚泥の堆肥化ということで充てます。それから、農業振興策としての金額をある程度踏んで堆肥センターの運営に充てます。そうすると、大体600万以上ぐらいの金額が堆肥センターの運営費として充てられることになります。完全に外注しますと500万以上の金が町外に出ていくわけです。それと、おおよそ600万程度かそれ以上の金額プラス現在の売上高をプラスしますと大体1,200万から300万程度になるのかな

と考えております。そうすると、もう少し努力すれば純然たる不足分というのはかなり圧縮できるのかなと考えております。農業の振興策として堆肥センターを続けていくのであれば、こういう方法もあるのかなと思っております。最後の質問です。お願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 総括的なお話ということで私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

今収支改善に向けた様々なご提案をいただいて、歴史的な背景も含めてであったというふうに思っております。また行革での議論も踏まえた中での貴重なご提案をいただいたというふうに認識をしております。ありがとうございます。堆肥センターの運営につきましては、現在農業者の皆様方と機会あるごとに意見交換を担当並びに堆肥センターのほうで行っており、行政経費の負担軽減の面から否定的な意見もありますし、良質な堆肥を評価して継続を求め方、さらには今のような運営の仕方に関する具体的なご意見、農業的な対応等も含めた利用など様々な議論、意見をいただいているところであります。町としましては、土づくりを通じて農業振興を図るという目的を踏まえることがまずは基本的な視点と考えているところであります。町の行政経費の負担を軽減する中で土づくりや畜産も含めた農業振興をキーワードに、発展性を持った施設利用となるように生ごみの処理や汚泥の処理の在り方も含めまして検討を広く進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っておりますし、先ほどいろんな場面で申し上げておりますとおり、こうした検討の中から方向性を見出していくべきと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようどうぞよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私は、平成2年度予算編成と第5次壮警行政改革大綱の進捗状況について伺いたいと思います。

壮警町は、昭和61年度から行政改革に取り組み、各年次改革大綱を策定して行革の推進に取り組んできておりますけれども、改革の成果達成、未達成事項も多く見られます。年々財政状況の悪化により住民の望む政策に取り組むことが困難な時代を迎えていると私は考えております。町は、第1次から第4次行政改革の取組に反省を加え、平成29年度から令和4年度までの第5次壮警町行政改革大綱を作成し、令和2年度で4年目を迎えます。この間町長の交代があったとはいえこの大綱がどのように取り組まれ、残された期間でどのように取り組むかについて真剣に考えなければならないと思います。そのようなことから、以下のことを質問いたします。

令和2年度の予算編成の基本的な考え方について。

次に、基金を減らさない財政運営を目標に取り組んでいますが、基金に頼らない事業の取組計画です。

次に、第5次壮警町行政改革大綱に取り組む事項として示されている達成状況。いろい

ろありますけれども、その中で需用費の削減の取組現状。

補助金の削減、特にその他補助金の見直し状況。

次に、その他の事務事業改善で町営牧場の見直し、ICT、すなわち情報通信技術の使用によるコスト削減の取組状況。

次に、機構の見直しと業務改善で人件費の抑制取組。

幅広い人材育成強化で取り上げている制度見直しによる人材育成の評価。

最後に、平成2年度で大綱に示されている事項で取り組む内容です。

以上、多岐にわたりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

多くの自治体が基金減のない財政運営ですが、本町は平成28年度から30年度の3年間で3億円の基金を減らしています。令和2年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、持続可能なまちづくりにはこの改善に早急に取り組む必要があり、こうした本町の厳しい財政状況を職員一人一人が十分に認識した上で住民生活や地域経済に支障を来さない範囲で支出の節減を図っているところであります。加えて既存事業の事業費の推移を把握し、増加している場合は要因の分析、改善点、財源の確保など十分な検討を加えるとともに、本町の各種計画との整合性や第5次総合計画を見据えた施策展開に必要な事業を精選するよう全職員に指示をし、メリハリのある予算編成により少しでも収支のバランスが図られるよう編成作業を行ったところです。歳出の抑制に向けた取組と国、北海道の有利な財源を最大限確保することにより予算ベースで対前年1億円の収支改善が図られたところであり、財政調整基金繰入れが予算ベースで1億円未満となったのは平成24年度以来8年ぶりとなっています。新年度においても全庁を挙げて収支改善に取り組み、財政の健全化に努めていく所存です。

次に、基金に頼らない事業の取組計画についてですが、近年は地方交付税及び臨時財政対策債の減少や財政需要の増大などにより、平成28年度から3年間で財政調整基金を約2億8,000万円取り崩している状況です。収支バランスの均衡を図り基金を減らさないためには、行政改革をより一層推進するとともに事務事業の見直しと併せた有利な財源の確保に努め、将来にわたる財政の見通しを立てた上で事業を実施していきたいと考えております。

次に、需用費の削減の取組の現状についてですが、平成30年度の実績では消耗品費や印刷製本費、修繕料については一定程度の削減が図られているものの、光熱水費や燃料費については単価の上昇などにより削減できていない状況となっております。今後も全職員が常にコスト意識を持ち、事務の効率化、適正化に取り組むことで節約に努めていきたいと考えております。

次に、補助金の削減、見直しの状況につきましては、補助金の運用基準の見直しや各団体との調整を行い、令和3年度予算に反映することができるよう進めていく考えです。

次に、町営牧場の見直し、ICT運用に係るコスト改善の取組についてですが、町営牧場につきましては現在2か所の牧場を1か所に統合する計画ではありますが、廃止後の牧場の在り方や町の農業振興の観点など様々な観点から関係団体の皆様と意見交換を進め、方向づけしたいと考えております。また、ICT運用につきましても精査、研究を継続し、方向づけする考えです。

次に、機構の見直しと業務改善による人件費の抑制の取組については、常に効率的な事務処理に向け業務改善にも取り組んでいるところです。現在各業務に対する専門性を求められる中で適正な行政運営を行うためには個々の職員の能力開発やスキルアップが必要であり、そのために研修制度の見直し、強化にも取り組んでいるところであります。現在の行政事務は複雑多岐にわたっており、職員数の削減にも限度があるものと認識しておりますが、継続して人件費の抑制に取り組んでいきたいと考えております。

次に、幅広い人材育成強化で取り上げている制度見直しによる人材育成の評価についてですが、町では近年の地方自治体を取り巻く環境の変化や職員に求められる能力の多様化に対応していくため、本町の人材育成基本方針を昨年7月に改定して職員研修の充実化を図り、本年度から新たに海外研修も導入したところであります。また、来年度には北海道との人事交流、今まで行っていなかった防災業務に係るノウハウ習得を目的とした専門研修への派遣なども予定しており、今後も親切で信頼される役場を目指し、個々の職員の資質や政策形成能力の向上に効果的な研修等の導入を検討、実践していく考えであります。しかし、人材育成は一朝一夕にはなし得ないものであり、今後も継続的に時間をかけて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、令和2年度で行政改革に示されている事項で取り組む内容についてですが、基本的には計画に示されているとおりに取り組んでいきたいと考えておりますが、既に実施年度が変更となっているものもあり、また来年度を初年度とする第5次壮警町まちづくり総合計画との整合性も考慮し、必要に応じて令和2年度中に実施計画の見直しを行い、継続して歳出削減が図られるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいまのいろいろと多岐にわたって答弁をいただきましたが、何点かに絞って再質問を続けたいと思います。

最初に、予算編成の基本的な考え方ですけれども、ただいま町長も言われたように、常日頃から健全財政のために基金を減らさない財政運営、これについては昨日の町政執行方針の中でも表明されておりました。そこで、今回の提案されております予算書を見ますと、基金の繰入れも前年度比で1億1,200万円の減だとか、また町債も約3億円減となっております、35億6,500万円の予算が提案されております。この予算編成には従来からの継続事業、国の施策を地方公共団体が窓口となって推進する事項も年々増加する中、各課から、また町民の要望、町長が掲げている政策、また選挙公約で掲げた事項の実現と取り組むために

は、その裏づけとなる財源が必要であります。自主財源としても町税もです。町の産業形態や人口構成から約12%の4億3,300万円にすぎません。その他の財源を可能な限り、表現は適当ではありませんが、寄せ集めて予算編成ができましたが、この予算編成で町長が選挙で掲げた公約や町民からの要望、この要望等は各事業継続の限られた財源の中だと思えますけれども、大変難しかったのではないかなと、そのようなことを考えております。そこで、2年度の予算編成の中で町民からの要望、また政策だとか選挙公約等で掲げていたことが組み入れることができたのかどうか、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

私が昨年掲げました公約は、多くの町民の皆様との懇談や対話を通して壮瞥の課題解決に必要とされる考えられる施策をまとめたものであります。幾つかご紹介をしたいと思えますけれども、公正、公平な町政運営、親切で信頼される役場づくり、財政悪化の原因を探り改善策を速やかに示すなどについては、これは予算を伴わないものですが、鋭意取り組んでいるところであります。また、公共料金の値上げ、町営施設の廃止に伴い、高齢世帯などを対象とした負担軽減対策につきましては、これも書面でお約束をしていたことをごさいますけれども、全町的な福祉灯油を予算計上していたり、また蟠溪地区の高齢者を限定的に対象とした激変緩和措置につきましても先日議会の皆様とご協議をさせていただいた中で予算計上を考えているところであります。さらに、PCBの処理施設の立地に断固反対するということにつきましても計画は中止されたと承知しております。このように、掲げた公約につきましては可能なものから実施しているところとご理解をいただければと思っております。また、令和元年度は財政健全化を図り将来ビジョンを示すについては、収支改善と第5次総合計画の策定の中で一定のビジョンを示せたのではないかなと考えております。

施策の推進については、私の公約では2020年度から4つの柱と24の施策を掲げたところであります。その内容は多岐にわたっておりますが、第5次総合計画に位置づけられたものが多いと認識しており、その中から予算の伴うもの、伴わないものがたくさんあるものがあります。ご質問の新年度でどの程度実現することができたかにつきましては、産業の振興につきましては担い手育成センターの機能強化、経営基盤強化の取組を推進することとしており、また子育て支援につきましても、このたび提案をさせていただいております条例の制定と、それに伴い令和3年度以降の支援策の導入の検討に向けた取組を始める所存でもあります。また、空き家、空き地の活用に向けた検討や空き校舎の活用についても具体的に動き出しているのではないかなと認識をしております。施策という面では公約の実現に向けてソフト的なところが多いわけでありまして、一步一步歩み始めた段階かなと、このように捉えていただければと考えております。今後につきましては、第5次まちづくり総合計画に基づき財政の健全化に向けた施策を計画的、効果的に取り組みながら一つ一つ推進していくことが大切なのかなと、このように認識をしております。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） いろいろとご苦労されて取り組んでいるということが分かりました。そこで、新聞などに壮警町の予算は何ぼと、こう出ています。けれども、ほかの町村はプラスになっているのも結構あったように記憶しておりますけれども、その報道を見て壮警町は予算が少なくなったのだねというようなのが町民の率直な感想でないかと思えます。そこで、壮警町の一般会計の望ましい財政規模、これはどの程度が本当に望ましいのかな、そんなことも考えてみる必要はあるのではないかと思います。そこで、壮警町の各年度の当初予算を見ますと、平成28年度は37億、29年度は40億、30年度は38億、31年度は39億、そしてただいま提案されている令和2年度は35億です。ですから、町民の皆さんは39億から35億に下がったということに不安を持っているのではないかなと思えます。けれども、この予算の中には町民の皆さんに間接的、直接的ではありません、間接的には関わりがあるとはいえ硫黄鉱山の公害防止のための事業委託費が毎年3億5,000万から4億円が含まれております。ですから、直接町民の皆さんに関わるものは32億から36億円の範囲でないかなと。そして、壮警町の人口、産業形態を考えると、自主財源というのはあまり望まれる状況ではないのではないかな。そこで、このような予算編成のとき、壮警町の実態を考えてどの程度の予算規模が望ましいか、または望ましいというよりも考える必要があるかについて、もしもお考えがあれば伺いたいと思えます。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

まず、壮警町や地方自治体の予算規模につきましては、今佐藤議員のご質問の趣旨にありましたとおり、壮警町においては廃止鉱山の鉱害防止対策の受託事業があるなど、その自治体、自治体の特性によって規模に違いがあるものと認識をしております。現在地方自治体には、人口減少に伴う町税や地方交付税の減収が見込まれる中、将来にわたって持続可能な財政運営を行うことが必要とされております。基本原則は必要とされる事業に対して自治体ごとによると思えますが、きちんと財源が確保されていることであり、町の収入に見合った必要な行政サービスを維持し、的確に実施していくことが重要と考えているところであります。令和2年度の予算編成に当たりましては、現段階においては住民の皆さんの生活に密着する行政サービスについては極力維持しながら、また地域経済のことも十分配慮をしながら予算編成を行ったところであります。そして、収入に見合った必要なサービスを堅持しということもありますし、またそれを基本としながらも、その時々の方の

推奨する政策や地方財政計画の位置づけに応じて必要とされる事業の見直し、そして実施をしていくことも大事なことだというふうに思っております。ご質問のどの程度の予算編成、予算規模がいいのかということにつきましては、こうしたことを原則としながらも施策の遂行に必要とされる社会資本整備も行わなければならない、例えば今後予想される大きなものとしては公営住宅の建て替えや更新などがある場合については予算規模が大きくなることもあり、一概にこの程度の予算編成がよいとは言えないものと考えているところであります。いずれにいたしましても町の収入に見合った必要な行政サービスを維持し、的確に事業を実施していくことが基本と考え、将来的な計画性を持った財政運営の中で財政運営を行っていかねばならないと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今町長の基本的な考え方、その年度の事業推進によって大きな予算を組んだり、または少なくなるというような答弁、当然だと思います。やはり私たちはそのような予算を、住民の皆さんの期待される編成が望まれるのでないかな、そんな気がしてなりません。そこで、行政改革のことについてを中心に私は質問していきたいと思うのですけれども、計画を立て実行しているけれども、この改革の取組の実態は町民の皆さんがどのように理解しているのだろうか、どのように取り組んで、成果はどうだということがあまり理解されていないのでないかなと、そういうことが感じられます。例えば先ほどの答弁にも関係しますけれども、身近な取組として歳出削減として取り上げているのが需用費の削減でした。平成29年度の予算の中で占める需用費は1億6,000万だったそうですけれども、これを計画によって毎年5%から10%、最終的には10%の削減を目標に掲げて5,600万円の効果を上げますよなんて計画があります。けれども、先ほどの答弁の中にこの需用費の削減は光熱水費の単価値上げ、上昇によって削減できていないとの答弁がありました。ただ単に言葉でなく数量で示していくのが町民の皆さんに理解されるのではないかなと、もう少し親切といいますか、きめ細かな説明があってもいいのではないかなと思います。そこで、電気料の値上げによって達成がなかなか難しいというお話がありました。私たちの日常生活で今電気を抜いて生活することはできません。そこで、ただ単に目標を掲げるのではなくて、例えば電気料の値上げに対しての対応策を取り入れることが私は必要でないかな、その一つの例として庁舎のLED化に取り組むことが必要でないかな。職員が出勤して退庁までの間の点灯、壮警町の場合は昼休みは完全に1時間消灯しております。これはずっと続けていることは私は評価するのですけれども、常時使用している事務室の蛍光管をLED化にすることなど、身近なところからの改善を進めてこの需用費の削減に取り組むことが必要と考えますけれども、このようなことの考えについて町はどのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

事務室内の照明のLED化ということですが、こちらにつきましては以前に検討もしまして見積りも取ったこともありまして。それで、蛍光灯だけを交換すればLED化ができるということではなくて機器全体を交換する必要があるとしまして、それには3,000万円ほどかかるということでその時点では一応保留としておりまして、今の段階でもまだ実施はしていない状況ですが、昨今LED化も普及してきておりますので、再度検討していきたいという考えでおりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） LED化にして電気料の削減を図ったというのは過去の壮警町の施策の中であって、私たち住民といいますか、自治会を構成しているものとして大変うれしく思っているのです。といいますのは街路灯をLED化にしました。そして、街路灯の電気料は、かかった電気料の8割を町が負担して2割が自治会負担です。これはずっと続いて私たちは大変喜んでおりますけれども、LED化する前は町の自治会に対する補助金は600万円毎年計上しておりました。それがこの工事をすることによって400万に下がったのです。400万に下がったということは自治会の負担も下がりました。お互いに経済的な効果が生まれてきていたと思うのです。令和2年度の予算を見ますと300万計上しております。そのように経済効果があるものですから、ぜひ庁舎だとか施設の電気料を少なくするための方策を真剣に考えることが必要でないかな、そんなことは考えられます。ですから、試験的に役場庁舎の1階の事務室だけでもLED化にして、どのくらい予算の削減ができるか、そのようなことも試験的にやって、その効果が出た場合には町内の施設だとか、また学校施設、学校施設は昔は日中は授業中電気をつけていなかったのですけれども、今は電気をつけているのが多く見受けられます。それはそれでいいのですけれども、そのように経費削減のために何も対策を取らないで実践というか、効果に取り組みなかったということは、やはり言い逃れにすぎないのではないかな。一つでも実践して、その効果を検証して私は取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、このことについてのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） LED化を例に取りました経費節減についてのご提案というふうにお聞き及びをしたところですが、確かにLED化により自治会と壮警町の電気料の負担という面におきましては、削減の効果が本当に明らかになっているところであると理解するところでありますが、先ほどの担当課長からのご説明にもあったとおり、それが初期投資というか、機器の更新にどれぐらいかかったかということもしっかりと検証しなければならないというふうに思っております。街路灯につきましては、総額は今手元にはありませんけれども、毎年570万円ほどの償還をリース料として町がしていることもあり、そして設備投資をしたインシヤルコストとランニングコストを比較した上で判断をしていくべき案件かなというふうに思っております。従前から技術革新があつて、現段階で分かりませんが、最初そのような取組の中でインシヤルコストとして3,000万

円かかると。それを毎年の電気料でどれぐらいで回収できるかということも十分考慮した上で、現段階でそこに踏み切っていないということは削減の効果がそれほどでもないという当時の判断ではなかったのかなというふうに思っておりますが、今後もこのような広い視点とともに、今提案のありましたような視点も加えまして広く検討して行政改革の中で位置づけを行って、やれるものはやっていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） やはり取組が必要だなと私は考えておりますけれども、今言われたような改善のための費用を考えると、こう言われますけれども、そこは十分検討していただきたいなと。そこで、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、需用費の削減については全職員が常にコスト意識を持ってという言葉が使われておりました。具体的にどのような点に留意してコスト削減を実践しているのか、そのためにこの取組を職員にどのような形で指示しているのか、もしもその指示している内容が今分かればその内容についても併せて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

経費の縮減、節約につきましては、予算編成方針でも記しておりまして、義務的経費につきましては縮減可能な経費がないかを十分に検討することであるとか、あと需用費につきましてはミスコピーやカラーコピーを減らすことや事務用品のリサイクル、それから冷暖房温度の抑制、節電の徹底等、創意工夫により経費節減に努めることというふうに予算編成方針のほうに明記をしております。また、予算の査定ですとか職員会議の中でも近年の厳しい財政状況であり、常にコスト意識を持ち経費の縮減に努めるよう町長や副町長からも指示がされております。ですので、そういった意識は全職員が強く持っているものと認識しております。今後も継続して全職員一丸となって経費縮減に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 基本的な考え方は理解できますけれども、具体的に例えば需用費で、この点はこうやってこのようにして削減を図ろうなんていう具体的な指示はなくて、やはりお互いにコスト削減の認識、意識を持って取り組むということのように聞こえたのですけれども、具体的なものを示すことも必要でないかな。私はこの席で何回も発言しておりますけれども、例えば郵便料金にしても言えると思うのです。このたび昨年10月1日ですか、はがきが値上がりだとか、また郵便料金も値上げがありました。通信運搬費だけ見ても新年度1,222万何ぼ計上されております。これは全てが郵券料だとかとは思いませんけれども、日常的に出す連絡等をご丁寧に封筒に入れて、中に書いてある文章はA4の半分くらいしかないような文を郵便で送ってくるような形、そこで既に20円の削減が

生まれるのです。ちりも積もれば山となるということわざが昔からありますけれども、一つ一つ具体的な形で示して職員の皆さん一人一人が実践していくことが需用費の削減につながっていくのではないかなと、そんなことを考えますけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 全てにコストがかかっているのだということは、そういう意識を持ってもらうために常日ごろから様々な方法において周知、指示を徹底しているところであるということをご理解をいただきたいと思っておりますし、いつもいただいているご意見で郵便料金等についても節減を図っていくような取組を今後も進めていくべきだなと、このように思っております。先ほども担当課長のほうから、例えばコピー代を減らしていくですとか冷暖房の抑制ということについて日常の中で具体的に指示をしながら、前年との対比を常にしながら、そういうことを検証しているという実態もご理解をいただければなと思っておりますし、先ほど来の答弁のとおり、これからも経費節減に向けて取り組んでいく所存でございますので、ご理解をいただければと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） お互いに経費削減について、これは役場だけでなく私たちの日常生活においても十分配慮しながら、この厳しい経済情勢の中で生活していくことが必要だなと、そんなことを考えておりますけれども、補助金制度の見直しです。これについて若干触れていきたいと思っております。

壮瞥町では、最初に申し上げましたように、二十二、三年前からこの取組を始めていると思うのです。けれども、なかなか実現していない。そして、第5次の計画の中でも補助金が、その当時1億5,000万計上されていたようですけども、年度によって5%から10%削減して7,100万円を効果として計画に上げておりました。けれども、私たちが手にしている予算書、配付される予算書を見ても、例えばこれは補助金としても、特に各種団体です、その補助金の状況を見ても大体毎年同じような数字が並んでいるのです。そして、本当に効果を上げることができるのかな、そんなことが気になるのですけれども、何か先ほどの答弁では補助制度だとかそういうものを見直して令和3年から実施するようなことをたしか答弁されていたのではないかと思いますけれども、この制度、私たちが今取り組もうとしている制度が本当によかった経過かどうかということも考えなければなりませんけれども、計画をお互いにつくった以上、それに近づける努力というものが必要でないかな、そのようなことを考えますけれども、来年度からその補助金の見直しをやって、予定していた効果など上げることできるのですか。やはり私は、きちっと計画を上げた以上はできる、できないという判断をして取り組んでもらいたいと思うのですけれども、このことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

補助金の見直しにつきましては、若干遅れが生じているところでありまして、議員おっしゃるとおり目標に近づける努力をするのが当然だと思っておりますけれども、こちらの補助金の削減見直しにつきましては令和2年度中に検討をしまして、できれば令和3年度の予算へ反映させたいと考えておまして、各種団体への補助金につきましては、長年町からの補助金で活動している団体もありますので、それぞれの団体の活動への影響も考慮しまして慎重に判断したいというふうに考えております。また、行革の取組につきましては、厳しい財政状況の中でありまして、今後も継続して取り組んでいく所存ですけれども、住民サービスへの影響も最小限にすることを念頭に置きまして今後も取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりましたというよりも今年度検討して、今年度というか、2年度に検討して3年度から取り組むということを今担当課長から話がありましたので、検討してできなければできないで私は仕方ないと思うのです。何もこのとおりできるのであれば、立派な計画を上げてそれに取り組めばいいのです。取り組めない状況もあるということです。そういうことは理解できますので、どうぞ2年度において十分検討していただきたいなと思います。

そこで、昨年第3回定例会でも質疑を交わしましたが、町営牧場の運営の見直しについて伺いたいと思います。私は、質疑の中で大変示唆のある答弁をいただいて、牧場経営にはこういう考え方もあるのだなということを理解しましたが、計画について何かこの結論は、次年度というか、令和3年度から取り組みたいとの答弁だったと思うのですけれども、そのとき私は昨年の段階で十分検討すべきでなかったかな、関係者と話し合いを持つべきでなかったかなと思うのですけれども、昨年第3回定例会後関係者と話し合いまたは懇談が行われていたか、そしてその内容はどうであったかということを確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 佐藤議員のご質問に関して答弁いたします。

町営牧場の見直しに関する議論の状況ということでございますけれども、今佐藤議員が申し上げられたように、令和3年第3回定例会で立香と上久保内にある2つの牧場を1つに統合した場合の課題に関して、再編後の公共牧場の在り方や閉鎖する牧場の利活用について本町の畜産振興の観点から、畜産農家等の方々と十分な時間をかけて協議、調整をしております旨の答弁をしたものと認識しております。これまでの協議経過につきましては、昨年10月以降農協関係者や畜産農家の方と意見交換を適宜行ってきており、この3月にも畜産関係団体と意見交換を行おうとしているところであります。また、その議論の内容についてはありますが、2か所ある町営牧場を1か所に統合することについてはおおむね

理解をいただいておりますが、使用しなくなる牧場については単に吸収をし、広大な耕作放棄地とするわけにはまいりませんので、まずは壮瞥町の畜産振興を今後どのようにしていくのかという今後の施策展開の在り方も含めて畜産関係団体の方々と利活用の方法を議論しているところであります。いずれにしましても現時点ではいろいろな振興策を意見交換している段階であり、また壮瞥町の畜産振興といった将来に関わる議論でありますので、慎重に取り進めていることをご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 慎重に審議するのは結構です。大変いいことなのですが、この計画が示されてから、昨日のことではないのです。29年度にそういう方針が考えられ、示されているのですから、今そのような話合いをするということは遅いのではないかな。そういう計画の先取りといいますか、その年度にやるからその年度に相談するのではなくて、前の年にそういう方向に向けての話合いなどを十分すべきでなかったかな。そうすることが私は必要でないかと思えます。そこで、最後の質問にしたいのですけれども、このような行政改革だとかを進める上で、例えば今日も真鍋議員から堆肥場の問題、課題等について質疑があった。そして、町の担当者または理事者から答弁がありました。いろいろな方から、今回5名の方が質疑を交わすのですけれども、そういう質疑された課の関係する課長さんもここに出席して理事者の考えだとか担当者の考えを述べている。議会というのはお互いに課題解決に向けての場でないかと思うのです。そこで、最後に伺いたいのは、このような質疑されたことが関係する、例えば今のような牧場の問題だとか堆肥センターの問題、これをただ単に議場で質問されて答えたに終わることなく、担当課長はそれを聞いているのですから、担当する職員にも十分話合いの様子を知らせることが必要でないかと思うのですけれども、今壮瞥ではそのようなことをしているのかどうか。それをしているかどうかということは、どのような形でやっているか、どなたとは言いません。私の課ではこのような形で質疑に出たことだとか課題について議会のことを話しているという事例があればお聞きして終わりたいと思えますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） では、私から今の件についてお答えさせていただきます。

まず、町営牧場とか堆肥センターの関係につきましては、これは申し訳ございません、私が来てから具体的にいろいろな指示を出して担当課長と、いろいろ私のスケジュールも調整しながら指示を出してございます。今回の町営牧場の件につきましては、特に議会で答弁したということは、それを我々是实现していかなければならないということを明確に担当課長等、それから担当の課の者に指示をいたしまして、それを實現するためにどういう手順でどうやっていけばいいかということ具体的に指示をしながら、農業分野についてはそういう知見が乏しい部分もございましたので、私の直接執行という形でやらせていただいておりますけれども、常に課長さんたちには議会答弁というものはそういう、今佐藤

議員がおっしゃるように、ここで議論したことを、できるかどうかは分かりませんが、しっかり議論を踏まえて行政側でも取り組んでいかなければならないという認識を本当に思っていますので、そういう形で取り組まさせていただいているということをご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私は、行政改革の取組と財政運営についてお聞きしたいと思いません。

町長は、第1回定例会の町政執行方針の中で財政健全化の必要性に触れられ、基金を減らさない財政運営を実現しなければ新たな施策の展開や既存の事業の継続も困難になることを述べておられました。そこで、健全な財政運営を進めるために必要になってくるのが行政改革であると思いますが、第5次行政改革実施計画に基づいた具体的な取組と今後の財政運営についての考え方を伺います。

1つ、平成29年に定められた第5次行政改革の取組について、平成30年度までの考え方と令和元年度以降の考え方に相違点があるか。

2点目、令和2年度予算編成に当たって収支バランスの均衡を図っていくための具体的な取組と達成見込みは。

3点目、国からの財源措置も年々厳しくなっている中で基金減のない財政運営をどのように実現していく考えかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の第5次行政改革についてですが、本町はこれまで4次にわたる行政改革により財政健全化を図ってきましたが、急速に進む人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化や多様化する住民ニーズなど、様々な要因により行政需要は増大する一方、地方交付税などの主要な財源は減少傾向が続く厳しい状況であると認識しております。基本的に行政改革への考え方に相違点はありませんが、第5次行政改革は平成29年度から令和4年度までの6年間の計画であり、令和2年度を初年度とする第5次壮警町まちづくり総合計画との整合性も考慮し、必要に応じて令和2年度中に見直しを行い、より一層の歳出抑制を探っていきたいと考えております。

次に、2点目の収支バランスの均衡を図っていくための具体的な取組と達成見込みについてですが、近年の本町財政は地方交付税の減少や財政需要の増大などにより、基金を取り崩さなければならない状況となっております。収支バランスの均衡には、歳出削減と歳入確保といった原則に基づき、各担当課において事務事業の執行管理について常に評価と検証、見直しを行うとともに、歳入財源の確保においては国や北海道の有利な財源を最大限活用、確保に向け全庁的に取り組み、改善していく所存です。

次に、3点目の基金減のない財政運営をどのように実現していくかについてですが、近年は財政調整基金から2億円程度繰入れをしなければ予算を組むことができない状況が続

いておりましたが、令和2年度の予算ではこれまでの歳出抑制の取組や公債費の減少、歳入では地方交付税、町税やふるさと応援寄附金などの増を見込んでおり、財政調整基金繰入金が平成24年度以来8年ぶりに1億円を下回る9,900万円の計上となっております。こうしたことから、年度内に大規模災害等による大きな支出が発生しなければ決算ベースでは財政調整基金の繰入れを極力少なくすることができるものと見込んでおります。令和3年度に向けては予算ベースでもより収支均衡が図れるよう今後も行政改革の推進と職員一人一人が有利な財源の確保に知恵を絞り、収支改善により一層取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 再質問に当たりまして、先ほど佐藤議員からもやや同じような内容の質問が行われておりまして、重複してくる部分もあるかと思いますが、お許しいたきたいと思っております。

それでは、再質問を進めていきたいと思っております。第5次行政改革の取組の考え方については、これまででも考え方には相違がないということで安心したところでございます。ただ一方で、答弁にもありますが、今議会に提案され、令和2年度から始まる第5次まちづくり総合計画の整合性を考慮し、必要に応じて見直しを行い、より一層の歳出抑制を図っていききたいと、探っていききたいということの答弁がございました。これは、第5次行革のこれまでの取組が十分でなくて、さらなる財源確保のために行政改革をさらに厳しく推し進めるということなのか。これは、変えて言うならば現行の行革の目的を達成するためには不足部分があるので、見直すということになるのではないかということでございますが、その辺についての見解を伺いたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

収支の均衡を図って健全な財政運営をするためには行革の推進と財源の確保が重要であると認識しておりまして、基本的には第5次行政改革実施計画に示されている取組を継続していくとともに、今後は新たな指定も含めて計画の内容の検討をしながら推進していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 行政改革を進めるということは、財政運営上必要なことということは理解します。ただ、反面これは住民サービスの低下につながっていくだろうと。現状で第5次行革の未達成項目といいますか、実現されていない部分がどのようなものが具体的にあって、その部分をどういう形で進めていくかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

行政改革を推進する上で配慮すべき事項としては、行政サービスの低下を極力招かないことであることは副議長のご意見のとおりと考えております。ご質問の現段階において当初の予定どおり進んでいない事項につきましては、廃止ですとか廃止後に必要とされる事後処理への検討や住民理解を得るための対応方針がまだ十分庁内で練られていないことへの再検討によるものでございまして、具体的には補助金ですとか生ごみ堆肥ですとか町営牧場の見直しなどもありますけれども、そういったことによって進んでいないという状況もあります。令和2年度以降につきましては、全事務事業の評価、検証をしていきたいと考えておりまして、その中で見直しですとか経費の縮減を進める所存であります。これにつきましては、議員の皆さんや住民の皆さんのご意見も聞きながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。早急に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2点目のほうに移らせていただきますが、収支バランスの均衡を図っていくための取組については、歳出削減と歳入確保の原則に基づいて事務事業の評価と検証、見直しを行い歳入財源の確保と、事業実施の場合は国や道の有利な財源を最大限確保、活用していくという答弁がございました。この部分は当然理解できますが、具体的な数値目標として第5次行政改革実施計画の収支バランスの改善効果目標額で平成30年から34年までの5か年で3億円、年平均しますと6,000万としていたと思いますが、平成30年度と令和元年度の2か年でどの程度までの数値達成が行われたかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

数値目標についてですけれども、5年間で3億円ということですが、平成30年度につきましては目標額が2,359万円と設定しておりまして、それに対しまして実績額が4,014万6,000円ということで、達成度としては170%となっております。令和元年度につきましては、まだ決算が出ていませんのでこれからになりますけれども、目標額の設定は4,644万円と設定しておりまして、現時点での見込みですけれども、平成30年度と同程度の実績額が上がるのではないかなというふうには見込んでおります。今後令和2年度の目標額は6,454万円、令和3年度と令和4年度は7,634万円ということで年々上がっていきますけれども、様々な要因により各年度で実績額の増減はあるものと思っておりますけれども、今後もさらに行政改革を進めて目標の達成に向け努力していく考えでありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。今のところ順調に行政改革は進んでいるとい

う、そういう認識なのかなと。ただ、この先いろんな課題といいますか、そういう部分でなかなか実現が難しい部分というのは出てくるのかなと思っております。行政運営の現場においては、現状で確保できる財源だけでは行政目的の達成が難しい場合がございます。その際といいますか、有事の際に備えた貯金に当たる部分、これが基金だと思えます。それと、計画的な返済を前提としてルールに沿った借金、これは起債、地方債になってくると思いますが、これらの運用もあると思うのですが、これも正常な財政運営の形態だと思うのです。ですから、基金を使うことが悪だとか、そういうふうなことはないと思うのですが、その辺についての町の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

ただいま副議長がおっしゃるとおりと思っております、特に大規模な事業を行う際には基金や地方債の活用が必要であると認識しております、中長期的な視点に立って財政の見通しを立てた上で事業計画、事業執行していかなければならないと、このような認識を持っているということで、このようにご理解をいただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 地方債について若干お伺いしたいと思いますのですが、地方債残高がピーク時、平成20年から22年が多分ピークだったと思うのですが、近年までの償還の経過といいますか、多分繰上償還なんかも行われていると思うのですが、その辺の経過について承知していれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

細かい数字は今持ち合わせておりませんが、地方債の残高につきましては平成21年度がピークでございまして、そこからは毎年減っております、繰上償還とかはしておりませんが、毎年減っている状況で、今の残高はかなり減って一般会計で30億ぐらまで減っているものと認識しておりますけれども、令和元年度末の地方債の現在高が36億となっております、ピーク時はもっと、50億以上あったはずですので、年々減っている状況となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 自治体における基金といいますか、基金積立てについては決して余裕資金から積立てられたものばかりでなくて計画的で持続可能な財政運営のための財源として当該年度の予算の中から財源を捻出して積み立てているものだと思います。財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するためのものであって、減債基金は地方債の計画的な償還を行うための積立金、特定目的基金は将来の特定の財政需要に備えるための資金であると思いますが、これはそのような認識でよろしいのかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

副議長おっしゃるとおりの認識であります。財政調整基金につきましては年度間の財源の不均衡を調整するものでありまして、また特定目的基金につきましては条例で設置目的が規定されておりまして、それぞれの特定の目的に要する経費に充てることとなっております。過去には庁舎建設基金として将来庁舎の建て替えが必要になったときのために毎年度計画的に基金の積立てをしておりました。今後も将来を見据え基金の積立てができればと思っておりますけれども、そのためには単年度での収支均衡を図ることが重要であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午後 0 時 0 0 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） それでは、3 点目に移らせていただきます。

基金減のない財政運営の実現については、近年は財政調整基金からの繰入れを必要とする予算編成が続いていたと。令和 2 年度の予算では、歳出抑制や公債費の減少、それから歳入では地方交付税、町税等の増が見込まれ、財政調整基金繰入金は 8 年ぶりに 1 億円を下回って 9,900 万円の計上となったと。決算ベースで財政調整基金の繰入れを極力少なくできると見込んでおり、令和 3 年度に見込んでいるということでございました。令和 3 年度に向けては予算ベースで収支均衡が図れるよう行革の推進と有利な財源の確保に知恵を絞り、収支改善に取り組みたいということでございました。町長の執行方針の中で施策の展開には健全な財政運営が必要であるということを強調されておりまして、近隣や多くの自治体では基金減のない財政運営がされていると。我が町は 28 年度以降 30 年度までの 3 年間で 3 億円の基金を減らして、30 年度末の残額で 17 億 6,000 万になるという答弁がございました。そこで、令和元年度末の基金残高、一応財政基金、減債基金、目的基金、それとできれば備荒資金も含めてどの程度に見込んであるかという部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

令和元年度の基金残高の見込みについてですけれども、財政調整基金につきましては約 3 億 5,000 万円、平成 30 年度との比較で 4,000 万円の減、それから減債基金は約 3,180 万円で 1,000 万円の減、それから目的基金につきましては約 8 億 5,500 万円で 3,200 万円の減になると見込んでおりまして、それから備荒資金につきましては、こちらは 4 億 5,000

万ぐらいになる見込みで考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） この基金残高ですけれども、財調で8,700万ぐらいの減ということでよろしいのですよね。

〔「財調は4,000万ぐらい見えています」と言う人あり〕

○8番（森 太郎君） 財調4,000万ですか。これ私の資料でいくと8,700万ぐらい。前年度末。

○議長（長内伸一君） もう一度答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

副議長が見た資料というのは、多分その他予算に関する説明書かなと思うのですけれども、こちらがまだ予算ベースの部分が多く入って入っていて、今現在といいますか、今後の補正等も含めて若干先を見越した見込みですと4,000万円の減ということで、繰入れと、あとは普通交付税の留保分と、あと繰越金と、その辺を全部加味した状況で今年度末の残高が4,000万円減するという計算で出しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） いずれにしても今元年度末の残額でいうと、そうすると合計の基金残高ですけれども、16億ぐらいの残になるということになると思うのです。そうすると実質合計でいうと8,000万ぐらいになるのか、合計基金の残高です。8,000万ぐらいの減少を合計で起こしたということになると、実質町長が陣頭指揮されて令和元年度については運営されたわけですが、基金減は起きている実態はあると思うのです。その辺についての考え方を伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

昨年の5月1日に就任をさせていただいて、既定の予算執行については、予算編成で組まれたものについては執行停止をかけずに極力地域経済並びに住民生活に直結しているサービスについてはそのまま執行していただくような形を取ったということでありまして、この結果が今若干の収支改善を図られてきてはいるものの、まだまだ厳しい財源、財政調整、収支改善に向けた取組をしなければならないのかなと、このように思っているところであります。本年度もまたいろんな要因が加わってきておりますので、比較的災害等がなかった年ではありますが、昨今の新型コロナウイルス対策などについても必要な予算措置が今後出てくる可能性も、年度末ですけれども、ないこともないということも考慮しなければならないのかなというふうに思っておりますが、引継ぎを受けた後に、努力をしてまいりましたけれども、予算編成についてはこれから、今年度の決算状況を見ながら来年度についても編成をしたところでもありますので、しっかりと基金を減らさないよう

な、収支改善を図りながら行財政運営に努めていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたく思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 分かりました。町長が述べられている中で、近隣市町における、本年度も含めて、ここ数年の予算編成時における基金の状況についてどのような感想を持っているかという部分をお聞きしたいと思うのです。というのは、最近予算編成がマスコミで発表されますから、各大きなところ、周辺の市町含めてどのような予算編成になっているかという部分、記事をいろいろ集めてみました。某市においては、財政不足分を財政調整基金を全額借り入れて穴埋めすると。20年度末の同基金の残高は幾らになるよというような記事が載ってございました。また、某市、これは多分近隣で一番大きいところだと思うのですが、基金頼みには限界もと。予算編成を支えたのは市の貯金に当たる基金の取崩しだと。行政改革などで不足が埋まらず、複数の建設関連事業を先送りにしたと。それまでの施設整備の基金から取り崩して、同基金から繰入れは2年連続となる綱渡りの予算編成だという表現で載ってございました。さらには、某市においては新年度予算は前年度当初よりも額を少なく抑えられたものの財源不足に充てられる基金を取り崩したことに触れ、引き続きかなり厳しい状況であるという説明がございました。あるまちにおきましては、収支不足は財政調整基金はじめいろんな基金を今回初めて、これは多分特別な基金だと思うのですが、取り崩して賄ったと。あるまちにおいては、繰入金は財政調整基金やまちづくり整備基金を充てたと、そのような記事が載ってございました。ですから、これらの状況を踏まえて町長がおっしゃっておられた近隣の市町の財政状況をどのように捉えているか感想をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

今森副議長が質問の中で述べられたとおり、どこのまちにおきましても当初予算の段階においては財源不足により基金からの繰入れをしております、私も新聞報道でしかあまり知りませんが、見た中で、当町と同じように、またそれ以上に厳しいところもあるのかなと、このような財政状況であるかと想像をしているところであります。各年度において実施する事業の規模や財源の措置によりまして基金の繰入れに影響があることとは思いますが、最終的に決算ベースで基金を減らしていないという市町があるということも、そういったところも現状でありまして、当町においても歳出の抑制などに取り組みながら、どの町も苦慮していると思いますけれども、本町においても基金を減らさない財政運営が決算ベースでできるように今後も取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） この財政運営の件ですけれども、町長が執行方針の中で壮瞥のみ

が基金減の状態であって、これまでの財政運営が適当でないというように言われているように感じるわけでございます。この部分については多少の違和感を感じておりまして、これまでも行政改革実施計画の下で事務事業を進めていると。また、町長も長らく町行政の中枢でご活躍されておりまして行革の計画策定にも関わっていることと思っておりますが、当然基金減の原因というのも熟知されていると思うわけでございます。一方、我々議会のほうも提出案件を説明され、事業を認めて進めているわけでございまして、そういう面からいきますと、これまでの行政の在り方を批判されている部分に感じたときは非常な違和感を持っております。そこでお聞きしますけれども、私昨年6月の第2回定例会において町政執行における課題と施策についてということで一般質問しております。答弁では、ここ数年の基金取崩しの状況と地方交付税にも触れられておりまして、16年度から29年度までの交付税の推移と基金の現状についての関連についても詳しく述べられておりました。この要因について調査を胆振振興局の協力を受けた上で実施して、その分析結果を基に歳出削減に向けた取組を推進する旨述べておられましたが、それらの経過を具体的にどのように整理されたかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） まず、基金の1点目にありました関係につきましては、今手元に決算ベースの基金の各近隣の市町のものについては近年の、28年度、29年度の決算比較しかありませんけれども、現状として壮警町は3年間という話をさせてもらっていますが、28、29の単純比較で、その年々の年度もありますので、一概には言えないところもあると思っておりますが、全体的な傾向は同じだというふうにご承知いただければと思っておりますが、28年度、29年度決算ベースで備荒資金組合の積立金を入れて壮警町は28、29の比較では19億7,000万円だったものが18億6,000万円と1億1,000万円減少していると。洞爺湖町は、31億8,000万円だったものが32億8,000万円と2億8,000万円に基金は全体として増えています。これは、備荒資金組合の積立金が入っていない数字であります。白老町についても13億2,000万円から18億6,000万円と5.4億円増えていると。あと、厚真町とむかわ町と伊達市においても1億円程度並びに1,000万円程度増えている。逆に、管内で減っておりますのは、室蘭、苫小牧は抜きますけれども、登別も抜きますが、手元にありませんけれども、豊浦町と安平町が、豊浦町については40億6,000万円が38億9,000万円、1億7,000万円減らしていると、安平町については44億2,000万円が41億6,000万円と2億6,000万円減っていると。こうした傾向で、それぞれ減っている市町には事情があるものと思っておりますが、全体の傾向として国の交付税の推移も微減の状況にある中で、基盤整備などが行われていない状況が続いている中で、この状況はいかかなものかということで考えているところであります。これについては、こうした現状が数字的なものがあるって、その改善に努めていかなければならないのではないかとということで常に申し上げているつもりでありますので、この点はそういった趣旨での発言であるということをご理解をいただければなど、このように思っているところであります。

2点目といいますか、ご質問のメインのところでありましてけれども、本町がこのような厳しい財政状況であるということ、そしてその課題解決に向けて第5次行政改革に取り組んでいることなどを胆振総合振興局の方にお伝えをし、現状を認識いただいた上で様々な助言をいただくようになっております。お話を、振興局の皆さんも2年なり3年で担当が替わりますので、今ご担当をされている方はたまたまかもしれませんけれども、胆振東部地震があって東部地域のほうに財政の関係には目を向けていたということでございますが、西胆振の地域にこのように苦慮されているまちがあることについては改めて認識したという言葉もいただいているところであります。そうしたことから、基本的なこと、こうしたことから様々な助言をいただく関係を構築したところであります。基本的なことではありますけれども、有利な財源や資金についての情報をいただいたり、助言、支援をいただく環境を構築しているところであります。今後もしもできる限り経費節減に努めまして、歳出削減に加え財源確保についても道や胆振総合振興局と相談し、財源を活用して有効活用できるような政策展開について庁内で研究しているところであります。なお、支出については、これはやっぱり私たちの力で分析をし、削減していくものであると、このように思い、細かなところまでは情報提供だとか助言はいただいているところではないと、このようにご理解をいただければと思っております。

こういうようなことを行いながら、全職員で知恵を絞り、収支の均衡を図れるように取り組んでいるところでもありますし、今後も続けていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 振興局の指導、助言は十分でなかったということでございます。ただ、町長として我が町における基金減の原因といいますか、どのように評価、検証して、今後行政サービスの低下を招かないようにどのように進めていこうと考えておられるか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） こちらにつきましては、町政執行方針の中など、また答弁の中でも申し上げさせていただいているとおりだと思っておりますが、近年施設並びに道路などの維持管理ですとか、そのほか保育サービスの拡充ですとか、コミュニティ・タクシーの運行の開始並びにこうしたサービスの拡充が図られてきたということがあると思います。5年前、6年前になかったときと比較しますと、こうした歳費が増えていると。それと、扶助費などについても増嵩傾向にあると。こうしたことが、財源措置がされているものもありますけれども、なかなかされていない中で一般的な毎年かかる経費が増えてきていて、その財源が手当てできずにいて基金の充当をしなければならないと、このようなことに現状があるのかなと、このように認識をしているところであります。一方で、そうした今申し上げました経費につきましては、住民生活に密接に関連しているところでもあり、こうしたことを一刀両断に従前のとおりというか、戻すことはなかなかできないと、このよう

に思っております、極力そうしたサービスを低下させない、そうした中で財源の確保など工夫、改善を加えながら財政の収支均衡を図っていきたく、このような考え方でありますので、ご理解をいただければと思っております。なかなか非常に難しい問題だというふうに思っておりますけれども、また行政改革の、今回の質問のテーマも行政改革でございますので、それぞれ次年度以降についてはこうした住民の皆さんの行政サービスに直接関わるようなことについても相談をさせていただき、ご理解をいただかなければならないことも出てくるのかなと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） ある意味理解しました。先日の町の予算のマスコミ発表では、財政調整基金は予算ベースで1億円未満と、これは8年ぶりだということでございますけれども、歳出、一般会計予算自体が前年度、令和元年度当初と比べて10%減で35億6,500万、約4億落ちてございます。これ予算総額で4億落ちるということは、単純な繰入金も減少することは当然だと思うのですが、その辺についての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

予算総額が前年に比べて約4億円減少したという要因につきましてはですが、防災行政無線のデジタル化ですとか仲洞爺公営住宅の整備などの大型事業が完了したことによって4億円減少したというものもありまして、この2つの事業に関する一般財源につきましては、仲洞爺公営住宅の整備のほうで1,000万あるのですが、大部分が国の補助や起債などの特定財源でありまして、予算総額の減少が財政調整基金繰入れの減少に直結していないことはご理解いただきたいと思っております。では、繰入金、特に財政調整基金繰入金で約1億円減少した要因ですが、行政サービスの低下を招かないことを基本に、予算編成方針のほうで収支不足の解消を図るため、令和元年度予算の一般財源を5%減じることを目標としておりました。結果、各課から要求あったのですが、全ての課で5%の削減が達成できたわけではありませんけれども、各課において優先度ですとか必要度、緊急度など、あらゆる角度から各課長を中心に査定、検討して徹底した経費の削減に努め、近年は各課から要求段階では3億とか4億とかという収支不均衡であったのですが、今回の要求段階では約2億円の収支不均衡からスタートしたということでありまして、この段階では固定資産税の増が3,100万円あたりですとか公債費の減が4,600万円あって、それは既に算定した状態で2億円の収支不均衡でスタートしております。その後そうした状況で理事者査定ではさらに一つ一つの事業を精査、精選することで2億円の不均衡だったものを1億円減らしております。そして、財政調整基金からの繰入れを9,900万円まで減らしたということですので、そういったことをご理解いただければ

と思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 新年度予算の査定の考え方についてただいま担当課長から理事者査定を通してとの答弁がございましたので、その点について私から少し補足させていただきたいと思います。

私も初めての査定ということで戸惑うところも正直ありました。その中でただ単に計数の整理という視点ではなくて、ちょうど時期的に令和2年度の国の予算の概算決定がされたところでもありましたので、こうした内容も踏まえながら政策の効果的な導入という視点を持って査定の中で国や道の事業制度の内容を可能な限り精査、それから調査で一つ一つ確認しながら、うちの予算の中でどのように仕立てたら町の施策に当てはめられるのかということを実体的に検証等をして査定を行ったところでございます。職員においては、予算編成作業を通じて今までにない政策的な予算立案という経験も多少ではありますが、できたのではないかなと思ってございますが、いずれにしましても査定と政策活用という手法で予算編成作業を進めたことも少なからず要因として効果が働き、このような予算計上になったこともご承知おきいただければなと思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 予算編成の組み方、その辺についてご説明いただきまして、ありがとうございます。これ最後になると思うのですが、基金でございますけれども、年度間の財源調整や非常時の備えとしての重要な役割を果たすものであり、これらを有効に組み合わせることで効率的に運用していくことが行政サービスの維持と持続可能な行政運営につながっていくと思いますが、その辺についての認識と今後の効果的な財政運営のかじ取りをリーダーに強く期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

副議長のただいまのご見解のとおり、基金については年度間の財政調整や非常時への備えとしての重要な役割を果たすものであり、有効に組み合わせ、効率的に運用していくことが行政サービスの維持と持続可能な行政運営につながっていくという考えは、まさしくそのとおりだというふうに改めて認識をさせていただきながら今後進めさせていただきたいと、このように思っているところであります。ほかにも行財政の健全運営を目指して今日いただきました意見については本当に十分に参考にさせていただきながらこれまでの歳出抑制と歳入の確保に努め、継続して行政改革を推進し、様々な視点を加え改善に取り組む所存でございますので、これからも様々なご意見を賜りながら、また場合によっては議会の皆様と十分な相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと、このように思っておりますので、何とぞご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げますと答弁とさ

せていただきます。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 私のほうからは西胆振行政事務組合伊達消防署壮警支署の職員の体制についてを質問させていただきます。

第5次まちづくり総合計画案で広域連携の充実の中にも消防体制の充実とありますが、昨年4月から壮警支署の体制が署員1名減となり、救急出動中に火災が起こった場合、消防団1人以上の応援がないと消火活動に出動できない体制になることがあります。このような体制では町の安心、安全を守る上で不安を感じますが、今後の消防体制についての考えをお伺いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 5番、山本議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず初めに、西胆振行政事務組合及び壮警支署の組織体制等の経過と現状についてご説明いたします。近年の消防体制につきましては、平成18年に伊達市消防本部と西胆振消防組合が合併し、当時の壮警支署は16名体制でしたが、平成20年度からは15名に、昨年4月からは14名になっております。また、組合全体でも合併当時は136名だった職員数が現在119名まで17名減員されており、こうした背景には合併による効果を最大限発揮しようとしたことがあるものと思われまます。一方、組合内の連携体制についてですが、従前は4市町の支署がそれぞれに通報を受け出動指令を出す自己完結型でありましたが、平成28年度に通信指令装置を整備して以降は組合管内の通報は全て伊達消防署で一元的に受け付けして出動指令を出す一元管理型に移行しており、これにより例えば壮警町内での火災に対しても一斉指令に基づき伊達署や洞爺湖支署からも消防車両が出動して消火活動に当たるというオール西胆振で対応する仕組みが構築されております。

次に、議員のご質問についてですが、壮警町では現在署員4名、4名、5名の3班体制を基本とし、平日の日中については支署長も加わるなどして業務に当たっておりますが、救急出動は3名の職員が必要で、4名の班の勤務時に救急出動があると支署には1名しか残らないこととなるため、同時間帯で火災等も発生した場合には消防車両の出動に必要な職員2名を確保できないこととなりますが、このような4名体制の班ができてしまう状況は平成20年度から続いていたのが実情であります。そのため、このような状況になった場合に壮警支署では従来は非番の職員を緊急招集して初動対応に当たることとしておりましたが、昨年4月からは自らの地域は自らで守るという精神に基づき活動する消防団の協力を得て、不足の1名を消防団員で補うこととしたところであり、現在第1分団の班長以上の団員11名にその登録をお願いしております。昨年の壮警支署管内の発災件数は、救急387件に対して火災は3件で、実際には救急と火災の出動が同時に発生する頻度は高くないと思われまます、消防団員の皆様は別に本業を持っており、時間的、精神的負担も小さいものと思われまます。しかし、現状の体制の抜本的改善には最低でも署員を2名増員し、全ての班を5名体制にする必要があります、組合全体として人員削減を進めている

現状においては壮警町のみを増員することは難しいと認識しております。そのため、町といたしましては消防団員の皆様の負担軽減策を検討する一方で、組合全体として一層連携、機能強化を図ることで町民の皆様が安心、安全に暮らせていけるよう消防体制を充実させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。今の答弁の中から何点が再質問したいと思います。

昨年4月からの自分たちの地域は自分で守るということは多分壮警消防団のことだと思うのですが、従前非番の署員を緊急招集して初動の対応をしていたはずなのですが、それをやめて消防団の協力に変えたというところと、あとオール西胆振での対応が変わって壮警支署のみの増員は難しいと、壮警だけ増やすことにはいかないというのは分かるのですが、ほかの支署、伊達、豊浦、洞爺湖とかも壮警町と同じような体制でやっているのかを質問したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の従前は非番の職員で対応していたという件でございますけれども、現在も非番であったとしても職員の皆さんがその居住地のところで火災があればできるだけそちらのほうに対応するということが消防本部としては指導しているというところでございます。ただ、それを前提とした場合に、いつ火災は起きるか分かりませんから、非番であったとしてもその居住地を離れない人が誰か必ずいるという、そういう前提に立たなければなりませんから、それは正直申し上げて現実的ではないというふうに考えます。では、職員がいないから消防車を出せないということも、それも避けるべきことでございますので、今回その穴埋めではないですが、消防団員さんとの連携体制でそのようなリスクを少しでも減らしていこうということで、今回というか、昨年です、このような措置というか、話し合いをして取組を始めているというふうにお聞きをしております。

それから、2点目の壮警支署以外の対応の状況ということでございますが、こちらも消防本部及び支署のほうにお聞きをしたところ、まず豊浦町に関しては現在職員が15名でいらっしやいます。それは支署長も含めての15名でございますから、先ほどの3班体制の話でいうと4名、5名、5名という、14名と支署長というような形になります。したがって、4名の班ができていたということは壮警町と同様の状況ということになりますので、豊浦さんのほうに関しても昨年から同じような話をして協力を得ているというふうにお聞きをしております。それから、洞爺湖町に関しましては規模がもうちょっと大きくなるのですが、洞爺湖町の中の消防団員さんの中で機関員という名称で消防車を出すときに一緒に出向く、そういった役割の方を決めているようで、そのような形で協力体制を取っていると。それから、伊達のほうも伊達署のほかには有珠と黄金に分遣所がござい

して、そちらのほうには嘱託職員の方が常駐をされているようですが、支署のような3班体制というか、そういう状況ではなくて、職員の方がいらっしゃればもちろんその職員が対応するのですが、基本的に日中しか勤務をしていないということなので、夜間に火災等があれば同様に消防団員の方に消防車を出していただくというケースが、そういうことを想定しているということでございます。支署や分遣所によって形態は若干変わるのですけれども、共通しているのは消防団員の皆さんと連携体制を取って初動体制を取れような体制を確保しているというところは共通でございますので、必ずしも壮警町だけが消防団の皆さんに応援を求めているということではないということだけはご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。そのほか、もう一個あるのですけれども、伊達署一元管理によって壮警町内の火災のときには伊達署、それから洞爺湖支署から応援に来られるのですけれども、逆に伊達とか洞爺湖町で火災があった場合、壮警町から車を多分、多分と言ったらあれですけれども、応援しに行くことになっていると思うのです。車を動かすのが2名と決まっているものですから、そっちに応援に行ってしまうと、今度は壮警で救急があったときに救急が今度出れないような状況になると思うのですけれども、その辺の対応とかもし決まっていて、そのときはこうするということが分かっているのであればお答えいただきたいのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問あったとおりで、災害であり、救急であり、いつ何どき発生するか分かりませんから、当然先ほどのオール西胆振の体制の中で壮警以外のところで火災があったときにそちらにヘルプというか、行って、その間に救急が町内で発生すれば先ほどと同じ状況にはなりません。ただ、現実論として、例えばそういう状況ではなかったとしても救急が例えば町内で2件かぶった、それだけでももう既に人員をオーバーしてしまう、そういうケースもあり得ます。それらについては、先ほど来から言っているオール西胆振という体制の中で、壮警の人がいなければ、それは伊達、洞爺湖がカバーする。それが理由が例えば壮警のほうからほかの地域へ助っ人というか、派遣をしている間に起こったということであれば、今度は伊達のほうから、あるいは洞爺湖のほうから壮警町内の救急の対応に出向くと、そのような一元管理というか、連携体制というのは構築はされているというふうに本部のほうからはお聞きをしております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 何となくなのですけれども、分かりました。あと、消防職員の人員削減等を進めているというのは分かるのですけれども、人員削減、人員削減と人員削減

に力を入れるあまり何となく町の安心とか安全のほうがちよっとおろそかになっているのではないかなというふうに思ったりもしています。消防団員の皆さんに負担をかけるというか、願いをしてまでもしないといけないような削減なのかということと、あともっといろんな意見を出し合って、もしかしたらもっといい方法があるのではないかなとかというように、そういう議論の場もあったほうがいいのではないかなというところで町のほうとかでも検討してはどうかと思いますが、その辺どう考えているか質問いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに議員がおっしゃるとおりで、いたずらに負担を増やすということがいいことだとはもちろん思いませんし、町民の皆さんの安心、安全、そういったものを維持する、守るということは最も大事なことなのだろうというふうには思います。ただ、これはもう消防だけの話ではないのですけれども、様々な分野で、この町もそうだし、この地域として人口減が進んでいる中で、かつ各消防を支える各4市町の財政状況ももちろん逼迫していく中で、住民サービスを維持するためにどこまでの負担を求めなければならないのか、どういった方策を取らなければならないのか、いろんな多角的な分析の中で当然相反する部分がありますので、それをどこで折り合いをつけるかということが今回のご質問についても一番大きな課題なのだろうというふうに思います。その中では先ほどのような指令台を入れて技術的に効率化を図れるような方策を取ったり、それに基づく連携体制を取ったりということで極力住民サービスを落とさないように消防のほうでも努力をされているというふうに認識をしておりますので、従前の形が一番いいということはそうなのかもしれませんが、先々を見据えると、先のことを考えると、何らかの改革というか、やり方の改善というのはどうしても伴ってしまうものなのかなというふうに思います。ただ、議員が、これもご指摘されていたとおりですが、それをではどのように進めるかということにおいては、そこに関わる方々が納得して理解をして進めていくというのがいろんな意味で一番いいことだろうというふうに思います。今回このご質問を受けて西胆振の消防組合ですとか、あるいは壮警支署のほうにもいろいろお話を伺って改めて勉強させていただいたところもあるのですが、その中においては関わる消防団員の方まで含めると、必ずしも意思統一が図られていないというか、十分ではないというふうに感じられるところも若干ありましたので、そういう意味では先ほどお話のあったようなそういう議論の場というものが今後も設定をされていくことが望ましいのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 全く私も今庵課長の答弁のように思っていたのですが、答弁の中に消防団員の負担軽減策を検討ということがあります。現段階でもしこういうことを考えているよということがあれば教えていただきたいなと思ったのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長がご答弁された中に消防団員の負担軽減策を検討するという事も加えていらっしゃいました。現段階で具体的にこれをというところまでももちろん決めたわけではないのですが、現状として今消防車が出動するときに消防団員の方に手伝っていただくという方、そういう登録をされている方が今消防団員の中の 11 名の方というふうに壮警支署からはお聞きをしております。当然その方々も本業を抱えていて、あるいはプライベートがあって、先ほどの非番の職員と同様に、そのときに出勤できるかどうかというのは分からないわけですから、そういう意味では精神的な負担も大きいのだろうなというふうに想像しています。例えばそれがある程度登録している方を増やして誰かが行ける体制というのをさらに厚くするという事でもし精神的な負担が軽減されるのであれば、それは一つの解決の方法なのかなというふうに町側としては思っておりますし、仮にではそうしようといったときに何らかの財政的なものも含めた措置というものが必要になるのであれば十分検討の余地はあるのではないかと考えているところでございます。ただ、いずれにしてもこれは町側としての考えでございますので、実際に消防署の方、それから消防団員の方、そういった方々のご意見も踏まえた上で決めていくべきことというふうに考えますので、先ほど答弁したとおり、そういった議論をこれから設けて今後の改善のやり方を検討し、あるいは実践しということで進めていきたいというふうに考えているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5 番、山本勲君。

○5 番（山本 勲君） ありがとうございます。私も実は消防団員で、この間 20 年の表彰を受けたのですが、その 20 年間で昔と今の違いというのが何となく分かっています、最近転勤が結構頻繁にあったりしています。それで、その団員と署員の関係、そんな変な関係ではないのですけれども、顔と名前が判断できるとかというのも何かちょっとしづらくなってきているのかなというふうに感じています。あとは今壮警支署の中に壮警に住んでいる方は 3 人しかいないのですけれども、少し前だと結構多くの町民の方が壮警支署に勤めていて、そういう関係で非番の職員の緊急招集とかにもなったのかなというふうに思うところがあります。これは多分今ここで質問して答えくださいと言われても難しいことだと思うので、最後に組合全体で連携、機能強化を図り消防体制を充実というふうにあるのですけれども、今回この件で消防OB含めいろんな方から昔から今の流れとかそういうのを聞いて歩いたのですけれども、今の仕組みを的確にこうだよ、こうだよ、こうだよというふうになかなか答えをもらえなかったのが事実でございます。今の時代自然災害とか、今日も皆さんマスクしているようにコロナウイルスがはやっているような、いつ何が起こるか分からない、そんな時代ですので、町の安心、安全を守るに当たって組織の情報共有とか、さっき課長答弁してくれましたけれども、意識統一をもっと力を入れてやっていか

ないといけないと思うのですけれども、最後にその辺のことをご質問して終わりにしたいと思えます。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 総括的に私のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

まず、最後の質問の中で転勤ですとか壮警町に在住している消防支署の職員の数が話されておりましたけれども、これについては西胆振消防本部のほうにこういう意見があったということはお届けしたいというふうに思っておりますが、基本的に管理運営については消防本部ということでご理解をいただければと思っております。

まず、総括的な話でございますけれども、安全で安心な地域づくりのために献身的に、山本議員さんをはじめ議員の中にも消防団員に所属をしたらっしゃる方がたくさんおりますけれども、消防団員の皆様にご尽力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして改めて敬意を表し、感謝を申し上げたいというふうに思えます。

本件は、私自身この立場に昨年5月に就任した後に今般の一般質問をいただく前から消防署員、団員の皆様から、そして消防本部の考え方も含めお話を伺っていたところであります。最初の答弁のとおり、平成28年度に組合で整備しました通信指令装置により119番通報の一括受領体制が整ったことにより、所属間の消防力を効率よく投入することにより従前の整備前の各市町の自己完結型から相互の消防力を補完し、オール西胆振の体制になってきているところであることは、この辺は理解をいただけるものと思っております。また、本部にお伺いしますと、壮警支署の地理的立地要件から、伊達市の消防本部並びに洞爺湖支署からもそれぞれ14キロ程度で十四、五分で駆けつけられると、こういう環境であることから、こうしたメリットを享受できるのが壮警町のこのエリアであると、このように伺っているところであります。昨年4月、署員というか、定数が1名減とされた判断は、こうした体制、ハード的な整備の下で行われた、それと立地環境も含めて行われたというふうに認識をしております。現に今年の出初め式が夜に、1月6日の日に、幸い大事ではなかったのですけれども、火災らしき通報があり出勤を、私も現場に行きましたけれども、そのときには壮警支署以外の方が多数集結している現場も拝見し、これがまさしく相互補完なのかなというふうに思ったところであります。一方、課題も考えられると、今日ご指摘をいただいたとおりだというふうに思っております。課題として一番考えられますのは、1市3町の消防体制の現状、そしてオール西胆振で対応する相互の補完体制への理解、先ほど総務課長も話されておりましたが、理解ですとかが運用面も含め十分ではないことなのかなと、このように思っております。この課題解決に向けては認識の共有を図る機会をつくる必要があると考えており、消防本部に説明していただく機会を何らかの形で設けてほしいと、このように要望をしていきたいと、このように思いますし、そうした場が、どういう場がいいかはこれからですけれども、設定される場合については私もできる限り出席させていただいて、現場の皆さんと意見交換をする場を設けさせていただきたいなど、このように思っております。

このようにして認識を共有した中で消防支署の在り方について、先ほど来話されておりますとおり、西胆振の1市3町の消防体制の変遷と現在に至った経緯をしっかりと認識をし、踏まえ、人口減少社会に対応した今後のこの体制がどうあるべきか、壮瞥町の地域安全のためにどのように将来像を描いていくかなど幅広い観点から検証を行っていただき、その上で適切に方向づけを行っていくべきだと、このように考えておりますので、長くなりましたけれども、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、まちづくり総合計画推進について質問をいたします。

今後10年間の本町まちづくりの指針となり、最上位計画であります第5次まちづくり総合計画が策定され、各分野における現状と課題を踏まえた上で今後取り組んでいく主要な施策が示されております。以下、それぞれの施策の具体的な取組内容につきまして伺いたいと思います。

1点目は、農業の担い手確保及び育成についてであります。本町においても農業分野の就労者の高齢化と担い手不足は大きな課題ではありますが、その対応施策として挙げられているのが担い手センターの機能強化、農業大学校と連携した担い手確保、町内農業者と連携した育成体制の構築であります。その具体的な取組について伺いたいと思います。

2点目は、観光誘致と基盤整備推進についてであります。本町のさらなる観光振興施策として示されております戦略的な誘客活動の推進、支援、企業立地環境の整備、企業の教育研修の誘致、それから昭和新山地区、蟠溪地区の再生について、具体的な取組について伺いたいと思います。

3点目は、地域包括ケアシステムの推進についてであります。地域内において家族や地域の人、団体、機関等が連携して住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが地域包括ケアシステムであります。本町においては構築に向けて具体的にどのように取り組んでいくのか伺います。

4点目は、避難計画の策定及び協定の締結についてであります。2000年の有珠山噴火から20年が経過しましたが、火山との共生は本町の宿命であり、住民生活の安全確保と災害に強いまちづくりの推進は行政の最重要課題であります。総合計画において災害に強い体制構築として挙げられております具体的かつ実効性のある避難防災計画の策定と実践、防災協定の締結及び自主防災組織率と防災意識の向上それぞれについての具体的な内容をお伺いします。

5点目であります。基金減のない財政運営について。基金を減らすことのない財政運営は、町長の選挙公約でもあり、収支不均衡を改善し健全な財政運営のため挙げられております政策評価の実施、行政経費の削減と自主財源確保、公共サービスの向上と行政改革の推進の具体的な取組及び従来施策との違いについてお伺いします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2番、松本議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の農業の担い手の育成、確保に関わる施策についてであります。農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行する中、本町農業、農村が将来にわたって持続的に発展するためには新たな担い手の増加、定着を図るなど、意欲と能力のある多様な経営体を育成、確保していくことが重要と考えています。このため、町としましては、これまでも関係団体の主催する新規就農フェアに出展し、PR活動を展開するとともに、農業シェアハウスの整備や親元就農への支援、さらには国の農の雇用事業を補完する農業法人等雇用奨励貸付金の貸付けなど、担い手を育成、確保するための施策を展開してきたところであります。新年度につきましては、地域担い手育成センターについて町や農業委員会、農協といった関係機関を中心としたこれまでの組織体制に壮警高等学校をはじめ指導農業者や農業法人などを加えた体制に再編整備するとともに、道立農業大学校や花・野菜技術センターと連携した実践的な研修体制の整備など、就農相談から研修、実習の受入れはもとより就農後の農業技術や経営管理に係る研修など、キャリア支援を含めた受入れ、支援体制の機能強化を図ってまいりたいと考えております。また、新たな試みとして道立農業大学校が実施するキャリアサポートという農大の在学生を対象としたいわゆる進路相談会に農業法人や農業者の皆様とともに出席し、担い手の確保につなげてまいりたいと考えております。さらに、町内農業者と連携した育成体制については、これまでの農業法人等を中心とした農業研修に加えて就農を希望する者が町内の地熱温泉ハウス等の農業用施設を効果的に活用して実践的な研修が実施できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。町といたしましては、こうした施策を農業者の皆様との理解を得ながら計画的に推進し、次代の壮警町農業を牽引する経営感覚に優れた担い手の育成、確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の当町の観光誘客と基盤整備推進についてのご質問でございますが、まず戦略的な誘客活動の推進、支援については、これまでの町の観光誘客は民間事業者を中心とした東南アジアを中心としたインバウンドや国内誘客などが鋭意実施されてきたところであります。町といたしましては、観光協会等と連携し、こうした活動への支援を継続するとともに、本年4月24日にオープンするウポポイの開催を好機と捉え、洞爺湖有珠山ジオパークや縄文文化などといった地域の資源を活用した誘客活動を広域連携の下で教育旅行やインバウンドの誘客に向けた取組を強化する所存です。

次に、企業立地環境整備、企業の教育研修の誘致については、近年本町や当該圏域の豊富な資源を生かし、立地を予定、計画している事業者の皆様との調整、連携を図り、必

要なインフラ整備を含めた協議を進めていく所存です。また、当地域特有の自然環境や温泉資源等やジオパークを活用し、企業の研修旅行など既存の町内施設や民間事業者と連携し、受入れ環境を整備してまいります。

次に、昭和新山地区、蟠溪地区の再生につきましては、昭和新山地区については平成 27 年度にまとめた昭和新山地区観光活性化基礎調査を踏まえ、環境省などの関係機関や地元の関係者との協議を行っているところですが、新年度においては地域の将来の在り方を観光振興や火山防砂、これはすみません、防砂になっていますが、防災です、火山防災など様々な観点で地域の皆様や関係機関、団体の皆様と議論してまいりたいと考えております。また、蟠溪地区につきましては、地域の皆様で構成するまちづくり研究会の皆様と意見交換しているところですが、国道 453 号整備に併せて観光振興とまちづくりの観点から議論し、方向性を導いていく所存ですので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

次に、3 点目の地域包括ケアシステムの推進についてですが、本町では支援を必要とする高齢者やご家族に対し必要なサービスを提供し、地域でできる限り自立した生活ができるよう平成 30 年 3 月に策定した高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画に基づき、認知症施策、在宅医療、介護連携、生活支援施策の 3 本を柱とした各種施策を関係機関の連携の下に推進しているところであります。認知症施策においては、ケアに関する住民周知、認知症サポーターの養成、胆振西部地域内協働による権利擁護の推進、認知症初期集中支援チームによる特殊、緊急事例への対応など、積極的にご本人とご家族に寄り添いながら医療機関や介護サービスの利用等につなげるなどの取組を行っているところであります。また、在宅医療、介護連携の推進については、医療と介護の両方を必要とする高齢者は多数存在し、今後も増えていく傾向にあると認識しており、その一体的なサービスの提供のため、医療機関及び介護サービス事業者、専門職等で構成する地域サービス連絡会を組織しております。この会では、個々の課題の整理と切れ目のない在宅医療、在宅介護の提供を目指し、情報共有と協議、検討を進めているところであります。さらに、生活支援施策の推進については、平成 29 年度より社会福祉協議会に生活支援体制整備事業を委託し、高齢者への生活支援、介護予防サービスの提供についてコーディネーターを配置し、必要な支援の把握、提供する支援サービスのマッチング等を中心に活動しております。町といたしましては、今後もこれらの推進事業のほか、自治会をはじめ地域住民の皆様、町内の医療、介護、福祉に関する事業所や関係団体との連携を深め、よりきめ細かな高齢者生活支援の充実を図り、住まい、医療、介護、予防、生活支援のサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

次に、4 点目の避難計画策定、協定の締結についてですが、具体的かつ実践的避難計画につきましては、活動火山対策特別措置法に基づき、有珠山周辺 4 市町と関係機関で構成する有珠山火山防災協議会において現在（仮称）有珠山火山避難計画を策定中ではありますが、当該計画に沿ったより詳細な町独自の計画またはマニュアルも必要に応じて作成する

考えであり、将来の有珠山噴火を念頭に置き、いつ、どこから、誰が、どこへ、どうやって避難するのかをより明確化し、町民、観光客等の皆様が分かりやすいように情報を共有していきたいと考えております。

次に、防災協定の締結についてですが、災害発生時の応急対策に必要な人的、物的支援を確保するため、本町では関係団体や民間事業者等との間で既に 21 件の防災協定を締結しております。しかし、近隣市町と比較すると、燃料供給など本町では未締結の分野も幾つかあることから、これらについても関係団体や民間事業者と協議を進め、協定締結に結びつけていきたいと考えております。

次に、自主防災組織率と防災意識の向上についてですが、自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという精神の下、平常時には災害に備えた普及啓発活動等を通じた防災意識の向上を図り、災害発生時には被害を最小限に食い止めるための初期応急活動等を行うものであり、本町内ではまだ 1 団体しか組織されていないため、今般第 5 次壮警町まちづくり総合計画の数値目標の一つとして自主防災組織結成数の増加を位置づけたところであります。そのため、町といたしましては組織率向上に向けた情報提供や活動支援を行っていくとともに、防災の基本である個々の町民の意識啓発につきましても積極的に行っていきたいと考えております。

次に、5 点目の基金減のない財政運営についてですが、政策評価につきましては、町が行う施策等について有効性、効率性、事業の妥当性など様々な観点から検証、評価し、その結果をよりよい行財政運営に反映させるためのものであり、平成 27 年度からは壮警町総合戦略掲載事業に絞り込んで評価をしているところです。来年度以降は、平成 26 年度以前に行っていたように全ての事務事業について検証、評価をし、将来にわたって壮警町がよりよい町になるよう、住民の皆様が安心して暮らせる町になるよう積極的に事務事業の見直しに取り組んでいきたいと考えております。

次に、行政経費の削減及び自主財源の確保につきましては、近年は公共施設や道路の維持管理経費、保育サービスの拡大、コミュニティ・タクシーの運行や扶助費の増嵩により支出が増加し、その財源を基金に頼る状況が続いており、あらゆる角度から歳出全般にわたって経費節減に努めていきたいと考えております。また、全職員が国や北海道の有利な財源を最大限確保するという意識を強く持つことや、ふるさと応援寄附金の充実や町税収入の収納率の向上に努めるとともに、JETプログラムの活用や地域おこし協力隊の増員など、国が財政措置する制度を研究、調査し、うまく活用を図り、活性化と収支改善を図る取組を今後も継続していく所存です。

次に、公共サービスの向上と行政改革の推進についてですが、令和 2 年度は第 5 次壮警町まちづくり総合計画の初年度でもあり、総合計画との整合性も考慮し、行政改革の実施計画について見直しを行い、継続して推進することにより、健全な行財政運営に取り組みながら笑顔あふれる元気なまちづくりを推進するため、必要な施策や事業を計画的に推進していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、ご答弁

といたします。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今回は、まちづくり総合計画の実施計画の中にあります主要施策の中からピックアップいたしまして質問をいたしているわけでありまして、まだまだその緒に就いたばかりということでもございます。それぞれが深く議論するということでも無理でございますので、その方向性ないしは考え方、あるいは進めている事業の中にはどのような課題があるのか、課題解決のためにどういう方向性を目指すのか、その考え方をお示しいただきたいという趣旨の質問でございます。

1つ目の、これは担い手育成センター、町内のことでありますけれども、担い手育成センターの成り立ちを調べましたら、ご承知のように平成7年に国の施策として各都道府県に設立をされているものなのです。当然農業人口の高齢化と担い手不足、これを国を挙げて頑張りましょう、都道府県単位に振ったということで、現在は公益財団法人でしたか、北海道農業開発公社と合併されて支援部があるということらしいのでありますが、どんな事業をやっているかという中身につくまじりて書いてあるのですけれども、就農促進支援事業といたしまして各市町村の地域担い手育成センターと連携しながら研修先、実習先の地域の受入れ情報提供や紹介を行っております。また、就農までのプロセスや就農に当たっての必要な技術、知識の習得などに関するアドバイスを行っていると。これが1つ。もう一つは、新規就農促進を図るために研修生の受入れ指導農家や担い手育成関係を対象とした研修会を実施しています。最後は、正式には農業次世代人材投資資金、これは国のお金で、就労支援に対して150万でしたか、2年間プラス1年ぐらいあります。それをやっていますよと。それを窓口としてどちらも対象としてやっていますので、それぞれの窓口の市町村の担い手センターではそれを情報交流してやってくださいよと、結果的にそれぞれの市町村の農業就労につなげてくださいよということだと思っておりますが、そこでまず一つ目は、北海道の支援センターと、先ほど書いてあるように各市町村に窓口となっている育成センターがあるのだという説明なのですけれども、ではうちの町の育成センターとどんな連携や調整や情報交換がなされているのか、ついでに言えばそこを通した中で新しい就労につながったり農業研修が起きたりと、そんな縦の流れがあったのかどうか、その実情をまずお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

北海道担い手育成センターと壮警町担い手育成センターとの連携に関しまして、今松本議員からお話がありましたように、北海道農業担い手育成センターは主な業務として道内で新たに農業を始めたいと考える方の様々な相談に専任の相談員が対応したり、地域で研修や体験学習の紹介、研修などに必要な資金の貸付け、道内で就農する方はもとより就農を志す方への総合的な支援を行っております。また、地域担い手育成センターは、一般的には市町村役場、農業委員会、農業協同組合のいずれかに置かれておりまして、地域の担

い手育成に関する総合的な推進機関で、市町村や農業委員会、農業協同組合などで構成されており、平成30年5月15日現在で北海道全体で171か所に設置されております。その業務としましては、地域の関係機関や団体、北海道担い手育成センターと連携を取りながら具体的な研修や就農のための情報提供、相談やあっせんを行うほか、経営開始時の助言、補助事業や農業制度資金の活用の指導などを行っているところであります。壮警町におきましては、壮警町担い手センターは役場に設置してありまして、新年度からは農業委員会、農協といったこれまでの組織体制に加え、壮警高校、指導農業士、農業法人、オロフレ地熱利用野菜組合などを加えた体制に再構築を図っているところであります。北海道農業担い手育成センターとの直接的な事業といたしましては、農業フェアへの出展等を毎年行っております。それから、過去には北海道農業育成センターのほうに就農希望で問い合わせのあった方と壮警町のマッチングを行いまして、何名かの方が町内で就農されている方もいらっしゃいますが、平成21年以降は、いろいろ問い合わせはあるのですが、壮警町まで来て就農に至ったというケースはないように聞いております。ただ、壮警町にも担い手育成センターの中で貸付制度ですとか助成制度、北海道の担い手育成センターと同様の制度がございまして、本年、令和元年度に2名の方が壮警町の制度ではなくて北海道の制度を使って研修に入られているという方がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしまして、制度的にはと申しますか、都道府県単位であるわけですけれども、考えてみれば北海道は土地も広いですし、北海道、道庁に窓口があったところで全道各地にあまねく情報網を広げて、そんなスムーズな情報交換等、人のやりとり等ができないだろうと、他府県に比べたらと思いますし、今回のテーマもうちの町の担い手センターをどう機能強化するかということで、そのとおりなのですが、そんなふうに理解してはおります。ただ、先ほど言ったように、北海道の担い手育成センターにおいてもこんなことをやっていますよという事業紹介の中で、音が間違ったら困るけれども、体験実習受入れ市町村一覧表、新規就農研修受入れ市町村一覧表というのがあるのです。そこに紹介があるのです。先ほど171の団体が加盟していると、うちは町ですけれども、農業委員会のところもあれば農協のところもあるのですが、そこで稲作、果樹、こんなポイントがあって、どんなところで受入れしていますよというのも含めた一覧表なのですが、先ほど言ったように体験実習受入れ市町村、胆振でいえば4町しか載っていないのです。ちなみに、壮警は載っていますけれども、壮警をクリックすると豊浦町が出ました。豊浦町をクリックすると壮警が出ました。それから、新規就農研修受入れ市町村、これは6市町が載っていました、胆振で。壮警は載っていません。別にいいとか悪いではないですけれども、そのレベルなのです。だから、そんなレベルで就農を希望して、あるいは人がそこを介してうちに来るとか、そういうことは難しいのだろうと素人が見ても分かったということで、今回の話も町としてどうするかということだというふうに絞

って議論をしたいというふうに思っていますが、にしても北海道の受入れの中で情報が、うちが豊浦町となっていることだけは直すように言ってください。

続きまして、そこで答弁もちょっとございました。このたび農業委員会、農協に加えて壮警高校も入っていました。指導農業士さん、それから農業法人、オロフレハウスのことも言っていましたけれども、入るのですか。研修体制には入っていましたけれども。いずれにしてもそれが担い手育成センターの構成員となって進めていくよと。当然壮警町の担い手育成センターの機能強化、では具体的にどこをどう機能評価するのですかというのが今回の素朴な疑問なのです。どのように変わっていくのかなと期待をしてお伺いしたいのですけれども、いかがなのですか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁申し上げます。

新規就農者に関してどの辺を担い手育成センターとして強化していくのかという部分でございしますが、制度的な部分では既に壮警町には経営開始のときに必要な農地の取得や賃借料、また農業施設や機械の取得に対する助成など、独自の支援というのが制度としてはありまして、実践的な農業研修に関しましては雇用就農を基本に受入先の農業法人や農業者に対応していただいているのが現状ということであります。その辺が新規参入を志す就農希望者の受入れという面では課題があるものと考えております。このため、町といたしましては意欲のある優れた担い手を育成、確保するために受入れ研修体制の充実、強化が必要であると考えており、これまでの農業法人等を中心とした農業研修をはじめ、これに加えて農業大学校や花・野菜技術センターとも連携した先進的な技術や経営に関する研修を取り入れていきたいというふうに考えております。また、先ほどもお話ししたように、地熱利用野菜団地を効果的に活用した実践的な研修体制づくりを行っていきたいというところを農業者の皆さんと理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） キャリア支援というのだから、実際やっている方の支援といいですか、具体的な活動支援というか、理解をすればいいのですか。要は農業大学校ですとか花・野菜技術センター、滝川にあるのでしたか、そういったところの人、情報をいただいて、派遣してもらって研修していたり、あるいは新規就農の皆さんに専門的な技術を研修として提供しますよと。そういったメニューをそろえるから、壮警にぜひ就農しませんかというふうなアドバルーンというか、上げていこうと、こういう理解でいいのですか。アドバルーンというのは上げるためにあるのではないけれども、そういうメニューをつくって、組織力も強化して、こんなメニューをそろえていますよと、キャリア支援もしますよ、専門的な指導員も呼びますよ、ですから就農しませんかと。このようなことで担い手育成センターの機能強化につなげるのだという理解でよろしいのですか。それが1つ。ついでに、壮警町の支援制度の話をしていましたので、確認です。うちのホームページも、字

は小さいのですけれども、就農支援制度の一覧表、これ特にお金のことが書いてあるわけですけれども、先ほど言ったように国のお金で、北海道の担い手育成支援センターから支給される準備型 150 万、研修で 2 年間のやつです。その際に壮瞥で 8 万云々というのは、これは受けられるのですものね。みたいなことがあって、細かいのはやめまますけれども、1 つだけ。新規就農の際、今度、先ほどちょっと言っていました農地取得の際の 50 万。50 万を限度に就農者に直接支払い、壮瞥町が。それとか農用地の賃借のとき 10 万円限度の 2 分の 1 とか機械器具の購入で 200 万を限度で支援しますよと、この辺のところでもいいのですけれども、先ほど言った 150 万は国のお金を道が出してくれるので、直接痛まないのですけれども、こういった壮瞥の新規就農の支援制度は、ほかのまちと比べたらどの辺のレベルにあるのですかということも新規就農を考える際には非常に要素としてはあるのだと思うのですが、その辺がどの辺のレベルなのというのが 1 つ。先ほどの 2 つ、質問をお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまの町の助成制度がほかと比べてどうなのでしょうという部分を先にお答えさせていただきます。

町の助成制度といたしましては、就農研修の方には最大月 8 万円を研修期間 1 年間貸し付けるといって制度でございます。この制度は、近隣の、先ほど言われたホームページに出てくるようなほかの町、市と比べますと、大体ほかは月 10 万ぐらいが一般的な金額のようで、ただ研修期間は 2 年から 3 年と長い研修期間を設定しているところが多いようです。また、この制度に関しましては平成 26 年度と 29 年度に、これは親元就農された方なのですけれども、それぞれ 1 名ずつ貸付けをされた後、さらに 1 年で研修終わりますので、次の年、先ほど 200 万と言われた部分の助成を行っております。ただ、さっき親元就農と言いましたが、正確には就農後継者という名称になりますけれども、なので月 8 万円ではなくて金額的にはもっと低い金額に設定されております。そのような実績が過去数年の間に 2 件ほどございましたというところです。

以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） すみません、補足させていただきたいと思います。

各市町村で様々な支援制度があるのは松本議員もウェブサイトの中で御覧になったかと思うのですけれども、まず聞かれていた壮瞥のレベルということでございます。一番違うのは何かなと思ったら、お金を与えるというのはそこそここの市町村もやっていて、その額の違いで云々ということはそうでもないのかなと思います。ただ、大きな違いは、例えば日高管内の有名な町では実習農場を持って、そこで 2 年間の研修プログラムみたいなものをしっかり用意して、まず 1 年目は地元の農家の中に入って、そこで農家の方から教えていただくこと、2 年目は実習農場に入って、一から十まで農家の支援も受けながら実践的な経営をやってみようと、それから卒業してどこかいいところに農地を借りて、ハウス

を建ててみたいなのをやって、そこにまたお金をつぎ込んでというような感じでやっているのですけれども、その中で、実は農業大学校とか花・野菜技術センターって一般の農家向けに研修事業をやっているのです。それをよそのところは、そういうふうに体系を組んでいるところは、自賄いで農業技術の研修をやるといのは非常にコストと人材を必要としますので、そこに行っていて、その交通費とか研修費用の一部を出してあげるとかで、5日間とか3日間とか研修期間あるのですけれども、そういうのに行ってもらって座学の経営管理の勉強ですとか、それからトラクターの技能講習みたいのもありますので、そういう座学と実技の研修をうまく活用して2年間の研修プログラムをつくっていると。特徴のあるところはそういうところですよ。壮瞥の場合はというと雇用就農の新規参入を基本的に推奨していますので、地元の農業法人さんとかに入って、その農業法人さんの技術を学んでいくというのがうちの研修のやり方なので、そこを今回、それも大事なことだと思うのですけれども、もうちょっと広げて農業大学校とか花・野菜技術センターの研修に参加させる。それから、親元就農した人も、ずっと親の経営しか見ませんから、そういうところの方もそういう研修に行き資質を上げていただく、そういうことをやっていきたいなと。それから、新規就農者の中には自分でやりたいという人もいますので、その道を妨げる必要はないと思うので、雇用就農だけではなくて地熱団地なんかを利用して、そこで研修をするというような体制もつくっていきたいというのが今回の我々の機能強化と。名前とか体制の問題よりも中身をそういう形で、就農から、それから入ってやっている間も二、三年の間で研修して力をつけて、キャリア支援と言っているのですけれども、そういう形で育成していきたいなという考えでございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 了解いたしました。日高の某、平取町です。僕は十数年前に見学させてもらって、今もあまり変わっていないとは思っているのですけれども、おっしゃったように、1年目に農業指導を受けて2年間研修を受けると認定研修生、そして今度はJAのリースを借りて、そこで圃場でというか、ハウスでやっていくと。最終的にそれがどんどん増えていって団地化しているというのも目の当たりにしてきたわけですが、ある意味理想だと思って、そういったことのシフトもあるのでしょうし、ただあまり今そういったことに経験のない地域が随分と、いきなりジャンプアップではないのですけれども、そういうことを目指としているのかなと。ついでにオロフレ地熱ハウスのことも出てきたので、そちらも何となく組合員の減少もあるようですから、実際組合員確保のためにそういったことに賛同してきたのかなということを希望的な観測を含めて確認したかったのですけれども、2つ全部答えてくれたのでいいかなとは思っているのですが、その上で確認なのですけれども、結局魅力のあるものでなければ人は見てくれないし、ただお金のこともあると思うのです。平取は500万のリースを、あと豊浦町は400万だったかな、新規。うち200となったら、それだけでもちょっと違うのではないのと見る人もいらっしゃる。だからといって500にしるとは言いません。お話しのように、その後のフォローの体制がどうなって

いるか、これが重要だと思いますし、そういう意味の肉づけ、機能強化がぜひ必要だということでは本当に了解しますし、期待もします。ただ、ちょっと触れていましたけれども、うちのホームページ見れば分かりますが、一面に雇用就農をPRしているのです。否定しませんよ、いいことだから。リスクゼロって書いてある。農家に入りたい人は、雇用就農はリスクゼロ。大げさに言っているのではないのです、事実。新規就農には初期投資に300万以上がかかるよと。それに比べて雇用就農はかからないよ、そしてしかも先ほどの制度資金が150万もらえるよ、ないしは例えば新しい農地を求めたとしても自分では探せないよ、そんなに。だけれども、雇用就農で2年間やっておけばそういった遊休農地とのタイミングが合うかもしれない、後継者不足の人とマッチングできるかもしれない。しかも、シェアハウスもつけているよということで雇用就農を随分アピールして今があるのですけれども、要はうちの町はそちらにシフトしていたものを戻すのではなくて両方一緒にやりましょうかというようなメニューの拡大を図るのだという理解でよろしいのですか。雇用就農をシフトを変えるのではなくて、どっちもあるのだよというようなことでアドバルーン、先ほど言いましたけれども、町外に向けて発信していくと、こういう考えでよろしいのでしょうか。確認です。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 私がここに来て思ったのは雇用就農一辺倒という考え方だったのですけれども、雇用就農でいくというのは僕は間違いではないとは思っているのです。というのはリスクゼロとはちょっと言いがたいところは、人生かけてくるので、もしそこでの関係がアウトになるとどこか行かなければならないので、ゼロはないかなと思いますけれども、機械投資とか資本投資の面でのリスクは本当にない形で就農できますし、気に食わなかったら出ていってもそんなに負担もないのかなというような感じで、雇用就農でいくというのはこの町の選択として1つ間違っていないと思うのです。ただ、3定のときに森副議長からその辺も議論があったと思っているのですけれども、今雇用就農というと、どうしてもその法人さんとか農家の規模に応じて、3人入ったら3人以上は無理だよとあって、要はおのずからマックスが出てきます。それではカバーし切れない部分もたくさんあると思うので、多様な担い手を育成するという観点から、最近新規就農者って全道で600人ぐらいあるのです。わずか600人なのです。それを全道で取り合っているというような状態で、中でも野菜作とか選んでくれる人が多いというと、ここみたいな規模が小さくても野菜なら経営できるとかという方もいらっしゃるの、風光明媚で割と都会にも近いという形なので、そういう面でいえば規模がそんなに大きくななくても稼げるというか、所得控除ができるような仕組みをつくってあげたら新規就農で来る人もいいのかなと。そういうことで今までの雇用就農はもちろん基本としながら新規就農の道も開いてあげて、全道で来る人が選んでくれるような新規就農対策に仕上げていきたいなと。まさに道の担い手センターは私も見ていてこれではだめだなということで、今おっしゃられたとおり要請していますから。ただ、あそこも自分でホームページを直せないということで業者に頼

まなければできませんと言われていて今お願いしているところで、壮警の情報もしっかり出していくような形で、間違っているところは直していただくというような形で、そういう形で新規就農を多様な担い手の育成という観点からやらさせていただくということでご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしくお願いたします。

続いて、2つ目の観光誘客と基盤整備推進について質問をいたしたいと思います。答弁にもございました。今年度4月にウポポイが開設いたしまして、併せてジオパークや縄文文化など地域の資源を活用した誘客活動を広域連携で進めていきたい。それから、教育旅行、インバウンド誘客の取組を強化する所存であると。了解いたしましたけれども、ここに出てくる連携という言葉なのですが、要するに広域的な、白老町のことも出ていますし、縄文ですから伊達なのでしょうし、この胆振西部といいますか、広域的な取組とよく耳にしますし、確かにいろんなメニューを、魅力を含んだこの地域でありますから、うちの町も含めて、広域的な誘客活動ができれば理想なのだろうけれども、現実的にはどのように、現状はどうなっているのか、理想はどうあるべきなのか、課題はどうかと、もしあればお伺いしたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

ウポポイ、ジオパーク、縄文文化、それから炭鉄港と、それからむかわ竜ですか、これを胆振の5大遺産と呼んで今北海道振興局のほうでもPRに力を入れているところでございますが、ご質問のありました課題という点においては、壮警町は依然として団体グループ向けの通過型観光ということが大きな課題であるということが言えるかと思えます。やはり滞在型観光で、その町の魅力をもっとご理解いただいて、長期間ご滞在いただくことによって地元にお金が落ちる、人が回るといったようなことが求められてくるかと思えます。そういった中で、町だけではPRであるとか誘客には限界がございまして、これは近隣市町や北海道観光振興機構、あるいは国、運輸局などと連携した誘客の中で当町の魅力を十分にお伝えすることによって当町に魅力を感じる、この自然環境を生かした魅力を感じていただける方を増やしていく、このことは長期的に取り組むことが重要であろうと考えております。

以上であります。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 続けて観光関連の質問をいたしますが、飛ばしていいのですけれども、私が聞いた課題というのは町が抱えている課題があるから広域的な取組が必要だというよりも、当然それぞれの魅力が違って、スクラムを組んで地域全体、広域的な魅力を発信して誘客活動をすべきだという論点に立って、その広域連携がうまくいっているのかどうか、あるいはどこまで深化、深くうまくいっているのか、チームプレーと申しますか、その辺のことを、しょっちゅうインバウンド含めた誘客に、しょっちゅうという言葉はちょっと適切でないかもしれませんが、適宜洞爺湖町とうちが行ったり、あるいは広域的に行ったりというのは分かりますけれども、本当に新たなウポポイを含めたそういったものを併せた魅力を発信する意味の連携というものを業者さん含めて、観光業です、そういったものがというような課題はないのかという質問でした。お答えいただければと。続けますが、答弁の中に企業立地を計画している、あるいは予定している業者との調整、連携を図って必要なインフラ整備を含めた協議を進めたいのだと。企業といえば観光関連企業でよろしいというふうに理解いたしますが、そこでなのですが、企業立地の希望する、あるいは潜在的に、あるいは顕在的なニーズです、企業側の。それを喚起するためにはどのような施策、あるいは必要なインフラ整備が必要なのでしょうかねというようなことをお考えかなと。アイデアなり考えがあればお伺いしたいというふうに思うのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 2点あったと思っておりますが、まず1点目につきましては、私もこの職に就かせていただいてから観光プロモーションを北海道登別洞爺広域観光圏で中国に行かせていただきました。そうした経験を基に課題として感じたというか、今後改善していかなければいけないなと思ったことは、その前に洞爺湖温泉観光協会と壮瞥町の壮瞥観光協会が実施している観光プロモーション等については、誘客の戦略的なポイントが非常に近いというか、一体となっているので、それについては何も意識の差ですとかそういうことはないというふうに思っておりますが、一方でもう少し大きな範囲で捉えると登別と洞爺という2つの本当に大きな観光圏と、それに白老町が加わってということでの構成メンバーでございますので、それに室蘭市も構成、伊達も構成になっているということで、ターゲットですとか絞り方が多様になる反面、それが様々な分散というのでしょうか、一つ一つをきちっと組み立てていくことをしっかりやらないといけないのではないかなと、そういう課題認識は持っております。1つ、ウポポイの開設というのは、この胆振管内にとっては非常にいい機会だというふうに思っております、国家的な戦略として造られた施設をみんなで活用していこうということで、修学旅行の誘致ですとかポイントを絞って、この地域の修学旅行生のこの年代のことを絞って、共通のテーマで取り組んでいくことをやったらいいのではないかという、そういう提案を首長間ではさせていただいているところであります。一つ一つ今言ったような課題を改善していくような取組を続けていければなど、このように思っております。担当者レベルでも十分話し合っているものだと思っておりますが、そのような認識を持っているということでもあります。

それと、潜在的な企業立地に向けたということではありますが、何といたっても立地の環境と景観が素晴らしいということですか温泉資源があるということだけでも非常にターゲットとして、ターゲットというか、誘客の素材として資源を持っていると、こういうことを改めて認識した上でいろんなところで情報発信をしていくべきなのかなというふうに思っておりますし、立地される企業ですとか人材の方が必要とされるものは何かということをしかりと調整を図っていくことが今必要なのかなというふうに思っております。本当はもっと組織的に誘致活動とかできるようになればいいのしょうけれども、現段階ではそのような認識であるということでご理解をいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） まさしく同感でございます。諸課題について連携、広くなればなるほど課題も出てくるのは当たり前のことだと思いますけれども、どうか上手にスクラムを組んで地域の魅力を複合的に発信いただければと期待したいと思います。

それから、企業立地に向けたインフラといいますか、企業に魅力を感じてもらうための方策でありますけれども、まさしくお話しのとおりでありまして、温泉資源、景観含めたこの地域は、それだけでも魅力はあるのだろう。ただ、それにあぐらをかいていた部分でご提言にもあった部分も大いにあるのかというふうに思うのでありますが、ちょっと話は変わりますが、まちづくり総合計画を作成の際に分野別懇談会でしたね、ニセコから講師を、ロス・フィンドレーさんをお呼びして講演はあったと。その中で非常に注目したのが、彼らがというか、外資系のホテルが進めたのでしょうか、いわゆる電線を埋設するという事で、羊蹄山をフルに見てもらうための施策ですけども、北電も巻き込んでオーケーを取ってしまったと。翻ってうちの町で、道路があって、湖畔があって、景色、昭和新山から下りてくると、こうあって、こう広がっていく。洞爺湖があって、中島があって、羊蹄が見えるという素晴らしい景観がありますが、やっぱり電線がぴゅっと入っているわけです。あの電線は埋設できないのかということを実は相当以前から勝手に何人かと話したことがあって、無理でしょうねと終わるのだが、気になれば本当に気になるわけで、湖水から見て、昭和新山の本当に邪魔といったら邪魔だし、あれがなければ本当にきれいだろな。羊蹄も行ったときに分かりますが、本当にあれがないということはどれだけ違うかというのは明らかなので、それがなくて初めて分かることってあると思うのですが、多分そう簡単なものではないということがあるのですけれども、フィンドレーさんに触発されたわけではありませんけれども、昔思っていたことがふつふつとよみがえってまいりまして、うちの町でそういう活動を町長がどこかで発信して言ってくれないかなと、あるいは洞爺湖も含めて巻き込んで言ってくれないかなというようなことを感じたものですから、思いつきみたいにしゃべっていますけれども、その可能性やアイデアはどう思いますか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

まさしく町政執行方針の中でも少し触れさせていただきましたけれども、北海道シーニ

ックバイウェイという取組が、たしか平成 15 年、16 年頃から北海道開発局が推進をしている施策がありまして、それに地域の団体として最初に登録というか、活動団体として最初から活動されている団体がくだもの村という組織がありまして、そのシーニックバイウェイと関係機関とともに環境整備を行うというのは、まさしく電柱の地中化に向けてですとか歩道整備に向けて開発局の方と実は 2 月の中旬に場を設定していただいて勉強会を開始したところでございます。ただ、維持管理、メンテナンスに非常にお金がかかるですとか費用負担の問題というのが出てきて、そこではそういう課題の共有というところで道路管理者と話されたというふうに承知しておりますが、景観を生かした地域づくり、そしてなるべく地元の負担がないような形でそれができれば一番いいと思っておりますので、そういう環境をあのあたりから少し仕掛けがつかれないかなということでも少し動き出しております、それが実のものになるかどうかはこれからの話ですけれども、ほかの地域で、本当にまさしく昭和新山、洞爺湖が見える地域でもそのような取組は有効かなと思っておりますので、調査研究について幅を広げていくことは可能だと思っておりますので、そういう課題意識を持ちながら少しずつ仕掛けをつくっている現状であるということをご認識いただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 了解いたしました。

質問を進めます。変えます。昭和新山地区の再生についていたします。昭和新山まちづくり構想なんていうことを耳にして思い出す方はもういないかもしれませんが、平成 13 年、14 年、2001 年から 2002 年にかけて、予算計上は 200 万、300 万。その際に策定委員会をつくりまして、昭和新山観光協会が策定委員会になりまして立ち上げたのです。当然その基本方針とか構想とか計画をつくって、要は昭和新山地区の観光再生が目的でありました。山中町長のときです。そのようにして予算計上して地域の方でこの昭和新山の再生を考えられないかということだったのですけれども、一応構想までができたのですけれども、それを受けて私が平成 14 年 3 月一般質問しているのですが、手前みそで恐縮です。披瀝いたしますと昭和新山の溶岩ドームこそ希有な火山遺構であり、故三松正夫氏の偉業や北大火山研究所など、いわば地域特有の資源を生かした観光と学習の中核施設の整備が必要ではないのかという趣旨の質問でありまして、その際の答弁は昭和新山地区の特性を生かし、地域再生の核となる施設整備の必要性は認識している。エコミュージアム構想からも同地区にサテライト機能を有する施設整備が必要であり、継続して、仮称ではありますが、火山防災研究センターの設置について国に要望していきたい。町長答弁がありました。続けて、私が滞在可能な多目的な広場や魅力ある商店街整備が必要であって、例えるならば層雲峡のように国、道、町が、あるいは地域住民が一体となった形で大規模な地域再生整備の可能性はないのかとただしました。答弁は、まちづくり構想策定の中で、先ほど言った昭和新山まちづくり構想です、策定の中で国、道、町、民間の役割、責任領

域が明確になると思うと、途中なのですから。国、道の財政支援や町として行うべき課題、民間主体で行うべき領域があり、それぞれが一体となって取り組む必要があるという答弁なのです。それから、その後どうなったかのてんまつはあれですけれども、その構想以降戻すばみになったのはここで言わずもがなのことであります。いろんな諸課題が浮かび上がって解決できない問題が内在しているということがある意味、そういった共通認識ができた、言い方は失礼ですけれども。

時代が移りまして、町長も替わりましたけれども、2016年です。地方創生交付金の資金を活用して昭和新山地区観光活性化基礎調査を行いました。目的は、魅力ある観光空間の形成と火山防災機能の充実、活用、この2つの機能を併せ持つ新たな観光地づくりを推進するために事業実施の可否判断、それと国の交付金申請などに必要な基礎的な情報収集、土地や物件などの調査、先進事例調査などを行うのだよということで行ったのです。予算づけは600万でした。それで今があるのですが、後半の部分はあくまで基礎調査であります。同僚議員の中のこの数年の一般質問や質疑の中にもこういった基礎調査を踏まえて昭和新山地区の活性化、再開発、再整備を期待する声もあるわけでありまして、今回の私の質問に対する町長の答弁で基礎調査を踏まえ、環境省などの関係機関や地元関係者との協議を行っており、地域の将来の在り方を観光振興や火山防災などの観点で地域の皆さんや関係機関、団体と議論してまいりたいという希望、期待込めた答弁ではありましたが、今回の私の質問に対する町長の答弁で基礎調査を踏まえ、環境省などの関係機関や地元関係者との協議を行っており、地域の将来の在り方を観光振興や火山防災などの観点で地域の皆さんや関係機関、団体と議論してまいりたいという希望、期待込めた答弁ではありましたが、いまだ私が先ほど一番最初にやった平成14年のときの一般質問をしたときと同じ気持ちで私は今質問しておりますが、現実にはどうなのでしょうかと。浮かび上がった諸課題で頓挫しているのが事実でありました。正直打開策は見つかるのですかというふうにじくじたる思いでいるわけですけれども、先ほど希望、期待的な観測含めた答弁ではごさいましたけれども、果たしてこの先どんな可能性があるのかということをお話いただければありがたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

長年歴史的な背景も含めまして20年前ぐらいからの経過を今質問の中でご説明いただいておりますけれども、まさしくそのとおりだと思っております、非常に難しい問題であるということが現在に至っているという認識で、これは皆さん共通の認識をしていただけるものと思っております。一方で、様々な行政的な手だてといたしまして、前の議会の際にも説明を申し上げたかもしれませんが、有珠山噴火の後に地域の活性化という観点で支笏洞爺国立公園のこの地域の管理計画が見直されて、園地というところからという昭和新山の区分から集団施設区域に見直しがなされております。こうした行政的な手続で環境を整えれば環境省の直轄で整備していただくビジターセンターの整備も可能な地域には一応なっているということでありまして、こうした手続を行政は粛々と実は行ってきたという背景があります。

一番問題になりますのは、やっぱりそれぞれの今までの役割分担というのでしょうか、

それぞれの領域があつて、そこに誰が誰の責任において踏み込んでいくかというところが難しい問題なのかなと、このように思っております。それで、こちらの最初の答弁にもお示しましたとおり、まず昭和新山の地域の皆様方がどのような考えをお持ちなのかということを検討、協議というの是一堂に会してではなくて、時間を見つけては個別の協議をさせていただいております。協議というまでも、そこまでのものにはなっていませんけれども、お会いした際にどういうお考えでしょうかと問題提起をさせていただいて、それぞれのお考えを時間があるときに聞いているということでもあります。それを基に我々は、我々というか、それぞれのお考えを把握させていただいた上で今後必要なことというのはどういうものなのかということ整理を一つ一つしていくべきなのかなと、このように思っております。本来であれば役所のほうに組織的な、また人的な資源がたくさんあれば一気に片づいていく問題なのかもしれませんけれども、優先順位をつけながら一つ一つ事業をやっていかなければいけないという事情もありまして、長年の懸案になかなか手がついていないというところに今表面上は見えるかもしれませんけれども、一步一步課題の解決に向けて、ほかの事案でもそうですけれども、事あるごとに意識を持ちながらそういう対応をしていきたいと、このように思っておりますので、ご答弁になかなかありませんけれども、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしくをお願いします。

続けます。もう一つ、地域限定で、地域ピックアップしましたけれども、蟠溪地区の再生。まちづくり研究会が2年前から立ち上がってまして、よく知っている方もその主力メンバーでご活躍いただいております。まさにほかにないお湯、豊富な手つかずの水、落ち着いた空間と申しますか、顕在ではありますけれども、潜在的な可能性という意味では随分いろんな形のものを持っているのだろうと、それを行政も協力しながら話し合いの中でアイデアフラッシュでぽつっと火がともる可能性もある。本当に水や温泉や環境といった豊富なもの、ほかにない差別化が図れる可能性は極めてあるぐらいの共通認識は持っていると思うのですけれども、ぜひほかの、いわゆる観光に携わって、多面的に関わっている方の意見みたいなことも含めて聞く場面があったらどうなのだろうと、そんなことを思いながら蟠溪地区のことを感じているので、その辺のレベルで止まっているのですが、これはあえて深い議論はしませんが、地区の皆さんのまちづくり研究会と行政の間でどのような議論がされているのかということと、今後のそういった方向性といいますか、議論の行き先はどのようなところに考えていらっしゃるのかなと期待を込めて、それと先ほど言ったような外部のそういった見識なり意見、そういったアイデアを持っている方、もっと言うと逆に資本を持って企業立地を考えているような方、先ほど壮瞥温泉地区の話しましたがけれども、全く違う形の、おとなしい、落ち着いた、豊富なお湯で、ひなびたという表現はちょっと不適切かもしれませんが、奥まった、そういった観光地という言い方は当てはまるかどうかは別ですけれども、そういった開発も可能だろうというふう

なことを感じたりして、もっと古い話をしますと、2代前の山中町長の時代に、これはもう出て消えたみたいなものですが、失礼な言い方ですが、温泉使って、これから増える、それこそ2025年ですが、団塊の世代が高齢者になったときの保養と医療と、壮瞥小さい町ですが、病院多いですから、そういったのをリンクしたような滞在型のものであってもいいなというのはアイデアで、消えてしまったけれども、そんなこともあったのです、実は。そういうことだとして今世間のニーズではないわけではないのですが、すみません、前段長くなりましたが、そういったもろもろの潜在的なことが含まれている地域だと思います。ということを含めて今の時点でお話できる行政側のこうだったらいいなと、こうしたいなというのがあればお伺いしたいと。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 蟠溪地区につきましても、第3次のまちづくり総合計画では今松本議員がお話しされたとおり、当時の名称では憩いと癒しの里プロジェクトというもので、温泉を活用した地域づくりということが位置づけられて、総括的に、総括といいますか、そういう位置づけを行いながらも、やっぱり有珠山噴火があって、その災害復興のほうに傾注したこともあり、第3次の総合計画の中ではプロジェクトとして調査研究はかなり行ったところではありますけれども、有識者を招いて講演会を開いたり、地域の方と蟠溪ふれあいセンターで語り合ったり、まちづくりを意見交換した記憶があるわけですが、そうしたことについては環境はあまり変わっていないというふうに思っております、戸数ですとか撤退した事業所さんもおまして、非常にまた昭和新山と同じように厳しい状況にあるのが蟠溪地区かなというふうに思っておりますが、まず地域の研究会の皆様方との意見交換を踏まえながら、その地域の皆さんのお考えを最優先にしながら、できることとできないことはあるでしょうけれども、蟠溪地域の将来像を描き、そして必要な手だてを講じていくべきではないかなというふうに思っているところであります。

蟠溪地域については、第2工区と言われる市街地整備については、たしか2年後、令和3年度末までということになっておりますので、でき得ればそれに合わせてできることが一番いいなというふうには思っておりますが、ちょっとこれにつきましても具体的な進め方については今後またご相談をさせていただきたいというふうに思っております。課題認識は持っているということでご承知いただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 次に移ってまいります。

3点目の地域包括ケアシステムの推進ということでございまして、資料を用意してまいりましたので、お手元で見ていただければと思っておりますけれども、表題は新しい地域支援事業の全体像、こんな形でございまして、これ何が言いたかったかと申しますと、改正前、改正後、要するに介護保険制度の新しい、いわば中身のことなのですが、上から介護給付、介護費の給付です。要介護度1から5までの介護給付、重たい人です。次に、予防、その前の要支援の人たち、そしてこの改正後、肉厚になっているのが介護予防、日

常生活支援総合事業と赤字になっていますが、ここが肉厚になって財源で出ているのですよと。その下に地域包括支援事業というのが出ております。それがまた膨らんで新しい介護保険制度の中で出ております。そこには地域包括支援センターの運営、これは継続ですけども、併せて在宅医療、介護の連携推進、認知症総合支援事業、そして生活支援体制整備事業となっています。ここですが、ここを新たな介護保険制度で充実させるというのが今の介護保険制度の精神であって地域包括ケアシステムのコアだというふうに理解いただければと思うのですが、ついでに左端のほうに小さい字ですけども、財源が書いています。これは介護保険全体の財源構成です。ご承知かもしれませんが、介護保険というのは国が25%、公費です。そして、都道府県が12.5ずつで25%、ここで半分です。残りを第1号被保険者、65歳以上の方、これが22とか23%、残り27か28%を40から65までの第2号被保険者が賄うということでもあります。そして、この介護給付等、地域で介護給付が行われた費用を割り返した形で第1号被保険者の保険料が決まるということで、壮警町あるいはほかのまちの介護保険料が多い、高いという話になるのですが、私の聞き違いかどうかは知りませんが、介護保険特別会計の説明の中で担当課長さんが、壮警町が多少介護保険料が高いのは施設が多いからというような話が、聞き間違いかもしれませんが、その辺確認したかったのですけれども、もう少し詳しく、この財源でいう第1号被保険者の壮警町が多少ほかより高止まりな理由を分かればお伺いしたいのですが、まず最初に。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、先般行いました予算説明の中で、私の発言の中で壮警町の介護保険料が高いことについての原因が施設が多いことというご指摘だったかと思えます。これは私、全く自分自身でそういう認識は持っているということではなくて、たまたま言葉の使い違いでそういう発言になってしまったかもしれません。それについてはおわびを申し上げます。それで、2点目のご質問にも関係してきますが、壮警町が介護保険料が他の市町村に比べて高い要因ということでございますけれども、私の認識といたしましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、施設が多いということではなく、比較的介護度の上がった重度の方が施設利用に移行していくその割合が多いといえますか、そういう施設の利活用が多いというようなことが特に近年顕著になってきておまして、その部分で介護保険料が比較的高止まりで推移しているという原因だと認識しております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 正解でございますが、とはいえどもここにありますが介護給付全体の部分からいくと施設利用を含めた上のほうの介護1から5までの給付が重たいわけがあります。当然その利用が増えるとパイが増えていくと。ですから、割り返した介護保険料が上がると。言わずもがなでございますが、私施設の関係者ですから、言うとか歯がゆ

いものがございますけれども、施設の数ではなくて施設を利用する人の数、そこで決まる。もっと言いますと、介護保険の導入というのは、いつでも、誰でも、どこでも気軽に介護福祉サービスが受けれるというのが全体条件なのです。逆に受けれないことが悲劇なのであります。受けれること。ただし、今ほど言っていますけれども、この部分の肉厚を今やっているというのは、いかに在宅で長くいるかと。このように国も地域もシフトを変えていって、地域包括ケアという言葉で使いますが、そこを地域で支えましょうという感じ。先ほど言いましたように、介護給付費、重たくなればなるほど、施設利用が増えていけばいくほど上がっていく。もっと言いますと、今問題なのは介護の重たい人が施設利用するのは当然だと思いますが、軽介護者が増えていくのが実は社会問題なのです。この理解も必要。だから、くどいですが、包括的支援事業が必要なのであって、フレイルという言葉もこの前大西先生の、医大の先生のお話ございましたでしょう。介護になる以前の、その方たちの筋力アップとか、それが必要になっていると、こういうことの理解を、すみません、長くなりました。

そこで、包括的支援事業について、言葉を変えますと壮瞥町は介護保険福祉計画という中で認知症施策、在宅医療、介護連携、それから生活支援施策を推進しております。これに地域包括支援事業を加えたら、まさしく包括的支援事業そのもの。くどいですね。それをどう進めていくのだということ具体的な質問に入りますが、実際答弁の中でこんなことやっていますよと披瀝するのはやっていますから事実なのですけれども、問題はどのぐらいの達成度といいますか、この地域において、限られた条件ではありますが、例えば認知症施策としての権利擁護推進ございました。もう一つ、認知症サポーター養成講座、あるいは認知症初期集中支援チーム、この活動は具体的にどのぐらいの程度、頻度でやられて効果あるのか、ないしは進めていく課題はないのか。ついでに在宅医療、介護連携施策の地域サービス連携会、これもそうですが、開催状況や開催しての課題はないのか。生活支援体制整備、これは生活コーディネーターを設置するのです。壮瞥町はそれを社協に委託して設置しておりますが、その実際の運用の中で課題というのは具現化していないのかお伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） それでは、今松本議員のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず、具体的な取組の中で認知症のサポーターの取組でございますが、こちらのほうは毎年1度、小学校6年生を対象に認知症の様々な情報を提供し、そして学んでいただくことによって認知症に対する理解を深めていただく。そして、いざというときには、例えば具体的に徘徊しているご老人の方がいたら近所の大人に教えていただくとか、そんなようなことを望んで開催をしております。また、認知症支援チームでございますが、こちらのほうは現在年3回から4回の会議を開催しております、専門医といたしましてミネルバの先生をお願いいたしまして、包括のメンバー含め具体的なお年寄りの認知症の状況を情

報共有しながら適切なケアを展開していくために開催しているものでございます。

それから、続きましてケア会議のほうでございますが、こちらのほうも年間3回ほどの会議を開催しておりまして、町内の関係機関の専門的な知識を有する方々にご参加いただいて具体的な話し合いを進めております。今現在は皆さんが持っているお年寄りに対する様々な状況を情報共有しながらいろいろなケアの方向性を考えて実行していくという状況で展開をしております。

それから、生活支援施策の中で生活支援のコーディネーターの活動ということでございますが、こちらのほうはご存じのとおり社協の職員さんでこのコーディネーターになっていただいております、特に福祉分野の経験が長いということもありますし、それから町内のお年寄りの状況をよく把握しているということもあります、様々なお年寄りに対する事業、イベント等のコーディネート、それから町の各機関との連携推進に力を注いでいただいているところでございます。その中でふまねっと体操ですとか麻雀教室といったような具体的なお年寄りの交流の場も生まれているということでございます。

全体的にこういった形で事業を進めておりますが、課題といたしましては、先ほどもお話しが出ましたけれども、2025年問題ということで団塊の世代が後期高齢に入ってくる時代を迎えます。その中でお年寄りに対する相談件数、対応件数というのは5年前から比べまして約40%ほど増えてきているというような状況がございまして。こういった中で、限られたスタッフの中でどれだけきめ細かな対応ができるかというところは課題になっておりますので、こちらのほうはまた専門的な知識を持ったケア会議の皆さん等にお知恵をいただきながら解決の方向を模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 残り10分だそうですから、早口でまとめますが、2枚目の資料、これでございますけれども、いわば理想として机の上で描けばこんな図になるというのが地域支援事業。ここで出てきた、先ほどの事業の項目も出ているのですけれども、これは分かりやすく書いただけでありますけれども、地域ケア会議が赤くなっているでしょう。これは何を指すかということ、地域ケア会議、先ほど言ったとおりであります、地域の問題を抱えている個別ケースを地域として、専門家含めてです、話し合っただけでケアプランというか、ケースワークをするという意味なのです。それはやっぱり専門的知識もいるし情報共有もいるしということで、別にこれが一番重要という話ではないのです。そういったことで、いろんな意味で地域資源を総動員して進めなければいけない。担当課とすれば、情報をもらってこういう事業をやっているよというだけでは、ばかにしているわけではないです、そこでとどまらないで、どのぐらいのレベルにいて、あるいはどこがゆがみがあったり担当する部署で問題を抱えているかということも含めてぜひ相談していただきたいということなのです。

関連して言いますけれども、地域包括ケアシステムがどうやって生まれたかなんて話を

してもしょうがないと思うのですけれども、広島県の尾道市に現在御調町というところがあるのです。そこに山口というお医者さんがいて、院長なのですけれども、公立病院で、要は軽い骨折とか関節症を患った後、1年後に寝たきりになってまた病院へ戻ってくるみたいなケースが続いたと。これは何かあると調べて、やっぱり在宅でのケアが滞っている。病院、医療だけではなくて訪問看護だとか定期的なやりとりだとかが必要だということを提唱して、要は病院のほうにそういった役場の福祉的なものを巻き込みまして、そこで一体的な、継続的なケアとか支援を行った結果、寝たきりを随分減らしていったという実績がございまして、それを国なんか拾ってきて、これは理想だぞというふうになげつけたのが地域包括ケア、名前は別ですけれども、実態であります。あるいはもう一つ、淡路市、兵庫県の、あそこでは、うちよりも少ないですけれども、高齢者率が高いと。軽度の介護保険、先ほど言いましたでしょう、私が。軽度の介護1、2ぐらいが多い、増えている。理由は、やっぱり骨折か関節症から継続して行って、完治しないまま介護度を持っていくのです。そこで何したかという、筋力トレーニングの強化を市を挙げてやるのです。そういうことを進めていくとどうなったかという、介護保険の軽度認知症者が下がっていったと、認定の。それが反映すると介護保険料が下がるということなのです。それも国が注目しているところで、いわばいいとこ取りなのですけれども、何が言いたいかと申しますと、地域を挙げてそういうことを取り組むと結果が出る場合もあると、全てではないですけれども。それで、こういった形を目指そうとすれば、うちの町小さい町だし、40%を超えた高齢者率ですから、そんな甘くないのは事実ですが、病院も含めてそういった機関や人はそこそこいると、情報もあると、あるいは外部の、ミネルバの先生ですか、来ていただいたりしているということを有効活用して身の丈に合った地域包括ケアをぜひ進めていただきたいと。そして、先ほど言ったように、ほかの町は病院とか突出した人がキーパーソンになって進めるケースが圧倒的に多いのですが、やはりうちは行政になってしまうのだろうと。おのずと限界もあるのだけれども、そこはそれ、ぜひ努力をして、汗をかいて、お願いしたいというのが期待するところでありました。よろしく申し上げます。答弁はいいです。

次に行きます。防災計画に関してですが、これも手前みそな話をします。議員なりたての平成7年、私は平成7年6月の一般質問をしました。火山災害にいつでも対応できるように地域の実情に即した危機管理システム、防災対策計画を策定すべきではないのか。当時、昭和56年に有珠火山防災計画というのがございました。有珠火山防災会議協議会でつくったものです。それしかなかったのです。そういうことを提唱したのですが、その年度中に計画をつくりたいと言ったけれども、ご承知のように阪神淡路大震災があったのです。国は、防災計画の見直しを発令するのです。それを国や道のを待ちながら壮警がつくるから、また1年遅れになった。結果的にできたのですが、平成9年の3月に壮警町防災計画、新しいやつ。だけれども、いいですか、火山防災に関わることは昭和56年にできた防災計画と全く同じ内容なのです。だから、平成9年の時点でも昭和56年と何ら変わったもので

はなかった。正直がっかりしてまた質問をするのですが、置いておきまして、現在あるのは平成 19 年 11 月に策定されました有珠火山防災計画、これは有珠火山防災会議協議会によるものです。壮瞥町では壮瞥町地域防災計画、平成 28 年度 3 月策定、壮瞥町防災会議によるものです。その中で、先ほど答弁ございました。具体的かつ実践的避難計画の策定と実践について有珠火山防災会議協議会で有珠山火山避難計画を策定中であると、現在。それに沿って町としても独自の計画やマニュアルをつくっていくのだと。いつ、どこで、誰が、どこへ、どうやって避難するかまで明確化したいという希望も含めた答弁があったのですが、現状で先ほど言った、言い方は変ですが、流れの中で、なかなか到達できなかった。遡って平成 7 年に住民の目線に立った、実情に応じた危機管理の計画が必要だと言ったけれども、まだそれは達成されていなくて、今後それを目指したいとおっしゃるけれども、その実現可能性はいかにというのが根本にありまして、それで質問しております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からご答弁を申し上げます。

こちらの平成 7 年当時からの経過をご説明をいただいていたところですが、こちらについてもおおむねそのとおりであったのかなというふうに思っているところであり、防災計画につきましては平成 9 年 3 月にできているところですが、その当時は昭和 50 年以降の噴火があってかなりたっていて、火山防災につきましては特殊災害ということで別様にするというようなたしか計画であったなというふうに記憶をたどっておりますが、計画がそういう状況で平成 12 年度有珠山噴火災害を迎えた。当時の、当時というか、今も 3 市町ですけれども、有珠山を囲む 3 市町において有珠火山防災会議、当時は 3 市町で構成されておりましたので、その中で防災に関する有珠山噴火の、ちょっと名称は正しくはないかもしれませんが、対応マニュアルというものをたしか平成 14 年、15 年ぐらいにつくっております、そうした経過もあるということで、全く何もない状況ではないということをまずご理解いただければと思っております。

それと、平成 19 年と平成 28 年の壮瞥町の、平成 19 年は有珠、平成 28 年は壮瞥町の地域防災計画が策定されて、逐次見直しをしなければならぬ作業はあると思っておりますが、今ご説明しておりますのは平成 26 年の御嶽山の噴火の後に活火山法が見直されて、そこでその教訓を基に行政機関だけではなくて防災会議自体にも観光事業者が入るようになるだとか、入るべきだとか、そのようになった中に、その前からではございますけれども、具体的で実践的な避難計画の策定というものが活火山の周辺地域では必要であるというふうに内閣府並びに気象庁では位置づけがなされていて、それに基づく計画がなかなか策定できていなくて現在はこのような状況にあるということで、そうしたご理解をいただければと思っておりますし、素案を私も見ておりますけれども、まだまだ策定段階だなというレベルでありますので、これは早急にまずつくりたいなど、このような思いでありますので、その辺は総務課を中心に策定の作業を今後進めていくということをご理解いただければと思っております。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） よろしくお願ひいたします。

現行の壮瞥町防災計画、ホームページで読めますが、避難体制整備計画というのが災害予防の中でできまして、こんな項目がありますよということが書いてあります。避難計画の作成が6項でうたわれまして、町は住民、観光客と特に要配慮者が災害時、要配慮者というのは弱者のことだと思いますが、安全かつ迅速な避難を行うことができるように避難計画を策定するのですよと、そこまでは言うのです。避難計画の整備、これは火山防災に関して、有珠火山の想定した話なのですけれども、そこでは避難場所及び避難経路をあらかじめ設定し、日頃から住民や観光客等への周知に努めるものと。そして、災害発生時は避難の迅速化を図るほか次の点に留意する云々とあって、その他、避難体制に関する計画は第4章、避難体制整備計画を準ずる。メビウスの輪ではないですけれども、戻なのです。結局先ほど答弁にもあったように、いつ、誰がどうやって行くかということまではたどり着かない。これがやっぱり悲しいかな、今までの実態なのだなというふうに勝手に理解したのです。これは、逆に考えてみますと広域的なことをこうあるべきだろうのほうが案外設定はたやすいかもしれませんが、翻って自分の町をいかに細部に分けて実効性のある避難計画をつくっていくかというのは結構難しい話なのではないかと。だからこそ成文化されていないのではないかということを感じますが、ただ答弁にあったように、ぜひそれを進めるべきだと思って、よろしくお願ひしたいということです。

最後、時間がないのですが、基金減のない財政運営、いろいろありました。行革を進めます、それから見直しをしました、ありましたけれども、令和2年の予算案で町長は、これは自慢ではないでしょうけれども、1億9,000万だった財調の繰入れを9,000万に抑えたよと、1億減らしましたと。しかし、先ほどのやりとりにもありましたけれども、内訳を見れば、分かりやすく言います、地方交付税が2,300万プラス、固定資産税が3,100万プラス、入湯税が2,200万プラス、そして公債費は4,500万マイナス、総合で1億2,100万浮いているわけですから、おのずとその数字は出るわけです。別にこれは否定ではなくて事実を言っているわけです。その上で継続的な見直しが必要だということの一つで政策評価を根本に見直すとおっしゃっていらっしゃる。その辺のところ、地方創生の事業があって、見直しのときに政策評価変えましたよね、総合戦略に絞って。これをまた戻すという。その分の事務量も増えているのではないかということもあるし。実際具体的にうまくいくのですかという、すみません、ということがあって、質問終わりですね。その辺で、尻切れトンボですけども、ひとつよろしく……いいのですか、続けても。駄目なのですね。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 火山防災の関係につきましては、ご意見のとおり早急に進めていくべきだなと、このように思っておりますので、ご承知いただければと思っております。

それと、先ほどの森副議長の質問の中でもご答弁を申し上げましたけれども、ある程度、

結果論としては公債費の減ですとか税収の増はありますけれども、固定資産税の増と公債費の減については織り込み済みの中で2億円の財政収支が合っていないところから、みんなの努力によって1億円まで減じているというか、その中には入湯税の引上げということを前提にした算定もありますけれども、そうした努力をしたということで、これは私のかではなくて役場全体で取り組んだというふうにご理解いただければなと、このように思っているところであります。そして、政策評価につきましては、コスト意識を持っていただくというか、持っていくためには一つ一つの事業について自分で分析をしていくというのが非常に大事ななと思っているところであります、その一つ一つにコメントを書くということではなくて、令和元年度の実績は企画財政のほうに頑張ってもらって、平成22年、23年からの事業別決算の事業ごとの歳出と一般財源がどれくらい投入されているかということを一覧にした表をそれぞれに予算の編成方針とともにお渡しをして、それで分析をしていただいたということで、そういうことを、でもそんなに各課に事務量を割いていただかなくてもできる方法かなと思って今年度は試行的に取り組んだところがございますけれども、新年度からはそれが事務の非効率になっても本末転倒でございますので、その辺は工夫をしながら、よりよい評価が行えるように、そして見える化をしていけるような、そういう取組にして、皆さんと議論というか、庁内議論も含めてですけれども、議論するための資料を作成をして検討していく、そういう環境を整えていきたいと思っておりますので、そのような取組で取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただければなと思っております。また、今回いただいた意見につきましては、今後の政策運営、行政運営の参考にしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により3月7日から8日までの2日間休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月7日から8日までの2日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月9日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮警町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和2年3月9日（月曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 3 議案第 6号 第5次壮警町まちづくり総合計画基本構想について
- 日程第 4 議案第 7号 町有財産の処分について
- 日程第 5 議案第 8号 壮警町附属機関設置条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 壮警町子ども・子育て支援条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 壮警町学校教育施設整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第12号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 壮警町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第15号 壮警町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第16号 壮警町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第17号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第13号）について
- 日程第15 議案第18号 令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 議案第19号 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 議案第20号 令和元年度壮警町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第 18 議案第 21号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算
(第2号) について
- 日程第 19 議案第 22号 令和2年度壮瞥町一般会計予算について
- 日程第 20 議案第 23号 令和2年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算につ
いて
- 日程第 21 議案第 24号 令和2年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて
- 日程第 22 議案第 25号 令和2年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
- 日程第 23 議案第 26号 令和2年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 24 議案第 27号 令和2年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 25 発議案第 1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条
例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 決議案第 1号 「民族共生の未来を切り開く」決議

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課主任技師	山崎清輝君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長(兼)	木下薫君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
5番 山本 勲君 6番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第5号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 簡単なことだと思いますけれども、今回選任の委員さんは何期目か、また固定資産評価審査委員会の条例第2条で委員会に委員長を置くとして、委員長の任期は1年と規定しておりますけれども、現在の委員会の委員長はどなたが務められているか伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、税務会計課長。

○会計管理者税務会計課長（阿部正一君） ご答弁申し上げます。

今回選任される中山雄三氏の任期なのですけれども、平成17年から選任をされておりました、任期は3年なので、4期、5期になるのでしょうか、平成17年からこの委員をお願いしております。

それとあと、委員長なのですけれども、毎年選任させてもらっているのですけれども、現在の委員長は中山雄三氏ということになっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定いたします。

◎議案第6号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第6号 第5次壮瞥町まちづくり総合計画基本構想についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 10年に1度このように、5次になりますまちづくり総合計画、我々議会は基本構想の議決を条例に基づいて行うわけでありましてけれども、議会においてもある程度の時間を割いて実施計画含めて議論させていただきました。向こう5年間の前期の期間に関して実施計画、それからその後の5年間というふうに一応2期に分かれて進んでいくということも承知しておりますが、何が言いたいかと申しますと、基本構想を我々は議論をして決めていく議決の義務があるわけでありましてけれども、実際実施計画については活字になって決まっております。例えば行政改革が行政自らを律する、自律と申しますか、自己改革と自分自身に対する自己責任を負うものだと。であれば、このまちづくり総合計画は町民に対して行政が責任を持って方向を導くと、このようなものを絵に描いて進めたいという約束だと思うわけでありまして、ややもすると、議論の中でもさせてもらいましたけれども、10年に1度のイベントで終わることのないように、我々もそうですが、住民に対してもそういったメッセージをぜひ町側から発すべきだろうというふうなことを感じてございまして、様々な懇談会も重ねて、そして最終的にはまちづくり審議会の皆様の意見、具申もいただいて決定していくわけでありまして、町が総意を挙げて向こう10年についてこのような方向に進むという要は道しるべでございまして、これを住民に対して強くアピールするようなメッセージのありようがあってもいいのではないかと感じてございまして、例えば広報でもそうでしょうし、いろんな形で町長自ら発信していくということがあってもいいのかなと、そういう姿勢をぜひお願いしたいということで意見を申し述べてございまして、質疑といえますか、要望含めてでございますけれども、考え方をお伺いしたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 10年に1度の第5次のまちづくり総合計画について、策定とともに策定後の町民の皆さんへの周知、浸透ということでのご質問だったかなというふうに思っておりますが、策定するにとどまらず、この計画を実効性のあるものにしていきたいと

いう思いでありまして、まず第一義的には、広報というか、お知らせすることにつきましては3月中に印刷物を仕上げまして、4月の初めに広報と一緒に概要版と印刷版、全編を住民の皆さんにひとしく配布をさせていただく計画になっているところであり、また場面場面で必要な事項については進行管理ということで推進状況については広報を通じてお知らせすることも必要だと思っておりますし、一般的な町政懇談会の中でも折に触れていくことが必要なのかなと、このように思っているところであります。いずれにいたしましても計画に位置づけた事項につきましてはしっかりと推進をさせていただくことが必要であり、基本構想に基づいて策定されました基本計画でございますけれども、その実効性のある計画にしていくために住民の皆さんに十分内容を知っていただいて、その進捗の度合いについてもご説明を申し上げていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今回提案されております総合基本計画の策定で、本当に事務局の皆さんが調査活動から各種懇談会、そして取りまとめの審議会でご苦労されたことに感謝申し上げたいと思います。今回の作成に当たり、やはり私たちは学ぶものがあつたのではないかな、そういうことを以下述べてみたいと思います。審議会ごとに議事録を作成し、ホームページに公表といいますか、公開したことは、私は大きな成果でなかったかな。それは、平成21年6月に制定の壮警町町民参加手続要綱というのがあるのです、調べてみると。それを読んでみますと審議内容は議事録を作成して公開するということが定められております。まさにこれを実行してくれたのではないかなと、そのような気がしてなりません。ただ、手続要綱の規定の中にはありませんけれども、議事録を公表した場合、私はそれぞれ発言した委員さんの名前は知りたくありません。知らなくてもいいのですけれども、ただ議事録では審議会委員として羅列されております。けれども、審議会委員の委員AとかBとか、そういう形で公表していただくと、何人の方がこのことについて関心を持って発言したのかな。このように現在の取りまとめている審議会委員とすると、何名の方が発言したかということが分からないのです。そういう点改めていくことは必要でないかな。これは手続要綱の中にはそういうことは書いてありませんけれども、考慮していただきたいな。

それから、残念なことがありました。公表されるたびにちょっと気になっていたのですが、開催日時と合わなかったことが、事情は承知しておりませんが、5回の審議会が開かれて4回欠席されている委員さんがいらっしゃったのです。これはいろいろと事情があると思いますけれども、今後委員の委嘱に当たって配慮しなければならぬのではないかな。限られた人数の審議に委嘱された委員の皆さんの考えが反映される審議会であっていただきたいな。また、壮警町の審議会の中に女性が1名であったということです。もう少し女性の方の参加が必要でなかったかな、そんな気がしてなりません。

それから、もう一点あるのですけれども、ここにプリントして持ってきておりますけれども、この計画案に対しての意見募集がありました。この意見内容についての意見に対する町の考え方というのが示されております。この町の考え方は担当課の判断で書かれた回答か、また審議会の中で審議して回答したものか、これについてまず最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の審議会委員AとかBとかというふうに個人名は出さなくてもある程度特定というか、何人の委員さんが意見を言ったか分かるようにということですが、確かに議員おっしゃるとおり情報提供重要と考えておりまして、審議会の委員さんがどういったことを発言したか個別にAとかBとかと書くのも重要だと思いますので、今後はそのような方向で検討していきたいと思っておりますけれども、今回の審議会につきましては全委員さんが発言しておりますので、そのところをご承知おきいただければと思います。

それから、2点目、開催の関係で委員の選定ですが、こちらは担当課と理事者とで協議しまして委員のほうは選定しておりまして、女性の方が1名ということで少ないのではないかとということですが、当初はほかの女性の方にも声はおかけしたのですが、なかなか引き受けていただけないことができなくて、そして引き受けていただけなくて、結果として女性1名になってしまいましたが、男女できるだけ均等に今度からは選定できるように努めていきたいと考えております。

それから、意見募集、パブリックコメントにつきましては、意見が1件出されまして、その回答につきましては担当課、それから理事者と協議いたしまして回答を出しているということをご承知いただければと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ちょっと補足をさせていただきたいというふうに思っております。

1点目の発言者のA、B、Cというふうにするについては、今後検討していきたいと思っておりますけれども、審議会の委員さんの数ですとか発言の匿名性はある程度担保できるかどうかということも、そういった観点も含めて議論というか、決定する必要があるのかなというふうに思っております、そうしたことも踏まえて検討していきたいということでご理解いただければと思っておりますし、2点目につきましては、ご都合で都合がつかなかったという、日程については早め早めにお知らせをしているところでもあるのですが、そういった面も配慮しながらでございますけれども、今後進め方につきましては、これらについてもこうした事案がないような形で進められるように今後トータルとして考えていきたいというふうに思っているところであります。

また、4点目の意見募集に関するものについては、先ほど担当課長からご答弁申し上げたとおりでありますけれども、今後の取扱いとしては、やはり審議会があるものですから、

審議会の委員さんにもご説明した上でという手続もあるのかなと思っておりまして、そうしたことも改善点として今後検討していきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。一気に改善は難しいかもしれませんが、審議会の持つ意義を十分お互いに理解しながらよりよい方向に進んでいただきたいと思っております。

そこで、最初に申し上げましたけれども、多くの職員の皆さんがご苦労されてまとまったこと、これに先ほども感謝申し上げると言いましたけれども、できたからといって安心することなく、10年に1度のセレモニーに終わることなく、今後のまちづくりの基本構想が着実に実行されるためにはたゆまぬ町長の指導力、さらに職員全員の実行力、また町民の皆さんを巻き込んだ協働のまちづくりが私は大切でないかな、そのように考えます。そこで、最後の質問というか、この第5次推進計画を今後進めていくという覚悟、決意を町長にお願いしたいと思いますけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 常々申し上げていることではございますけれども、実行性のある効果的な計画をつくりたいということでもございましたので、まさしく方向づけをさせていただいてビジョンを示させていただいた中で総合計画に位置づけました将来像の実現のために5年間単位の基本計画、前期計画を定めたところでありますけれども、一つ一つ優先の度合いもありますけれども、着実に推進をしていきたいと、このような思いでありますので、役場一丸となって、そして住民の皆様、民間企業の皆様のご協力をいただいた中で一体となって推進していけるような、そういう推進体制の下で一つ一つ着実に課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもこれからもご指導、ご助言などいただければありがたいなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 第5次壮警町まちづくり総合計画基本構想については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（長内伸一君） 日程第4、議案第7号 町有財産の処分についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今回の町有財産の処分、売却については理解をさせていただきませうけれども、タマネギ加工施設と先日の副町長の説明がありましたけれども、この件につきまして、できれば事業概要とか、例えば本格的な稼働、そういった時期が示されておればお伺いしておきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁いたします。

旧久保内中学校校舎等活用事業に関するタマネギ事業に関してですけれども、町内の農地所有適格法人である法人が食品関係大手総合メーカーのカゴメ株式会社との共同出資により、本事業の拠点となるそうべつアグリフーズ株式会社を設立し、町内の農業者と連携して育苗施設の整備と高性能作業機械の導入によりタマネギの産地化を図り、旧久保内中学校跡地に選果、貯蔵、加工施設を整備することとなっております。選果施設は、旧久保内中学校体育館を改修して使用します。中に選果機械を設置し、貯蔵施設と加工施設はその体育館に隣接したグラウンドの敷地内に新設する予定となっております。事業の実施時期に関しましては、育苗施設に関しましては既に建設を今年度内に終える予定です。令和2年度に作業機械の導入、選果施設の建設と貯蔵施設の建設に着手をする予定です。加工施設は令和3年の予定となっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 財産処分に関しては異議はないところでございますけれども、この売却された資産に対する固定資産税の扱いはどうなるかを確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

基本的に固定資産税につきましては、当然売却して相手方の所有物になりますから、一

一般的に考えて通常どおりの固定資産税ということになるのですが、それとは別に壮警町の企業立地促進条例がございまして、そちらのほうに該当するということが認定されれば一定期間の課税免除ですとか、そういった優遇措置も可能性としてはあるところでございますが、現段階ではそもそも申請もまだ受けておりませんし、町としてどうするという判断はまだしておりません。今後の検討課題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） お尋ねしたいこと何点かありますので、これからお話ししたいと思います。

この売却に至るまで紆余曲折はありましたけれども、今回売却できるということが私はよかった、そういう立場でおります。そこで、今回提案されております売却価格が町民の皆さんには安いのか高いのか適正価格なのかということが分からないのではないかなど。そこで、今回提案の売却価格1,951万300円がどのような計算で設定されたのか。あまり専門用語でなくて、分かりやすい言葉で説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

分かりやすくということですので、ポイントというか、簡単に申し上げますと、まず基本的に売り買いですので、売るもの、すなわち建物と土地それぞれの現段階での資産価値を算定をしています。建物については大分減価償却がされておりますので、残存率が下がっておりますので、約5,600万という試算をしています。それから、土地代に関しては、地目は宅地ではないのですけれども、宅地並みに評価をいたしまして土地代が約2,700万、それらを合わせて売却額が一回出まして、それに今度は逆に老朽化した建物があることで、それらを今度は将来的に壊すことも想定されて、町が所有していればそれを町の責任において壊さなければならないということで、それらの除却、解体費の分を差し引いて売却をするというような計算方法でやっております。除却費については町の試算で約6,400万ということで、これら土地プラス建物引く除却費で出てきた数字というのが大体この1,950万と、そのような計算方法になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 分かりました。町がやるのですから、高いとか安いでなくて、適正価格ということだと最初から信じております。そういう面で、今説明ありましたけれども、この売却締結後、引き渡すまでに町が負担する支出行為、これがどのようなものが考えられるのか。それから、昨年この施設を利用するために地域説明会を開催するということが一回やりましたけれども、参加者がごく少なく、そして今年度になってまた開催するということがあったのですけれども、地域説明会の開催をどのように現段階で考えているか、このことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

すみません、1点目のところでご答弁に関してちょっと補足ですが、先にさせていただきませんが、近年こういった校舎の売却という、旧というか、もう使わなくなった校舎の売却というのは全国で取り組まれておりまして、近隣の室蘭市さんのほうで最近売却した事例があって、それらが校舎の年数、あるいは面積、体育館等が非常に久保内中学校と類似しておりまして、そちらのほうで1,800万ほどの売却額になっておりますので、当町の1,900万という数字はおおむね妥当な額だというふうに認識をしています。

それから、2点目のご質問のほうでございしますが、引き渡すまでに予定している支出でございしますが、後ほど補正議案の中で出しておりますが、今久保内中学校の横にありますグラウンドにありますフェンスですとか、それから照明灯、それらに関しては協議の結果、町のほうで支出をして撤去するということになりました。そちらの経費が今補正で出している案として430万、これらについてはそもそも先ほど申し上げた解体費用の中には含まれるものではございませんので、今回については町のほうで施工するというように考えております。それ以外に関しては、この後に関しては今のところは特にございませんし、所有権の移転等に関しても基本的には事業者側の負担ということになります。

それから、2点目の地域説明会に関しましては、以前の議員協議会でのご指摘も踏まえて、できればこの議会前、悪くてもこの議会直後に説明会をとということで準備を進めていたのですが、このようなコロナウイルスの問題があって、こういった説明会、皆さんに集まっていたくような説明会を設けるべきか否かという検討があって、その段階では当面保留ということとなっておりますが、いずれかの段階で、この状況を見ながらにはなりますが、説明会についてはどこかの段階で開催をしていくという考えで現段階ではいるということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

ただいま総務課長からフェンスと照明灯の撤去のお話が出ていたと思いますが、これ以外にも、後ほど議案で補正のほうに出させていただいておりますが、学校で不用となった備品を廃棄するというので53万ほど補正予算として上程しておりますので、補足して説明させていただきます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 3回目の質問なのですけれども、この契約に際して売買契約書に相互の確認事項が別紙で添付されるのかどうか。もし別紙でそういう確認事項が添付されるのであれば、その内容について説明を求めたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

事業者との契約に関しましては、既に仮契約というものは済んでおります。今回のこの議会での審議を経て本契約へ移行するという予定でありまして、その仮契約の中に別紙の覚書というものを設けております。その内容に関して幾つか申し上げますと、まず1つは先ほど申し上げた照明灯、あるいはネットフェンス、そういったものは町側のほうで施工して除却しますということが1点です。それから、実は売却する土地の中に町が管理する温泉管が埋設されておりまして、それが久保内ふれあいセンターのほうにお湯を送っている管なのですけれども、それと、あともう一つ、校門がまたがるような形で配置されています。これらに関しては、基本的に所有権は町のままなのですけれども、そのまま無償で売却する土地の中に置かせてもらうと。町は、その管理のために自由にその中に立ち入ることができる。万一施工等が必要になった場合には、事業者のほうに話は通した上ですけれども、施工ができる。そのような、町側のほうで管理をそのまま続けられるというような内容の文言を別紙の中に含めております。あとは免責の関係ですとかといったものが契約の段階と、これから例えば登記をしていくと分筆したところが地番が変わったりとかするので、そういったものは登記後のものが優先されますと、そういう事務的な文言を加えたもの、こういった覚書を別紙という形で併せて契約をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） この一千九百何がしの販売価格というか、この支払いはどのような形態を取るようになっておるのか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

あくまでも今議会でこの議案が採決されて、あるいは歳入の予算が補正をされた上での話でございますが、本日可決と同時に請求書というか、そういったものを発行して、一応今月いっぱいには全額をお支払いいただいて、その金額を受け取った後に所有権を移転すると、そのような契約になっております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 町有財産の処分については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（長内伸一君） 日程第5、議案第8号 壮警町附属機関設置条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私は、この制定には賛成の立場で以下述べたいと思うのですが、現在提案されている条例の文言の統一が必要でないかなと、そのようなことをこの議案を見て感じております。といいますのは議案6ページ、第2条の関連する別表ですけれども、7ページの壮警町介護保険事業計画等策定委員会の委任事項をちょっと見てください。そこだけ文章表現が壮警保険事業推進に関すること、ほかは全部事項という言葉で表現されているのです。このような統一が必要でないかなと思うのですが。

それから、もう一点、壮警町には壮警町法令審査委員会という組織があるようです。これは例規集にも載っております。ですから、このような条例の制定だとか改正を提案する場合に、この法令審査委員会、何か内容を見ていきますと毎月1回開催するのを原則にしているようですが、そういうところで審査といいますか、そういうことをやった例はあるのかどうか。この法令審査委員会の活動についても伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1点目の文言の整理に関してでございますが、確かに担任事項の説明のところに介護保険だけが関することという終わり方をしているというご指摘でございますが、まさしくそのとおりだなというふうには感じております。ただ、内容として間違っているということではございませんので、できますれば今回この条例に関しては制定をさせていただいて、以後この附属機関の検討をしていくに当たって恐らくは追加する場面ですとか削除するというケースも想定されますので、その際に改めて併せて整理をさせていただくということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

それから、2点目の法令委員会に関しましては、設置することとはなっておりますが、近年はそのような委員会というのは開催はしておりません。大分以前にやっていた記憶は

あるのですが、近年は所管課である総務課のほうで他課の条例案とかも含めて精査をして上程をさせていただいていると、そういう経過でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私は、この際に訂正して統一するのが正しいのではないかなという気がしてなりません。そこで、別表の13の附属機関以外に法だとか条例に定めていない附属機関がないかということです。ずっと条例だとかいろんな予算書だとか、そういうのを調べてみました。そうしますと、私はちょっと判断難しいのですけれども、今申し上げて町の考え方について確認していきたいのですが、教育費、社会教育費、交流センター費で平成27年度から、オヤリヨクというのですか、正しく何と読むのかちょっと私理解しておりませんが、つむぎ事業検討委員会というのがありまして、平成27年からずっと続いて令和2年の予算書にもこの委員会の活動の報酬が組まれているのですけれども、この別表の中に入るのかどうか。根拠としての法だとか条例はありません。けれども、27年からずっと続けているこの検討委員会が別表13のほかに入るのかどうか、町はどのように判断しているか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回この条例を策定するに当たりまして既存の今町にある委員会、そういった機関がどこに当てはまるのかということを庁内で検討させていただきました。その際に、今ご指摘をいただいた機関に関しましては附属機関ではなくて私的諮問機関というような位置づけをしてこの条例には含めないと、そのような結論に至りましたので、このような条例案になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 町の考え方は分かりました。私的機関ですね。

そこで、最後の質問にしたいのですけれども、町にはいろいろな機関があります。今日の第5号議案の評価委員会の委員から始まって、いろいろな委員さんだとか機関だとか条例だとか規則で定められております。けれども、私は今町にどんな機関があって、どなたが委員となっているかということが分からないのです。そういう面で、現在町で町の附属機関として設置している委員だとか委員会、協議会、そういうのを一覧表としてまとめて公表することが必要でないかな。そして、どなたが現段階でそれぞれの委員に委嘱しているかということを通理理解していくことが必要でないかと思うのですけれども、このような取りまとめをして公表する考えがあるかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、かなりの数の委員会であり、委員さんというのは実はいらっしやい

ます。特に住民の皆さんに直結するような、例えば民生委員さんとか、そういった部分については各課ごとに広報等を通じてご紹介をしてきたところかなというふうに認識しております。基本的に委員さん等を公表することが支障になるというふうには認識はしておりません。一応各それぞれの委員の状況は、その性格ですとか、そういったものは確認はしますけれども、可能な範囲でいずれかの段階で公表というか、一覧化するということは検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 佐藤議員の最後の質問に関連するかもしれないのですが、この条例改正の趣旨、議案説明の中で本年4月1日から地方自治法の一部と地方公務員法の一部が改正することに伴う条例改正であると、その中で非常勤特別職の要件が厳格化されたのだという説明だったのですけれども、これをもう少し平たく、つまびらかにお話しいただきたい。何が厳格化されてどうなのか、これによって機関と担任事項について条例の条文化が図られたのだけれども、実際厳格化がなくてもこれは過去からあったことで現在あることなので、このようなことをやっていただいているわけなのだけれども、何がどう違うのかということが1つなのです。加えて言うと、どういう構成メンバーかということも厳格化に伴い、これは必要になってくることなのかということは今思いながら聞いていたのですが、それはそれで、分かりませんが、機関に関してもそれぞれの性格があるわけですから、全てをつまびらかにする必要があるかどうか、これまた判断の余地があるだろうと思います。ちなみに、過去どういった形の機関があって、どういうメンバーかというのは情報誌「かけはし」というのがございまして、あれの特集で載ったこともございます。だから、それは全てかどうかわかりませんが、なるほど、そういうことが必要だというのは私も本当に賛同するのですけれども、ただ全てをつまびらかにすることが、この所属機関の性格とも関わることだと思うので、慎重判断いただければと思って、余計なことですが、お伺いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、こちらそもそもなぜこのような条例をつくるかということですが、実際条例案に載っている機関というのは今までもございますし、活動もしてまいりました。今回このような形にしたのは、地方自治法の改正が4月から施行されるに当たりまして、このような法定以外の附属機関を町が設ける場合には条例に位置づけるということが、それが厳格化されたということです。今までこちらに載っている機関というのは条例で定めたものではなくて、要綱ですとか、規則ですとか、そういったものに準拠して運営をしていたということですので、改めて、組織の中身を変えるわけではないのですが、法に基づいて条例に位置づける。一つ一つを全部条例つくるという方法もちろんあるのですが、そうではなくて一括条例をつくって、これらについては地方自治法に基づく条例に位置づけた附属機

関ですということを確認にしたというのが今回の条例提案の趣旨でございます。

2点目の、ではそれらをするに当たって委員さんを公表する義務があるのかということに関しては、基本的にそういったものはないと思います。公表が条例化する、あるいは正規の附属機関にするということの条件というふうには聞いておりませんので、そこは自治体の判断によるかなと思います。

それから、3点目の、では全てを公表すべきか否かというところですが、こちら先ほどご答弁したとおり、全てをではなくて、それぞれの委員会の性格ですとかそういったものを見て、必要なものは、必要というか、公表できるものについては公表することを検討しますというふうに先ほど申し上げたつもりでいるのですが、おおむね松本議員のおっしゃるとおり、内容を精査しての対応、その代わり無理に隠す必要もないのかなというふうに思っておりますので、それらを加味して検討していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号 壮警町附属機関設置条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長（長内伸一君） 日程第6、議案第9号 壮警町子ども・子育て支援条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） この子ども・子育て支援条例、すごくいいものができるなというふうに感じています。私も積極的に何か関わっていければなというふうに思っているのですが、条例の中身なのですけれども、7条から保護者の役割、8条が地域住民の役割、9条が子ども施設の役割、最後に事業者の役割というのがありまして、(2)の意味は分かるのですけれども、(1)、事業者は地域住民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動

に積極的に協力するというふうに書いてあるのですけれども、これを決めたときのイメージというか、具体的にどんなことに事業者が関わっていくようなイメージだったかというのを聞きたいです。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、この条例の第10条、事業者の役割の中で事業者に求められる役割のほう、そちらのほうで事業者は地域住民等及び学校等が行う子どもの育成に関する活動に積極的に協力することと明記しておりますが、こちらのほうは既に町内の事業者様は非常に積極的に子供の事業、それから学校事業等にお関わりいただいております。例えば若手の事業者の方では雪合戦の子供たちの技術向上に協力いただいたりというふうな部分もございますので、これまでの活動を継続していただくとともに、今後新たな事業が行われたときにはまたそういったご協力を願いたいというような思いを込めております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） ありがとうございます。この条例ってほかの市町村と違ってあまり聞いたことがなくて、すごく本当に素晴らしいと思うのですけれども、こんな素晴らしいものがあるので、もっとアピールするというか、ホームページとかいろんなところに載せて、そしてこんなに子供に力を入れている町なのだとアピールするのにすごくいいものだと思うので、そういうアピールのほうもちょっと力を入れていってもらえればなというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

この条例に対するご評価をいただき、誠にありがとうございます。おっしゃるとおり、せっかくこのような条例ができたということで、壮警町の子育てに関する基本理念をまとめておりますので、こちらのほうは新年度早々になるかと思いますが、広報あるいはホームページ等で積極的にPRを心がけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今同僚議員からも質問というか、素晴らしい条例の制定だと、そういう評価がありましたが、私もこの内容については異議がありませんけれども、特徴的なものとして今までの条例にない形の条例でないかなと思います。それは、前文といいますか、普通の条例であれば第1条に設置目的なんて書いてあるのですけれども、この条例だけが前文として書かれております。ここに提示したのはどのような考えから前文として、ほかの条例にはない形で作成したのか、その作成した基本的な考え方、これについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

確かに、おっしゃるとおり他の条例に見ない形で前文というものを設けた条例となっております。まず、この意義といたしましては、壮瞥町の子ども・子育て支援に対する強い思いを明確に表すためにあえて前文の中でその明確な理念をうたっているということでございます。それから、他の自治体の例等を参考にいたしまして、このような構成になっているところもございましたので、そういう形で前文を設けさせていただいております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 前文の設けた考え方については理解いたします。そこで、これは今後の条例全般に関わってくるのですけれども、過去といいますか、現在の壮瞥町にある条例の中にもあるのですけれども、今回目次が書かれております。それで、これは今答弁された方に回答を求めるのではなくて、多分条例については総務課が担当しているのではないかと思いますけれども、このような目次を入れる、入れない、この判断はどこにあるのかなど。目次を入れる、入れないの判断についてどのように考えているか。というのは、福祉関係に多いのです。まだほかにもありますけれども、調べてみると福祉関係に意外と多いのです、こういう目次が入っているのは。そういう面に入れる、入れないの基本的な考え方について伺います。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

法律なんかですと一般的に目次をつけられていたりとかしておりますけれども、法令の作成のマニュアルのようなものが役場にもございまして、そちらで見ると限りは特に章立てにするもの、第1章、第2章、そういったものに関しては目次があることが望ましいだろうと、そのようなことが書いてございまして、ただしそれは義務ではなくて、あくまでも分かりやすいとか、伝えやすいとか、そういう意味でつけるものだというふうに認識をしております。ですので、今回は章立ての条例になりましたので、このような目次をつけられたのだと思いますが、今後に関してはその都度、適宜その内容や、あるいは条例の長さなんかを勘案して判断をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） これで終わりにしたいと思いますけれども、今回制定する支援条例、これは本当にまだ多くの市町村が制定していない中で取り組んだことは私は評価しま

す。そこで、たしか3月5日の室蘭民法だったと思いますけれども、この子育て支援会議から今回提案されている支援条例と一緒に第2期壮瞥町子ども・子育て支援事業計画書が提出されたという記事がありました。そこで、私はまだそれはどんな内容か承知しておりませんが、平成27年3月に制定した壮瞥町子ども・子育て支援事業計画、結構分厚い、これはホームページからコピーしたのですけれども、結構なボリュームのある事業計画が示されております。今回何か新聞報道では12月と2月の2回の会議で第2期を策定したなんていう記事がありましたけれども、本当に2回くらいでそういう事業計画ができたのかななんてその辺ちょっと疑問といいますか、そういうのが頭をよぎりました。けれども、第2期ができて提出された。第1期を見ると、ただ単に提出している住民福祉課だけでなく教育にも関すること、第1期ではです、教育だとか建設だとか、いろんな課に横断的に関わっているのです。ですから、ただ単にこの計画ができたからいいのではなくて、いかにそれを着実に取り組んでいくかということが今後この条例の制定後に課せられた大きな課題でないかなと、そんな気がしてなりません。そこで、町長はこのことについて今後どのような形でこの条例の実のある推進のために取り組むかについて、もしもお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 様々な子育てに関する、住民福祉だけではなくて教育委員会並びにハード整備も含めた中で子育て支援計画が第1期、そして今回は第2期の計画を策定したところでありまして、総合計画と同様そこに位置づけております事業については着実に推進をしていきたいと思っておりますし、子育て応援の町、若者が定住する町というものを目指してこの条例を制定をし、財源との検討をしなければならぬことはありますけれども、これから子育て、子供たちは未来社会に向けて生き抜いていく力を着実につけていくということは非常に大事なことでありますので、地域ぐるみで取り組んでいるという基本理念をこうして定め、それをよりどころにして子育て支援策の充実を図っていきたいと、このような思いでありますので、そうした思いでこの条例を制定させていただいていることをまずご理解いただきたいと思っておりますし、制定をした暁には、その後については来年度、再来年度以降になると思っておりますけれども、既存の事業に加えてできる限り事業を推進して着実に子育ての町を推進していきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 壮瞥町子ども・子育て支援条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号

○議長（長内伸一君） 日程第7、議案第10号 壮瞥町学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 壮瞥町学校教育施設整備基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（長内伸一君） 日程第8、議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） まず、文言といいますか、職員の種別といいますか、その表現について議員協議会等でも説明があって理解を深めたつもりでいたのですが、条文の中で、まず会計年度任用職員、いわゆる嘱託職員と臨時職員といいますか、従来の名称がそのように変わっていくということも理解しますが、会計年度任用職員は出てくるのですけれども、臨時的任用職員という文言が第2条でしたか、こういう職員とこういう職員という種

類分けの中に出てくるのですが、もう一つは臨時的任用職員、あるいは再任用短時間勤務の職員、この辺の分け方というのをもう一度確認したかったのですけれども。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時20分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

条例の中ないしは条例の説明に関する用語の確認ということかと思いますが、まず会計年度任用職員に関しては従前からご説明をしてきたとおりで、今で言う臨時職員、それから嘱託職員、それらが全て会計年度任用職員に移行します。この法律が4月から、改正法が適用されますが、その後の臨時的任用職員というのは当町では今のところは予定はしておりません。制度上、例えば正職員が休み、長期で休業しなければならないという場合に、完全にその穴を埋めるために週38.45時間フルに出勤して、かつその穴埋め期間だけを埋めるというような任用の仕方がございまして、それが法改正後の臨時的任用職員というふうになります。今のところ当町ではそういった休業の予定もございませぬし、特段制定として設けていなかったというところがございます。それから、再任用に関しましては、これは従前から運用しておりまして、今回新たにということではございませぬが、正職員が退職した後、再度任用して勤務をしていただくものですが、再任用にも時間を短縮して勤務するものと通常のように勤務するものと2タイプありまして、それで短期という言葉を使ったり再任用職員という言葉を使ったりということで非常に分かりづらいのですけれども、制度としてはそれぞれ個別に独立しているものでございますので、適宜条例等につかかって運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 文言については了解いたしました。そこで、実は質疑のただすところの中身は、会計年度任用職員に関しても育児休業について正規職員並みのといいますか、そういった要求、休暇が取れるというような規定がその後議案説明の中でございまして、期間だとか定めてあるのですが、それも了解いたします。先ほどの同僚議員の質問も含めた子ども・子育て支援条例にも関わるのでありますが、地域を挙げて子育てを応援しよう。いろんな支援の仕方があるのだろうと、私もそういうふうに聞き取れましたので、例えば事業所の中で育児休業を取る場合も、あるいは学校のPTAだとかそういった役員を従業員の方がやった場合に、その勤務時間を空けるときにそれを応援してあげるとか、様々な側面があるのだろうと、これを地域挙げて進めるのだというふうに、いいことだなというふうに理解しながら、こちらなのですが、会計年度任用職員についてはそれを正規

職員と同じように認めると。では、もう一步進んで、いいかどうかは別の判断です、ここ
で言うと臨時的任用職員についても例えば育児休業については認めるとか、特に例えば小
さいお子様があったので、その育児時間を認めるとか、そういう特殊な、先ほど言った
ように地域を挙げて事業所にもぜひ子ども・子育て支援を応援してくれと、この地域をそ
ういうふうに特色づけましょうと事業所に要求といいますか、お願いするのであれば役場
自らが自分の事業所を、例えばですけれども、そういう臨時的な職員に関しても子育て休
暇、育児休業を、時間的な休暇を認めるとか、そういった判断や考え方にならなかったの
かなと思いながらこの条文を読ませていただいたのですが、いかがなのでしょう。そう
いう議論や考え方はないのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

先ほどの条例は別としまして、今回のこの条例に関してはあくまでも地方公務員の育児
休業等に関する法律の改正というものがあって、それに基づいて必要な部分を、それと会
計年度職員という制度が始まるに当たって改正をしたというもので、恐らくほぼ全ての自
治体が同じ文言でコピーのように運用されていくものというふうに考えます。先ほどの臨
時職員というか、さらに短期の職員の育児を支援するとか、そういったものというのはこ
れらの法律がそもそも1年以上のというところを前提にしておりますので、全くオリジナ
ルで町が独自で制定をしていかなければそのような制度というのは運用はできないだろうと、
少なくともこの条例には加えるというのはちょっと難しいというふうに考えておりますの
で、それらについては独自の施策としてどう考えるかというのはこれからの町の判断だろ
うというふうに思いますので、私のほうから言及はできませんが、少なくともこの条例に
ついてはそのような性格のものだということでご理解をいただけたらというふうに思いま
す。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） こだわって議論する気もないのでありますが、当然法律が変わっ
て条例を改正する趣旨も分かりますし、恐らく今答弁あったように各自治体で同じように
整理がされているのだろうというふうには理解いたしますし、そのとおりだろうと。ただ
し、先ほど言ったように、言ってしまうと子ども・子育て支援計画についても平成27年に
できて5年目がたって次2期目があって、その会議ですか、会議の設置も条例に載ってい
ましたけれども、どちらが先かどうかは別としても、それぞれの自治体でどんどん進めて
いくのだろうと、制定は。ただ、それを先んじて行うことの意義と、せつかく条文の中
にあります地域を挙げてというようなところを考えますと、オリジナリティー、特殊性があ
ってもそれはいいだろうというふうなことを考えるのですが、条例をつくるのにそれはい
けないと、要するに法律違反しているわけではないと思うのですが、是非は別です、そう
いう議論やそれを入れることがいけなということがあるのでしょうか。駄目なのでしょう

か。すみません、そこだけでもお伺いしたいと思うのですが、独自のそういう休業を設けることがいけないということがあるのでしょうか。法律違反なのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

もちろん条例は自治体で決定するものでございますから、法律に違反するものでなければ条例を、当町がオリジナルで新たなルールを加えるということとはできなくはないというふうに考えます。ただ、会計年度任用職員自体が先ほど申し上げたとおり、極端な話1日だけ採用する、今で言うと1日採用する臨時職員もひっくるめて会計年度任用職員ですので、仮にそのような独自の制度を設けるとしても全てを入れるのか、どこまでを入れるのかという、そういった議論も多分改正するとなると必要になるだろうというふうに思います。少なくとも今回に関してはこの4月からこの制度を運用していく必要がございますので、残念ながらそういったさらにとり部分の議論はしておりませんのでこのような条文になります。もちろん冒頭に申しましたように、絶対これ以外は変えれないということではありませんので、担当課含めて継続検討課題なのだろうというふうに認識をします。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） ほぼほぼ了解して話はしているのですが、そのとおりだと思います。ただ、会計年度任用職員の育児休業に関することも条文に載ってございまして、任用1年未満の者や任用の継続が見込まれない会計年度職員は対象ではないよという線引きはあるのです。そこはそうなのでしょうけれども、どこかの線引きが。これは恐らくそれぞれの自治体全てが同じなのだろうという立場でお話をしますが、うちの町はそれも状況に応じて町長の判断で可能だというようなことがあってもいいのではないかとというようなことを感じて読み取ったということなのでありまして、そういうことまで協議いただくような、地域を挙げて子ども・子育てを応援するということを標榜するのであれば、隗より始めよとは言いませんが、自らの職場、この役場庁舎もそのように進んでいるのだぞというような姿勢が、先ほど議員もございましたけれども、あってもいいのではないかとというふうに感じて質問させてもらっております。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私から答弁いたしますけれども、先ほど総務課長から答弁いたしたとおりでありますけれども、実際の運用の中で適宜必要かどうかという判断もしていきたいというふうに思っておりますし、条例を先ほど制定をさせていただいたところでございますので、その条例と照らし合わせながら常に判断をしていきたいと、このように思いますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 12 号

○議長（長内伸一君） 日程第 9、議案第 12 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） すみません。1 点なのですが、趣旨は分からないでもないのですが、いわゆる不当な差別をしないための条例制定で多分法の改正があつて行われることなのだろうと理解いたしますが、ただ運用に関して、要するに成年被後見人等の人たちが差別を受けないような形で欠格条項として設けていることを改正すると、いわゆる成年被後見人等ではなくて心身の状況や必要な能力の有無等を個別的、実質的に審査して判断するというのですけれども、それは具体的にむしろ難しくなるのではないかと、どのように判断していくのだろう。例えば次のとおりですか、同じ議案説明の中で印鑑登録を受ける際に、これは従前ですと成年被後見人の方は登録できない、それがなくされて意志能力を有しない者に改正するというのですけれども、意志能力を有しない者はどのように判断するのだという判断材料というのは、では何になるのだろう、むしろ難しくなっていませんかというのが素朴な疑問なのです。お分かりいただけますでしょうか。それは運用において難しくなりませんかねという質問なのですけれども、どこをもって判断するのかも含めてお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

改正の趣旨は、今松本議員からご指摘というか、ご意見のあつたとおりでございます、まさしく関係する法律の改正の趣旨もそのとおりでございます。今回 4 つの条例をまとめて一括して改正しておりますが、町のほうの判断運用でいうと印鑑の条例の関係、それから収納のほうの条例の関係、旅費と保育に関しては、これは大本の法律が変わつたので、

大本の法律の条項の番号が変わったから変えたというだけなので、現実的な運用というところと印鑑と収納という形になります。当然これ以外にも法律に基づいて様々な分野が変わっているのだと思いますし、それぞれの内容においてどこまでだったら可能でどこまでだったら駄目だというのはまさしくその内容によるのだろうというふうに思いますから、今のこの段階で、ではこういう運用をして、こういう人は駄目ですとかいうことは説明は一括してというのはできかねますが、少なくとも法が言っているのは成年被後見人というだけで、それだけで判断をして排除してしまうということはやめてくださいということなので、そこは法の趣旨にのっとって、それを基本としながら、運用はそれぞれの内容によって判断をしていくというところになるのだろうというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（長内伸一君） 日程第10、議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 14 号

○議長（長内伸一君） 日程第 11、議案第 14 号 壮瞥町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） この改正には賛成の立場なのですが、当地域は登別市だとか伊達市大滝区、洞爺湖町と温泉地帯です。そして、道外、海外から多くのお客さんが来て利用されているのですが、この登別、伊達、洞爺湖の各市町の取組、今回提案されている入湯税の取組はどのようになっているか、もし現状承知していれば伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

入湯税に関する近隣の市町の取組についてのご質問でございますが、近隣市町の動向を把握しているところによりますれば登別市におきましては 4 月 1 日から、洞爺湖町につきましては 6 月 1 日から、伊達市、大滝区も含んでなのですが、これが 10 月 1 日から、いずれも入湯税を現行 150 円から 300 円に引き上げるということで伺っております。登別市については条例が可決しております。それぞれの超過課税分の活用方法につきましては、いずれも観光施設や基盤整備等に活用するというので、広く入湯税の目的に合致する事業について財源として充当するというので伺っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 壮瞥町税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 15 号

○議長（長内伸一君） 日程第 12、議案第 15 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 壮瞥町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 16 号

○議長（長内伸一君） 日程第 13、議案第 16 号 壮瞥町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 壮瞥町道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号

○議長（長内伸一君） 日程第 14、議案第 17 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 13 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 4 ページから。

3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 歳出、総務費、総務管理費、財産管理費です。その説明を見ますと旧久保内中学校グラウンドバックネットほか撤去工事 430 万が出ておりますけれども、グラウンドに設置の照明施設、これは撤去は払下げといいますか、売却の協議の中で確認されていることで、これはいいのですけれども、現在ついている照明器具の中でも特に水銀灯、これは 16 個あるはずですが、この水銀灯をスクラップにして廃棄するのではなくて工事契約の中で再活用するような形を取れないかな。といいますのは、皆さんはそんなに総合グラウンドの利用状況は把握していないと思いますけれども、実際にグラウンドの照明が 3 個から 4 個ついていない状況なのです。山側 1 個だとかバックネットのそば 2 個だとかというふうについていない。切れているのです。そういう際に、この電球を保管して、手数料といいますか、だけで交換できて、明るいグラウンドで利用できるような形を取れないかな、そんなことを考えているものですから、廃棄しないで水銀灯の再活用を考えていただきたいなど。

それから、もう一点、照明支柱に、ちょうど校舎側です。校舎側の照明支柱にトランペットスピーカーがたしか 3 個ついているのです。これも廃棄しないで将来に向けて、もしも総合グラウンドを活用したときに使えるようにするためには今回の工事の中にそういう条件をきちっと入れて保管、再活用を前提として取り組めないのか、そのように考えているのですけれども、このことについてのお考えを伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） 私のほうからご答弁を申し上げます。

ご指摘のとおり、スピーカーと水銀灯については今回総務費のほうで撤去するということになっておりますが、使用を停止してから相当の年数がたっております。久保内中学校が平成 29 年に学校は閉めておりますので、それ以降使っていないということになります。したがって、今現在そのものが使えるかどうかという判断も教育委員会としてはできかねているところでございます。この関係もあって、仮に外して保管をしておいても次のところへ持って行ってそれをつけても再び使えるかどうかということが分からないということ

もありますので、今回工事のほうで撤去したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 使えるかどうか確認しなさい。というのは現に総合グラウンドの電球が切れて、どのような確認しているか知りませんが、つかない状況なのです。そういうのを解決するためにせつかくあるものを無駄にしないことが私は今の町財政からいって必要でないかなと思うのですけれども、確認して使えないのであれば私はそんなこと言いません。確認してぜひ再活用の方法を考えていただきたいな、そして総合グラウンドの電球がきちっとつくような管理、運営体制を確立してほしいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、教育長。

○教育長（谷坂常年君） 今ご指摘のあった点でございますけれども、どこまでできるかわかりませんが、可能な限り状況を把握して検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 5番、山本勲君。

○5番（山本 勲君） 財産管理費で蟠溪ふれあいセンターの電気料を見込んでいなかったの50万円を追加するということで、蟠溪ふれあいセンターって使われていないですよ。使われていないところで何のポンプの電気代なのかということを知りたかったので、すけれども。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

蟠溪ふれあいセンターの電気料の不足による補正に関してでございますが、もちろんセンターは自治会のほうで今運用しておりますので、その分の電気料というのは当初から見れば執行しているという状況です。今回漏れていたという報告をしたのは温泉ポンプの分でございますが、温泉は確かに施設としては供用を止めておりまして一般のお客さんに使っているわけではないのですが、止めてしまうとその後の再使用等が、温泉を再開することはないにしても何らかの使うという場面に支障が出るということと、床暖房ですとかそういったものために温泉を回しているところがあって、ですのでそのまま動かしてはいるという状況です。その分の電気料が、今年度から指定管理をやめて直営にしたのですが、その引継ぎ等が十分でなかったのかその分が当初予算で計上が漏れていたということで今回不足が生じているところでございますが、次年度に関しましては当初からきちっと整理をして進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 今の山本議員に関連ではないのですが、蟠溪については当初予算で計上漏れだったということで了解いたしましたけれども、今回同じ4ページで役

場庁舎等の維持管理費として光熱水費、電気料の値上げに伴う追加補正がございまして、95万でした。その補正の際に、それぞれの施設等に関して光熱水費の追加補正、電気料アップに伴う補正が行われてございまして、例えば昨年12月と言えいいのでしょうか、地熱エネルギー、オロフレ含めた泉源ポンプの稼働電気料のアップということで120万追加補正がございました。それから、情報館も12月だと思いますけれども、76万でしたか、追加補正がありました。そうやって考えますと、ほかの施設、学校もそうなのですが、いわゆる電気料のアップに伴う補正は必要なかったのかなということを考えまして、例えば保健センター、情報館もたしかアップになっていたと思うのですけれども、保健センターですとか各学校は補正ないのですが、その心配は要らないのかというのが1つなのです。

もう一つ、議長のお許しをいただいて、この表に載っていないことなのでありますけれども、自治会の街路灯運営補助ということで今年度は当初260万です。これは補正はないのです、今のところ。ただ、新年度予算では300万の計上になっているのです。ですから、上がることは見込んでいるのだろうなというふうに理解するのですけれども、今年度はその補正は必要ないのかどうか確認です。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、役場の庁舎の電気料に関しましては、実は昨年の実績不利は同月比で見ると去年の実績よりも下回っているという状況です。ただ、当初予算の段階で目標としてかなり電気料を抑えた経過があって、結果、努力はしたのだけれども抑え切れなくて、前年よりは少ないけれども前年に近い状況になって、当初予算と比べると足りないということで今回補正をするというものでございます。その他の施設の電気料に関しましても、それぞれの課の中でこの議会に当たって当然精査されていると思いますし、光熱水費という予算の中で、ないしは需用費の中で調整のつくケースもあるでしょうし、実際に抑えられているケースもあるのだろうというふうに思いますので、基本的には今回の出された電気料の中で各施設とも賄えるというふうに判断をしています。

それから、街路灯の運営補助については昨年12月にもう既に補正をしております、補助金がちょっと足りなくなって、それで12月の下旬から各自治会に支出をしているのですが、それを間に合わせるために補正を、ごめんなさい、40万ぐらいだったと思いますが、補正をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ただいまの質問で学校の関係のお話があったかと思しますので、答弁をさせていただきます。

高等学校費の燃料費で今回補正を出させていただいておりますが、それ以外の部分の電気料ですとか義務教育の部分の燃料費については既存の予算の中で対応できるということ

で今回補正を出しておりませんので、ご説明をさせていただきます。

○議長（長内伸一君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） 議員のほうから保健センターについての電気料のお話がありましたので、こちらのほうは先ほど総務課長が申し上げましたとおり、おおむね予算内の電気料で収まるものと見ております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般5ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般6ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般7ページ。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 教育費で学校給食運営事業にお伺いたします。

このたび443万9,000円の減額補正でありまして、当初が1,538万2,000円の計上でしたから、28%オフということなのです。これは現実的にあり得るのかと素朴に感じるのですが、お答えをお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤誠士君） ご答弁申し上げます。

まず、給食費の精算の部分についてなのですが、前年度の予算額の精算ということになります。したがって、今回の精算は平成30年度分の執行分を令和元年度の経費で差引きするということになります。平成30年度は食育センターの稼働1年目でした。丸々1年間、初めての年でした。面積も旧給食組合の時代の施設から比べると2.4倍ほど大きな施設になっていると。電気ですとかガス、水道、そういうようなものの維持経費もどの程度かかるか非常に見通せない部分もあって、当初の予算額として平成30年度は1,935万9,000円ほど予算を見ておりました。その前の年の29年の給食の予算は1,184万6,000円ということなので、対前年比でいくと751万3,000円ほど大きな金額を見ていたということがまず1つあります。今回平成30年度の精算ということで業者等の委託料に含まれるようなものも整理をしたということで、実際として443万8,478円の精算が発生したと、これを令和元年度の第4期の負担金で相殺をするということなのですが、4期目の負担金額が384万5,250円ということですので、これを丸々相殺してもまだお金が戻ってくるということで、第1期から第3期で払った分から残った分を差し引いて最終の支払い金額が1,094万2,619円で委託料が確定したということなので、その分を予算を減額したということになります。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて一般8ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入について一般1ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般3ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第1表、歳入歳出予算補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第2表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、第3表、地方債補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第 13 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号

○議長（長内伸一君） 日程第 15、議案第 18 号 令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 19 号

○議長（長内伸一君） 日程第 16、議案第 19 号 令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 20 号

○議長（長内伸一君） 日程第 17、議案第 20 号 令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 令和元年度壮瞥町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 21 号

○議長（長内伸一君） 日程第 18、議案第 21 号 令和元年度壮瞥町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号 令和元年度壮警町集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号ないし議案第 27 号

○議長（長内伸一君） 日程第 19、議案第 22 号 令和 2 年度壮警町一般会計予算について、日程第 20、議案第 23 号 令和 2 年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第 21、議案第 24 号 令和 2 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 22、議案第 25 号 令和 2 年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第 23、議案第 26 号 令和 2 年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について、日程第 24、議案第 27 号 令和 2 年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

◎予算審査特別委員会の設置について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議案第 22 号から議案第 27 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号から 27 号までの 6 件については、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任について

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果について報告いたします。委員長に松本勉君、副委員長に加藤正志君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員長に松本勉君、副委員長に加藤正志君を選任することに決しました。

◎発議案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第25、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げます。

議員報酬については、第5次行政改革が実施されていることを踏まえ、平成31年4月から令和2年3月までの1年間、8%減額となっております。議会では、議員報酬について議論した結果、厳しい財政状況を踏まえ、議員1名分の年間報酬相当額を削減するよう、今年度に引き続き令和2年度においても1年間、議員報酬8%減額の提案を行うものであります。本改正の提案は、1年間に限った措置ではありますが、引き続き議会活性化、議会改革の議論が行われることを望むものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

なお、改正文につきましては、お手元に配付の議案のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより発議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号

○議長（長内伸一君） 日程第26、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議の提案理由の説明を申し上げます。

皆様ご承知のとおり北海道には弥生時代がなく、13世紀ぐらいまで縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。北海道の市町村名の約8割がアイヌ語に由来しています。我が壮瞥町もアイヌ語で滝の川を意味するソーベツより転化し、壮瞥となりました。

2019年4月にはアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、白老町にウポポイを愛称とする民族共生象徴空間が開設されるこの機会に道内各地の地方公共団体が先頭に立って民族共生社会をつくり上げていくという決意を表明したく決議案を提案するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これより決議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（長内伸一君） お諮りいたします。

議事の都合により3月10日から12日までの3日間休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、3月10日から12日までの3日間休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

3月13日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 1時12分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和2年壮警町議会第1回定例会会議録

○議事日程（第4号）

令和2年3月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第22号 令和2年度壮警町一般会計予算について
- 日程第 3 議案第23号 令和2年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 4 議案第24号 令和2年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 5 議案第25号 令和2年度壮警町介護保険特別会計予算について
- 日程第 6 議案第26号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第27号 令和2年度壮警町集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第28号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第14号）について
- 日程第 9 議員の派遣について
- 日程第10 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番	菊地敏法君	2番	松本勉君
3番	佐藤恣君	4番	加藤正志君
5番	山本勲君	6番	真鍋盛男君
7番	毛利爾君	8番	森太郎君
9番	長内伸一君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課主任技師	山崎清輝君
生涯学習課長	齋藤誠士君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長(兼)	木下薫君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 毛利 爾君 8番 森 太郎君
を指名いたします。

◎議案第22号ないし議案第27号

○議長（長内伸一君） 日程第2、議案第22号 令和2年度壮警町一般会計予算について、日程第3、議案第23号 令和2年度壮警町国民健康保険特別会計予算について、日程第4、議案第24号 令和2年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第5、議案第25号 令和2年度壮警町介護保険特別会計予算について、日程第6、議案第26号 令和2年度壮警町簡易水道事業特別会計予算について、日程第7、議案第27号 令和2年度壮警町集落排水事業特別会計予算についてを一括議題といたします。

議案第22号から議案第27号までの6件については、3月9日の本定例会において予算審査特別委員会に付託された審査案件でありますので、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

2番、松本勉予算審査特別委員会委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松本 勉君） 予算審査特別委員会審査報告を申し上げます。

令和2年3月9日開催の第1回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第22号から第27号までの令和2年度各会計予算について2日間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

事件名、議案第22号 令和2年度壮警町一般会計予算について、以下5件であります。

審査の経過、委員会の開催、議案第22号から第27号までを審査するため、予算審査特別委員会を令和2年3月11日から12日までの2日間開催いたしました。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のため出席した者、特別委員会に出席し

た説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、令和2年3月9日開催の第1回定例会において本特別委員会に付託されました議案第22号から議案第27号までの令和2年度各会計予算について、慎重に審議を行いました。

審査の結果につきましては、各議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会委員長、松本勉。

以上、報告を終わります。

○議長（長内伸一君） 予算審査特別委員会委員長の報告に対して一括質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第22号から議案第27号までの6件の一括討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第22号から議案第27号までの6件を一括採決いたします。

各議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は、全て原案のとおり可決であります。

各議案は、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号から議案第27号までの6件については、予算審査特別委員会委員長の報告のとおり、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長（長内伸一君） 日程第8、議案第28号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第14号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 令和2年第1回定例会に当たり追加提出いたします議件は、議案第28号の1件であります。

議案第28号 令和元年度壮警町一般会計補正予算（第14号）について。

令和元年度壮警町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額41億1,472万5,000円に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,972万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明させていただきます。94ページになります。商工費、商工費、観光費で500万円の追加となります。昭和新山国際雪合戦補助金になりますが、2月22日、23日の両日で開催を予定しておりました第32回昭和新山国際雪合戦について、開催が近づく中、北海道内での新型コロナウイルスによる感染者数が急速に拡大する深刻な状況を踏まえて対応を改めて検討した結果、万一の場合の参加者や運営に携わる方々等の安全の確保、さらには圏域や雪合戦に与える今後の影響などを勘案し、開催を直前に控えた2月20日に関係する皆様の理解を得て中止という苦渋の選択をしたところであります。大会の中止に伴い、参加チームからの賛同金や協賛していただいた事業所等の協賛金については、主催者による中止の決定であることから、返戻することといたしました。一方、大会開催に係る経費については実行委員会を中心とした多くの皆様の協力でほぼ開催準備を完了し、1,250万円程度の支出が既に見込まれている状況であり、この結果、差引き収支に500万円の不足が生じるものと見込まれるため、追加計上するものであります。

第1表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

歳入では、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で500万円となります。

以上が今定例会に追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第14号）については原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（長内伸一君） 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第10、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和2年壮警町議会第1回定例会を閉会いたします。

（午前10時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員